

# 金融庁の1年

(平成26事務年度版)

平成27年11月

金融庁

#### 本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、平成 26 年 7 月 1 日から 27 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

# 本編・目次

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織

I 概要	2
II 特命担当大臣	2
III 所掌事務	2
IV 組織編成の特徴	2

#### 第2節 体制整備の取組み

I 金融国際審議官の設置	3
II 平成27年度の体制整備	3

### 第2章 金融庁の行政運営

#### 第1節 財務局との連携

#### 第2節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	5
II 服務規律の確保	7
III 法令等遵守調査室における情報受付	8

#### 第3節 研究

I 金融庁における研究	9
II 金融行政の参考となる調査研究の実施	9
III 産・官・学の連携強化	9

#### 第4節 研修

I 金融庁における研修	11
II 研修の実績	11

#### 第5節 行政情報化の推進

I 概要	13
II 取組み実績	13

#### 第6節 報道・広報

I 報道対応	16
II 広報活動	16

#### 第7節 情報公開等

I 開示請求の動向	17
II 文書管理等の状況	19

#### 第8節 金融機関等との意見交換

#### 第9節 パブリック・コメント手続の実績

#### 第10節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要	22
II 平成26事務年度における取組み	22
第11節 金融サービス利用者相談室	
I 概要	23
II 相談等の受付状況	23
第12節 政策評価への取組み	25
第13節 金融庁業務継続計画の策定	28
第14節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	
I 経緯	29
II 取組み	29
III 実績	29

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（店頭デリバティブ取引等に関する規制）	
I 経緯	31
II 概要	31
第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資信託及び投資法人に関する規制）	
I 経緯	33
II 概要	33
第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資型クラウドファンディング等に関する規制）	
I 経緯	35
II 概要	35
第4節 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）（いわゆるプロ向けファンドに関する規制）	
I 経緯	38
II 概要	38
III その他	39
第5節 ディスクロージャー制度の充実・運用	
I 開示諸制度の整備	41
II 開示諸制度の運用	43
III EDINET（電子開示システム）の開発状況等	44
IV 公認会計士・監査法人等に対する監督	44
V 公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する取組み	46
第6節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備	47

II	金融商品取引所をめぐる動き	48
III	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	48
IV	会計基準・監査における国際的動向への対応	50
V	「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催	53
第4章	預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節	振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について	
I	振り込み詐欺救済法の概要	54
II	「振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手の決定	54
III	預保納付金を用いた事業の実施について	55
第2節	保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備（保険募集等に関する規制）	
I	経緯	56
II	概要	56
第5章	審議会等の活動状況	
第1節	金融審議会	
I	金融審議会の構成	59
II	平成26事務年度の開催実績	59
第2節	官民ラウンドテーブル	
I	経緯	61
II	議論の状況	61
第3節	自動車損害賠償責任保険審議会	
I	設置	62
II	自動車損害賠償責任保険審議会の組織	62
III	自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況	62
第4節	企業会計審議会	
I	企業会計審議会の構成	63
II	平成26事務年度の審議状況	63
第5節	金融トラブル連絡調整協議会	
I	経緯	64
II	議論の状況	64
第6章	政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節	政府の経済対策等における金融庁の取組み	
I	経緯等	65
II	金融分野の主な施策	65
第2節	政府の成長戦略における金融庁の取組み	

I	「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）	67
II	コーポレートガバナンスの強化について	69
III	地方創生関係	71
第3節	金融・資本市場活性化有識者会合	
I	経緯等	75
II	「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」（平成27年6月30日公表）	75
第4節	金融に関する税制	
I	平成27年度税制改正について	77
II	NISA（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて	78
第5節	規制・制度改革等に関する取組み	
I	規制・制度改革に関する取組み	80
II	産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	81
III	地域再生に関する取組み	82
第6節	中小企業等の経営改善・体質強化の支援	
I	背景	83
II	主な取組み	83
第7節	東日本大震災への対応	
I	二重債務問題に係る金融庁関連の施策	85
II	金融機能強化法（震災特例）の運用状況	86
III	その他	86
第8節	消費者行政に関する取組み	
I	経緯等	87
II	工程表の作成等	87
III	消費者基本計画における金融庁関連の施策	87
第9節	金融経済教育の取組み	
I	概要	89
II	金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況	89
第7章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	92
第3部	金融検査・監督等	
第8章	業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節	オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング	
I	金融検査・監督（モニタリング）の意義	93
II	平成26事務年度金融モニタリング基本方針の策定	93
III	新しい検査・監督（モニタリング）手法及び組織体制	93
第2節	業態横断的な金融モニタリング	
I	マクロプルードンス	95
II	金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング	95
第3節	早期是正措置・早期警戒制度について	

I	早期是正措置の概要及び運用	98
II	早期警戒制度について	100
第4節	金融上の行政処分について	
I	行政処分の趣旨	102
II	行政処分の業態別発動状況	102
第5節	反社会的勢力への対応について	
I	経緯	103
II	これまでの対応	103
第6節	指定紛争解決機関	105
第9章	預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第1節	監督指針等	
I	主要行等向けの総合的な監督指針等	106
II	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等	107
第2節	預金取扱金融機関の概況	
I	主要行等の平成26年度決算概況	109
II	地域銀行の平成26年度決算概況	109
III	再編等の状況	109
IV	不良債権処理等の推移	110
V	預金保険料率の変更	112
第3節	預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング	
I	主要行等に対する金融モニタリング	113
II	地域銀行に対する金融モニタリング	113
III	外国銀行に対する金融モニタリング	114
IV	協同組織金融機関に対する金融モニタリング	114
第4節	預金等取扱金融機関に対する行政処分について	
I	銀行	117
II	協同組織金融機関	117
III	日本振興銀行の破綻処理について	117
第5節	自己資本比率規制等への対応	120
第6節	資本増強制度の運用状況	
I	旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	122
II	金融機能強化法	122
第7節	地域密着型金融の推進	
I	経緯	124
II	地域密着型金融の推進に係る取組み	124
第8節	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	
I	対応	126
II	現状	128
第9節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	

I	被害及び補償の状況	129
II	金融機関における対応状況	129
第10節	口座不正利用対策	
I	金融庁における取組状況	130
II	金融機関における取組状況	130
第11節	振り込め詐欺等への対応	131
第10章	信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	132
第2節	信託会社等の新規参入	133
第3節	信託会社等に対する金融モニタリング	134
第4節	信託会社等に対する行政処分	135
第5節	類似商号への対応	136
第11章	保険会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針等	137
第2節	保険会社の概況	
I	平成27年3月期決算状況	139
II	再編等の状況	139
第3節	保険会社に対する金融モニタリング	141
第4節	保険会社に対する行政処分	142
第5節	統合的リスク管理態勢の整備・高度化について	143
第6節	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	144
第7節	保険商品審査態勢について	145
第8節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	
I	少額短期保険業者の概況	146
II	少額短期保険業者に対する行政処分	146
第9節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	
I	認可特定保険業者の概況	147
II	認可特定保険業者に対する行政処分	147
第12章	金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第1節	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	148
第2節	金融商品取引業者等に対する金融モニタリング	150
第3節	第一種金融商品取引業	
I	第一種金融商品取引業者の概況	152
II	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	154
III	投資者保護基金について	154
第4節	第二種金融商品取引業	
I	第二種金融商品取引業者の概況	155

II	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	155
第5節	投資助言・代理業	
I	投資助言・代理業者の概況	156
II	投資助言・代理業者に対する行政処分	156
第6節	投資運用業	
I	投資運用業者の概況	157
II	投資運用業者に対する行政処分	157
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者	
I	登録金融機関の概況	158
II	取引所取引許可業者の概況	158
III	金融商品仲介業者の概況	158
第8節	信用格付業者	
I	信用格付業者の概況	159
II	信用格付業者の特定関係法人	159
第9節	適格機関投資家等特例業務届出者	
I	適格機関投資家等特例業務届出者の概況	160
II	適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について	160
第10節	認定投資者保護団体	161
第11節	詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	
I	相談件数の状況等	162
II	対応	162
第13章	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊	164
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	
I	貸金業者向けの総合的な監督指針	165
II	貸金業者の数の推移	165
III	貸金業者に対する金融モニタリング	165
IV	貸金業者に対する行政処分	165
V	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	165
VI	貸金業務取扱主任者の登録状況	165
VII	登録講習機関の講習実施状況	165
VIII	指定信用情報機関の概況	166
第3節	前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き	
I	前払式支払手段発行者の概況	167
II	前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング	167
III	前払式支払手段発行者に対する行政処分	167
IV	前払式支払手段の払戻手続	168
V	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	168
VI	資金移動業者の概況	168

VII	資金移動業者に対する金融モニタリング	169
VIII	資金移動業者に対する行政処分	169
第4節	SPC等の監督をめぐる動き	
I	SPC等の概況	170
II	SPC等に対する行政処分	170
III	資産の流動化の状況	170
第5節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	172
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	173
第7節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	174
第8節	金融コングロマリットの監督をめぐる動き	175
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	
I	信用保証協会に対する金融モニタリング	176
II	政策金融機関等に対する金融モニタリング	176
第14章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
I	本制度導入の経緯	177
II	回答実績	177
III	利用上の留意点	177
第15章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
I	本照会手続導入の経緯	178
II	回答実績	178
III	利用上の留意点	178
第16章	疑わしい取引の届出制度	
I	疑わしい取引の届出制度	179
II	疑わしい取引の届出に関する概況	179
第17章	課徴金納付命令	
I	課徴金制度について	180
II	課徴金納付命令等の状況	181
第18章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	金融モニタリングレポート	183
第2節	金融検査結果事例集	184
第3節	検査モニター制度	185
第4節	意見申出制度	186
第5節	金融モニタリング情報の収集について	
I	概要	187
II	情報の収集状況	187

## 第4部 国際関係の動き

### 第19章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

#### 第1節 首脳・閣僚級の国際会議（G20、G7）

I 概要	188
II 活動状況	188
III 当庁の対応	189

#### 第2節 金融安定理事会（FSB）

I 概要	191
II 活動状況	192

### 第20章 金融監督国際機構

#### 第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 概要	195
II 活動状況	196

#### 第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 概要	199
II 活動状況	201
III その他	203

#### 第3節 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

I 概要	205
II 活動状況	205

#### 第4節 保険監督者国際機構（IAIS）

I 概要	207
II 活動状況	208

#### 第5節 ジョイント・フォーラム

I 概要	210
II 活動状況	210

#### 第6節 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）

### 第21章 金融に関するその他の国際的フォーラム

#### 第1節 国際通貨基金（IMF）

I 概要	212
II 活動状況	212

#### 第2節 経済協力開発機構（OECD）

I 概要	214
II 活動状況	214

#### 第3節 世界貿易機関（WTO）

I 概要	216
II 活動状況（金融サービス分野）	216

第4節 経済連携協定（EPA等）	
I 概要	218
II 活動状況	218
第5節 金融活動作業部会（FATF）	
I 概要	220
II 活動状況	221
第22章 海外の金融当局との関係	
第1節 金融監督者間の二国間連携強化	
I 二国間協議等	223
II 米国の店頭デリバティブ規制	223
III 欧州の店頭デリバティブ規制	224
第2節 アジア等の新興市場国への取組み	
I アジア金融インフラ整備支援	225
II アジア金融連携センター（AFPAC）	227

# 資料編・目次

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織

- 資料1-1-1 金融庁の組織（平成26年度） .....230
- 資料1-1-2 内閣府設置法（抜粋） .....231
- 資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成26年度） .....232

#### 第2節 体制整備の取組み

- 資料1-2-1 金融国際審議官の設置について .....233
- 資料1-2-2 金融庁の組織（平成27年度） .....234
- 資料1-2-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成27年度） .....235

### 第2章 金融庁の行政運営

#### 第3節 研究

- 資料2-3-1 金融研究センター 研究員・特別研究員 .....236
- 資料2-3-2 平成26事務年度に公表したディスカッションペーパー .....237
- 資料2-3-3 金融庁金融研究センター・アジア金融連携センター主催  
シンポジウム「家計の金融活動と地域の中小企業金融の  
あり方」 .....238  
ADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・  
シンポジウム－金融教育を通じたより良いライフプラン  
ニングの促進－ .....239
- 資料2-3-4 平成26事務年度 金曜ランチョン .....243

#### 第4節 研修

- 資料2-4-1 平成26年度 金融庁研修体系図 .....245
- 資料2-4-2 平成26事務年度（平成26年7月～27年6月）研修実施状況 .....246

#### 第6節 報道・広報

- 資料2-6-1 記者会見等の実施回数等 .....249
- 資料2-6-2 金融庁ウェブサイトの特設ページについて .....250
- 資料2-6-3 平成26事務年度政府広報実績 .....251

#### 第9節 パブリック・コメント手続の実績

- 資料2-9-1 意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧  
平成26事務年度（平成26年7月～平成27年6月） .....252

#### 第11節 金融サービス利用者相談室

- 資料2-11-1 金融サービス利用者相談室パンフレット等 .....255
- 資料2-11-2 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表  
（平成26年4月1日～27年3月31日） .....257

第12節 政策評価への取組み	
資料2-12-1 実績評価における基本政策・施策等一覧	259
資料2-12-2 金融庁における政策評価への取組み	260
資料2-12-3 金融庁における平成26年度政策評価・27年度実施計画 (概要)	268
第13節 金融庁業務継続計画の策定	
資料2-13-1 金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)の概要	269
資料2-13-2 金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)の 概要	275
第14節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	
資料2-14-1 英語によるOne Stopでの行政対応	278

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行に 伴う関係政令・内閣府令等の整備(店頭デリバティブ取引等に関する規制)	
資料3-1-1 「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等(案)」 及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部 の改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等につ いて	280
資料3-1-2 「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等 (商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に 対するパブリックコメントの結果等について	282
第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)の施行に 伴う関係政令・内閣府令等の整備(投資信託及び投資法人に関する規制)	
資料3-2-1 平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る 政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等につ いて	283
第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年法律第44号)の施行に 伴う関係政令・内閣府令等の整備(投資型クラウドファンディング等 に関する規制)	
資料3-3-1 平成26年金融商品取引法等改正(6ヶ月以内施行)に係る 政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等につ いて	285
資料3-3-2 平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る 政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等につ いて	287
第4節 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)(いわゆる プロ向けファンドに関する規制)	
資料3-4-1 「金融商品取引法の一部を改正する法律」(平成27年法律	

	第32号)に係る説明資料	289
第5節	ディスクロージャー制度の充実・運用	
資料3-5-1	平成25年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び 情報等活用審査の実施結果について	298
資料3-5-2	平成26年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施 結果について	299
資料3-5-3	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項に ついて(平成27年3月期版)	300
資料3-5-4	有価証券報告書レビューの実施について (平成27年3月期以降)	301
資料3-5-5	有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の 名称等について(警告書の発出を行った発行会社等)	302
資料3-5-6	公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する 意見交換会 当面のアクションプランの改訂について	303
第6節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
資料3-6-1	I F R S適用レポート(本編)	304
資料3-6-2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の 一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	321
資料3-6-3	日本におけるI F R S適用状況	324
資料3-6-4	外国監査法人等に対する検査監督の考え方	325
資料3-6-5	諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価の ガイダンス	328
資料3-6-6	「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催について (地域の資本市場をめぐる地元経済界・資本市場関係者等 による意見交換会)	332
第4章	預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節	振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について	
資料4-1-1	振り込め詐欺救済法の制度概要(27年3月末時点)	334
第5章	審議会等の活動状況	
第1節	金融審議会	
資料5-1-1	金融審議会の構成	335
資料5-1-2	金融審議会委員名簿	336
資料5-1-3	「投資運用等に関する検討」及び「決済業務等の高度化に 関する検討」に係る審議会への諮問	337
資料5-1-4	「投資運用等に関するワーキング・グループ」メンバー 名簿	338
資料5-1-5	適格機関投資家等特例業務(いわゆる「プロ向けファンド」) について	339

資料5-1-6	プロ向けファンドに関連する問題	340
資料5-1-7	金融審議会 投資運用等に関するワーキング・グループ報告 (平成27年1月28日)の概要	341
資料5-1-8	「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」 メンバー名簿	342
資料5-1-9	金融審議会 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ 「中間整理」(平成27年4月28日公表)の概要	343
資料5-1-10	「金融グループを巡る制度のあり方に関する検討」に係る 審議会への諮問	344
資料5-1-11	「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・ グループ」メンバー名簿	345
資料5-1-12	金融グループを巡る制度のあり方について	346
第3節 自動車損害賠償責任保険審議会		
資料5-3-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿	347
第4節 企業会計審議会		
資料5-4-1	企業会計審議会の組織図	348
第5節 金融トラブル連絡調整協議会		
資料5-5-1	金融トラブル連絡調整協議会委員名簿	349
資料5-5-2	金融トラブル連絡調整協議会の開催状況	350
資料5-5-3	指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況等 (平成26年4月1日～平成26年9月30日)	353
資料5-5-4	指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況等 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)	356
第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み		
第2節 政府の成長戦略における金融庁の取組み		
資料6-2-1	「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定) における金融庁関連の主要施策	359
資料6-2-2	「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシッ プ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促す ために～	362
資料6-2-3	「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシッ プ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促す ために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表 (第5回)について	377
資料6-2-4	機関投資家等の皆さまへ	379
資料6-2-5	コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な 成長と中長期的な企業価値の向上のために～	381
資料6-2-6	産業・金融一体となった総合支援体制の整備 ー金融等による「地域企業応援パッケージ」ー	411

第3節	金融・資本市場活性化有識者会合	
資料6-3-1	金融・資本市場活性化有識者会合意見書の概要	416
第4節	金融に関する税制	
資料6-4-1	平成27年度税制改正について	
	一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一	417
資料6-4-2	NISA口座の開設・利用状況調査	431
第5節	規制・制度改革等に関する取組み	
資料6-5-1	地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）	433
第7節	東日本大震災への対応	
資料6-7-1	二重債務問題への対応方針	434
資料6-7-2	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 （平成23年7月15日策定）の概要	435
資料6-7-3	個人債務者の私的整理に関するガイドライン手続の流れ （概要）	438
資料6-7-4	個人版私的整理ガイドライン運営委員会について	439
資料6-7-5	個人債務者の私的整理に関するガイドライン（個人債務者の 私的整理に関するガイドライン研究会）	440
資料6-7-6	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見 直しについて（平成23年10月26日）（個人版私的整理ガイド ライン運営委員会）	451
資料6-7-7	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見 直しについて（平成24年1月25日）（個人版私的整理ガイド ライン運営委員会）	452
資料6-7-8	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用にお ける決定事項～震災後に購入した不動産の取扱いについて～ （平成24年12月19日）（個人版私的整理ガイドライン運営委 員会）	453
資料6-7-9	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対 する金融上の措置について	454
第8節	消費者行政に関する取組み	
資料6-8-1	消費者基本計画（抄）	456
第9節	金融経済教育の取組み	
資料6-9-1	金融庁における金融経済教育への取組み	467
資料6-9-2	大学における金融経済教育	471
資料6-9-3	各種ガイドブック	472
資料6-9-4	2014年度金融知識普及功績者一覧	475
資料6-9-5	金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した各種 事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況	477

### 第3部 金融検査・監督等

#### 第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

##### 第1節 オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング

資料8-1-1 金融モニタリング基本方針の概要（平成26事務年度） ……479

##### 第3節 早期是正措置・早期警戒制度について

資料8-3-1 早期是正措置の概念図 ……492

資料8-3-2 早期警戒制度について ……493

資料8-3-3 早期警戒制度の導入について ……494

##### 第4節 金融上の行政処分について

資料8-4-1 金融上の行政処分について ……495

資料8-4-2 行政処分の件数（平成14年4月～平成26事務年度） ……499

#### 第9章 預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き

##### 第2節 預金取扱金融機関の概況

資料9-2-1 主要行等の平成27年3月期決算の概要 ……500

資料9-2-2 主要行等の平成27年3月期決算状況【連結】  
＜速報ベース＞ ……501

資料9-2-3 地域銀行の平成27年3月期決算の概要 ……502

資料9-2-4 銀行持株会社の設立認可について ……503

資料9-2-5 リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の  
違い ……504

資料9-2-6 リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係 ……505

資料9-2-7 自己査定における債権分類基準 ……506

資料9-2-8 平成27年3月期における金融再生法開示債権の状況等  
（ポイント） ……507

資料9-2-9 金融再生法開示債権等の推移 ……509

資料9-2-10 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因 ……512

資料9-2-11 金融再生法開示債権の保全状況の推移 ……513

資料9-2-12 担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移  
（アンケートによる全数調査） ……516

資料9-2-13 不良債権処分損等の推移（全国銀行） ……517

資料9-2-14 リスク管理債権額等の推移 ……521

資料9-2-15 自己査定による債務者区分の推移 ……524

資料9-2-16 金融再生プログラム  
ー主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生ー ……525

資料9-2-17 不良債権比率の推移（主要行） ……526

##### 第3節 預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング

資料9-3-1 預金等取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況…527

##### 第5節 自己資本比率規制等への対応

資料9-5-1 バーゼル2（自己資本比率規制）について ……534

資料9-5-2	バーゼル3の全体像	537
資料9-5-3	新たな自己資本比率規制の概要	541
資料9-5-4	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先 (平成26事務年度)	544
資料9-5-5	レバレッジ比率	545
資料9-5-6	流動性規制の導入	546
第6節 資本増強制度の運用状況		
資料9-6-1	経営健全化計画履行状況報告(平成26年12月)	547
資料9-6-2	経営健全化計画履行状況報告(平成27年6月)	555
資料9-6-3	金融機能強化法(本則)に基づく資本参加の概要	559
資料9-6-4	金融機能強化法(本則)に基づく資本参加の概要	560
資料9-6-5	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に おける「経営強化計画の履行状況(平成26年3月期)」の 概要	561
資料9-6-6	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に おける「経営強化計画の履行状況(平成26年9月期)」の 概要	570
第8節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化		
資料9-8-1	「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考 事例集について	579
資料9-8-2	年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の 円滑化について	580
資料9-8-3	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日 閣議決定)」を踏まえた「金融検査マニュアル別冊[中小 企業融資編]」への新たな事例の追加について	582
資料9-8-4	金融機関における貸付条件の変更等の状況	586
資料9-8-5	日銀短観D. I. の推移	587
資料9-8-6	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果	588
資料9-8-7	法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表	590
資料9-8-8	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達	591
第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応		
資料9-9-1	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について	592
資料9-9-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成27年 3月末)について	602
第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き		
第2節 信託会社等の新規参入		
資料10-2-1	信託会社等の新規参入状況	606
第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き		

第2節	保険会社の概況	
資料11-2-1	生命保険会社の平成27年3月期決算の概要	607
資料11-2-2	損害保険会社の平成27年3月期決算（速報）の概要	608
資料11-2-3	生命保険会社一覧表	609
資料11-2-4	損害保険会社一覧表	610
資料11-2-5	保険持株会社一覧表	611
資料11-2-6	生命保険会社の推移	612
資料11-2-7	損害保険会社の推移	613
第3節	保険会社に対する金融モニタリング	
資料11-3-1	保険会社に対する金融モニタリングの実施状況	614
第6節	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	
資料11-6-1	経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールド テストの結果について	616
第8節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	
資料11-8-1	少額短期保険業者登録一覧	618
第9節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	
資料11-9-1	認可特定保険業者一覧	621
第12章	金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第3節	第一種金融商品取引業	
資料12-3-1	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移	622
資料12-3-2	国内証券会社の平成26年度決算概況	623
資料12-3-3	株式市況と証券会社の損益の推移	624
資料12-3-4	投資者保護基金の概要	625
第4節	第二種金融商品取引業	
資料12-4-1	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移	626
第5節	投資助言・代理業	
資料12-5-1	金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移	627
第6節	投資運用業	
資料12-6-1	金融商品取引業者（投資運用業）数の推移	628
資料12-6-2	投資法人の新規上場について	629
資料12-6-3	投資信託の純資産総額の推移	630
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者	
資料12-7-1	登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移	631
資料12-7-2	取引所取引許可業者一覧	632
第8節	信用格付業者	
資料12-8-1	信用格付業者登録一覧	633
第13章	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	

資料13-2-1	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	634
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	
資料13-6-1	確定拠出年金運営管理機関登録数の推移	635
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	
資料13-9-2	政策金融機関等に対する金融モニタリングの実施状況	636
第16章	疑わしい取引の届出制度	
資料16-1	疑わしい取引の届出制度の概念図	637
第17章	課徴金納付命令	
資料17-1	調査から課徴金納付命令までの流れ	638
	課徴金制度に係る手続等の流れ	639
資料17-2	課徴金納付命令の実績	640
第18章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	金融モニタリングレポート	
資料18-1-1	金融モニタリングレポートの概要	644
第3節	検査モニター制度	
資料18-3-1	「オフサイト検査モニター」の集計結果について	660
第4節	意見申出制度	
資料18-4-1	意見申出実績	666
第5節	金融モニタリング情報の収集について	
資料18-5-1	金融モニタリング情報収集窓口	668
第4部	国際関係の動き	
第20章	金融監督国際機構	
第1節	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	
資料20-1-1	バーゼル銀行監督委員会機構図	670
第2節	証券監督者国際機構（IOSCO）	
資料20-2-1	証券監督者国際機構組織図	671
第4節	保険監督者国際機構（IAIS）	
資料20-4-1	保険監督者国際機構組織図	672
第21章	金融に関するその他の国際的フォーラム	
第4節	経済連携協定（EPA等）	
資料21-4-1	経済連携協定（EPA）締結・交渉状況	673

巻末資料1	この1年の主な出来事	675
巻末資料2	最近の主な金融関連立法	706
巻末資料3	この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 (平成26事務年度)	707
金融庁の所在地等		712

---

---

本 編

---

---

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

##### I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、26年度末現在、全体で一般職1,556名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

##### II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

##### III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

##### IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

## 第2節 体制整備の取組み（資料1-2-1～3参照）

### I 金融国際審議官の設置

金融危機以降、世界的に金融規制を巡る議論が進展しており、金融庁ではこれまで、局長級の「国際政策統括官」を中心に国際的な交渉に当たってきたが、金融規制を議論する国際機関の主要会合においては、各国からは主に、金融当局の長官・次官級や中央銀行の総裁が出席している。

こうした中で、日本の国益に資するよう国際金融規制改革を進めるため、年度途中の機構要求・査定を経て、26年8月に、国際交渉を主担とする次官級の「金融国際審議官」を金融庁に設置している。

### II 平成27年度の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、22名（グロス）の増員（10名の純増）並びに審議官（官房担当）及び参事官（国際金融センター担当）の設置等の体制整備を図った。

1. 金融グローバル化の進展への対応〔5人〕
  - ・東京の国際金融センターとしての地位確立
  - ・国際的な要請に対応するための監督体制の整備 等
2. 魅力ある金融・資本市場の確立〔8人〕
  - ・金融商品取引所に対する監督体制の一元化
  - ・投資型クラウドファンディング業者に対する検査・監督体制の整備 等
3. 検査・監督の質の向上等 等〔5人〕
  - ・リスク・カテゴリー別専門チーム体制の強化 等
4. 国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進〔4人〕

#### 【定員の推移】

定員の推移	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
増員(A)	51	32	33	25	22
定員合理化減等(B)	▲22	▲21	▲34	▲16	▲12
純増(A-B)	29	11	▲1	9	10
年度末定員	1,537	1,548	1,547	1,556	1,566

## 第2章 金融庁の行政運営

### 第1節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換等を行っている。

#### 1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成26事務年度は7、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

#### 2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（26事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

#### 3. 地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年1回（26事務年度は9～10月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

26事務年度は、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」の概要や「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集等について説明を行ったほか、企業経営者や経済団体役員、経営支援の担い手等との間で、地域経済の現状・課題や地域金融機関に対する評価・期待等について意見交換を行った。

## 第2節 職員の任用等

### I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、組織として力を発揮できる体制に向けた取組み、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組みについて、これまでに整理した中長期的かつ包括的な枠組み・方向性等に基づき、着実に取組みを行った。また、国家公務員法の一部を改正する法律により26年8月から施行された幹部候補育成課程について、当庁における運用を開始した。

#### 1. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図った。

また、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを継続して実施した。また、26事務年度は一層の業務効率化を進めるため、既存業務の優先順位を踏まえ、試行的に業務の廃止・縮小等を実践する等の取組みを行った。

さらに、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（26年10月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）を踏まえ、育児中の職員と幹部職員等により構成する「家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場の環境づくり推進会議」での議論も行った上で、27年1月に「金融庁女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・公表した。

#### 2. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

##### (1) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

## (2) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】 (単位：人)

	26年3月1日現在	27年3月1日現在
弁護士	40	34
公認会計士	57	59
不動産鑑定士	8	6
アクチュアリー	6	7
研究者	1	0
情報処理技術者	28	30
金融実務経験者	224	235
計	364	371

## (3) 官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図る等の取組みを行った。

【出向の状況】 (単位：人)

	26年3月1日現在	27年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	23	25
民間企業等	8	13
地方自治体	2	2
大学教授	2	2
計	35	42

(新規派遣先) 国際通貨基金(IMF)(派遣増員)、UKPRA(英国)、三菱商事(株)、新日鐵住金(株)、(株)NTTデータ、(株)日立製作所、日東電工(株)

## (4) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であること

から、国際機関等への出向や海外の大学院への留学を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁1年目～5年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の充実、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを引き続き実施した。

#### (5) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、引き続き海外大学への客員研究員の派遣も行った。

#### 【大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	25年度	26年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	13	8
海外大学・大学院（法科、MBA等）	13（1）	19（1）
計	26（1）	27（1）

※（ ）内は、海外大学への客員研究員の派遣者数で内数。

### 3. 幹部候補育成課程に基づく職員の育成

将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法及び当庁の実施規程等に基づき、27年3月までに幹部候補育成課程の対象者を選定した。

## II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（26年12月、27年6月）。
- (2) 全職員を対象に、倫理監督官（長官）が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した（27年1月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全21回）。

#### (26事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
0件	10件

### Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成16年法律第122号）の施行（18年4月1日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

#### ○法令等遵守調査室のメンバー（27年6月1日現在）

室長	田中 豊	（総務企画局参事・弁護士）
	大井 修平	（監督局証券課・弁護士）
	大村 由紀子	（監督局保険課・弁護士）
	小川 恵輔	（総務企画局企業開示課・判事）
	金澤 浩志	（監督局総務課・弁護士）
	君島 直之	（審判官・判事）
	久保庭 幸之介	（検査局総務課・検事）
	杉野 聡	（検査局総務課・弁護士）
	船越 涼介	（総務企画局市場課・弁護士）
顧問	久保利 英明	（総務企画局参事・弁護士）

## 第3節 研究

### I 金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Services Agency Institute (略称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

### II 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

27年6月末現在における研究官・特別研究員については、資料2-3-1参照。

26事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「高頻度取引（HFT）に関する実証研究、取引高速化とプレオープニングの発注行動分析」、「レバレッジ比率規制が銀行に与える影響」等がある。前者については、TOPIX銘柄を対象に、高速取引環境がプレオープニングにおける投資家の発注行動に与える影響を検証した。後者では、自己資本比率規制とレバレッジ比率規制が同時に銀行に課された場合の具体的な影響を、理論モデルを用いて考察した。

26事務年度の調査研究の成果は、計11本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。

26事務年度に取りまとめたDPについては、資料2-3-2参照。

### III 産・官・学の連携強化

#### 1. シンポジウムの開催（資料2-3-3参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。23年度から、開催頻度を年

2回とした。

26年度は、26年10月に、大阪大学社会経済研究所、京都大学経済研究所、神戸大学大学院経営学研究科及びアジア開発銀行研究所（ADB I）との共催により、「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」を開催し、地域の中小企業金融の現状とあり方や行動経済学的アプローチからの家計の借入行動、アジアの金融資本市場の諸課題やアジアの中小企業金融について、報告・議論を行った。

また、27年1月には、経済協力開発機構（OECD）、ADB I及び日本銀行との共催により、「ADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウムー金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進ー」を開催し、各国から政府関係者、研究者等を招き、各国における金融教育、金融包摂、金融規制等について、報告・議論を行った。

上記シンポジウムでは、学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされた（26年10月開催の「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」には101名、27年1月開催の「ADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウムー金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進ー」には145名参加）。

## 2. 研究会等の開催

センターの研究活動の一環として、以下のとおり、有識者等との検討を行う研究会等を開催した。

- (1) 企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究のため、有識者を講師にお招きし講演会を行う「企業財務研究会」を、庁内関係部局の職員に加えて、金融機関、企業団体、シンクタンク等所属の一般の参加者を得て開催している。26事務年度は合計1回開催した。
- (2) 主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。26事務年度は合計8回開催した。

上記の研究会等の開催により、産・官・学が交流しつつ双方向の議論を行う場を多数設定した。これにより、金融行政とアカデミズムとのネットワークが更に強化された。

## 3. 昼休み勉強会（金曜ランチオン）の開催（資料2-3-4参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師をお招きし、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。26事務年度は合計25回開催した。

## 第4節 研修

### I 金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務の的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

### II 研修の実績

#### 1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

#### 2. 平成26年度の研修方針及び研修計画（資料2-4-1参照）

(1) 26年度の研修については、ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けた取組みとして、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

(2) 26年度の研修計画については、計78コースの研修を計画した。研修計画の策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

#### 3. 26事務年度の研修実施状況（資料2-4-2参照）

##### (1) 概況

ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施した。

##### (2) 研修区分ごとの研修実施状況

###### ア. 一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を

目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、世界経済の全体像を理解した上で金融庁の政策（金融行政）がどのように関係しているかを理解することを目的とした「グローバル経済と金融行政研修」などを実施した。

#### イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、会計制度にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「企業会計実務研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

また、ファイナンシャル・プランニング技能検定2級及び1級レベル相当の知識の付与を目的とした、「ライフプランニング研修（中級コース及び上級コース）」を新たに実施したほか、国会業務に関する知識の付与及び国会作業の効率化策の周知を目的とした「国会業務に関する研修」を新たに実施した。

#### ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、「証券分析コース」、「公認内部監査コース」などを実施した。

### (3) 検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み

検査局では、所属する職員に対して、資料2-4-2に記載した金融検査課程研修の機会を活用し、金融モニタリング等の実施に際し必要な知識・スキルの習得に関する研修を実施したほか、統計的分析能力の向上や、最新の金融動向、関係法令の改正等に関する研修を実施した。また、各モニタリングチームでは、各チーム主催による専門研修を実施したほか、外部団体が主催する研修会等へ職員を派遣した。

#### ア. 各モニタリングチーム主催による専門研修

各モニタリングチームでは、各モニタリングチームの業務内容に見合った専門人材の継続的育成を図るため、チーム内で必要な研修メニューを企画・立案し、研修会や勉強会等を実施した。

#### イ. 外部団体が主催する研修会等への職員の派遣

各モニタリングチームでは、ベストプラクティスや業態毎のベンチマーク等についての知見を蓄積・充実させるため、外部団体が主催する研修会等へ職員を派遣した。

## 第5節 行政情報化の推進

### I 概要

「世界最先端IT国家創造宣言」（平成26年6月24日閣議決定）において、「より便利で利用者負担の少ない行政サービスを、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現する。」こととされている。金融庁においても、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの統括のもと、以下の取組みを行っている。

- ① IT化に対応した業務の最適化、コスト削減への取組み
- ② 情報セキュリティ対策の推進
- ③ オンライン手続の利用促進
- ④ IT人材育成の推進

### II 取組み実績

#### 1. IT化に対応した業務の最適化、コスト削減への取組み

##### (1) 「業務・システム最適化計画」による減量・効率化等の取組み

効率化・合理化などの効果が見込まれる業務・情報システム分野において、「業務・システム最適化計画」を策定し、減量・効率化等の取組みを進めているところである。

No.	最適化計画	効果測定時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	27年度
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	26年度
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	26年度

各最適化計画の26事務年度の実施状況については、次のとおりである。

- ① No.1に関しては、見直し後のスケジュールに基づき、開発作業を予定どおり実施し、27年3月よりシステムの全面稼働を開始した。
- ② No.2に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。
- ③ No.3に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。

##### (2) 情報システム調達最適化

情報システムの調達にあたっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証

することが重要である。

そのため、情報化統括責任者（CIO）である総括審議官、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、①システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、②SE単価や工数見込などが過去の実績に照らして調達予定価格が適切なものとなっているかを審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

### （３）コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

## 2. 情報セキュリティ対策の推進

最近の政府機関等を対象としたサイバー攻撃等による情報漏えい事案等の発生を踏まえ、金融庁においては、26事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

### （１）職員の情報セキュリティ対策水準の向上

全職員に対して、情報セキュリティに関する知識を習得するための研修を実施したほか、情報セキュリティ対策の実施状況について点検を実施した。

### （２）技術的情報セキュリティ対策の強化

金融庁の情報システムを対象に、高度サイバー攻撃対処のためのシステムリスク評価及び情報セキュリティ監査を行い、監査結果を踏まえた対策を実施した。また、金融庁の情報及び情報システムを保護するための更なる技術的対策を実施した。

### （３）金融庁情報セキュリティポリシー等の改定

26年5月に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定され、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」(平成26年3月19日情報セキュリティ対策推進会議決定)が制定されたことに伴い、「金融庁情報セキュリティポリシー」(27年1月21日改定)及び関連規則等を改定した。

### （４）緊急対応体制の強化

情報システムのセキュリティに関する脅威が発生した際の対応体制を強化するため、金融庁CSIRT（Computer Security Incidents Response Team：情報セキュリティ事案に関する緊急時対応の機能を有した専門的な部隊）のメンバー及びCYMAT（Cyber Incident Mobile Assistant Team：情報セキュリティ緊急支援チーム）のメンバーが、サイバー攻撃への対策に関する訓練や情報セキュリティに関する研修に参加した。

### 3. オンライン手続の利用促進

#### (1) オンライン手続の利便性向上に向けた改善

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づき、改善促進手続（公認会計士試験受験願書の提出、公認会計士試験免除申請書の提出の 2 手続）の利便性向上に向け、「改善取組計画」を策定した。

#### (2) オンライン申請・届出等の利用状況

金融庁における近年のオンラインによる申請・届出等手続件数は下表のとおり。

(参考 オンラインによる申請・届出等手続件数) (単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度
オンライン申請・届出等手続件数	1, 240, 868	1, 315, 200	1, 450, 665
EDINETの利用による 提出件数	89, 522	89, 566	94, 297

※26 年度の申請・届出等手続件数は、27 年度中に公表予定。

### 4. IT人材育成の推進

金融行政を遂行するうえで IT 知識を身につけることが必要と認識し、新入職員及び受講希望の職員を対象に「IT 基礎知識研修」を開催した。IT パスポート試験合格程度の知識習得を目指しており、研修終了後、受講者に当該試験の受験を勧奨した。

また、IT 知識の習得のため、総務省主催の情報システム統一研修への参加を勧奨した。

さらには、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、21 年度から毎年度継続的に職員を大学院に派遣しており、26 年度も職員 1 名を派遣した。

## 第6節 報道・広報

### I 報道対応

#### 1. 報道発表及び記者会見等の実施（資料2-6-1参照）

閣議後（毎週2回）に実施している大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計22回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ。

### II 広報活動

#### 1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料2-6-2参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、従前より、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置、政府広報を活用した施策周知・注意喚起などの取組みを行っている。

平成26事務年度は、具体的には、26年1月より開始されたNISA（少額投資非課税制度）について、制度のさらなる普及・定着を目的として特設サイトの設置、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。また、詐欺的な投資勧誘等による被害の拡大防止・未然防止を図るため、政府広報や関係省庁とも連携を取って注意喚起を行った。このほか、26年7月、27年1月及び6月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

#### 2. 海外に対する情報発信の強化

26年4月より、庁内に英語対応チームを設置し、海外からの問い合わせを一括で受け付ける英語ワンストップサービスを開始しており、海外の事業者、投資家等からの照会に対して迅速かつ適切に対応を行った。

また、英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツ充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、コーポレートガバナンス・コードなどの海外からも関心が高い施策については、発表資料の概要を先行して掲載するなどの取組みを行った。

#### 3. 政府広報の活用（資料2-6-3参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-6-3のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

## 第7節 情報公開等

### I 開示請求の動向

#### 1. 情報公開

##### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、26年度の開示請求の受付件数は176件となっている。

##### (2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 個別の金融機関等の業務報告書等
- ② 行政処分に関連した報告等
- ③ 法令や内部規則に関する文書等

開示請求の受付及び処理状況（26年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	3	49	1	17	18	18	6	2
検 査 局	0	9	0	7	7	2	0	0
監 督 局	9	110	9	91	100	13	0	6
小 計	12	168	10	115	125	33	6	8
証券取引等 監視委員会	1	7	2	2	4	4	0	0
公認会計士・ 監査審査会	0	1	0	0	0	0	1	0
合 計	13	176	12	117	129	37	7	8

（注1）本表は、26年4月から27年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」8件については、27年6月末までに全て開示決定等済。

（注3）27年度における6月末までの開示請求の受付件数は41件である。

※ うち11件は6月末までに開示決定等済。

##### (3) 不服申立等

26年度における不服申立受理件数は6件となっている。そのうち4件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

26年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は7件（全て前年度以前からの繰越事案）。うち、6件については、同年度中に裁決・決定を行っている。残りの1件も27年6月30日までに裁決・決定を行っている。

## 2. 個人情報

### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、26年度の開示請求の受付件数は866件となっている。

### (2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（26年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	4	2	6	0	6	0	0	0
検 査 局	0	0	0	0	0	0	0	0
監 督 局	0	23	13	9	22	0	0	1
小 計	4	25	19	9	28	0	0	1
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	7	841	847	0	847	0	0	1
合 計	11	866	866	9	875	0	0	2

(注1) 本表は、26年4月から27年3月末までの計数を取りまとめたものである。

(注2) 「翌年度繰越」2件については、26年6月末までに全て開示決定等済。

(注3) 27年度における6月末の開示請求の受付件数は32件である。

※うち26件は6月末までに開示決定等済。

### (3) 不服申立等

26年度における不服申立受理件数は5件となっている。全件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

26年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は3件であり、全件について27年6月30日までに裁決・決定を行っている。

## Ⅱ 文書管理等の状況

### 1. 内部管理体制

#### (1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施（合計15回）。

#### (2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、26年10月～11月に自主点検を実施。

また、自主点検後、27年1月～2月にかけて監査を実施。

さらに、27年4月～5月にかけてフォローアップ監査を実施。

### 2. 文書管理の状況

#### (1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、26事務年度（26年7月～27年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が11件発生した（メール誤送信、郵便物の誤送付、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいております。誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも2次被害は確認されていない。

#### (2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 庁内の文書監査の結果を踏まえたルールの見直し
- ② 庁外のメールアドレスについて注意喚起する機能の導入
- ③ 庁外へのメール送信時に確認画面を表示し、より詳細な条件で注意喚起を行う機能の導入（27年度中に導入予定）
- ④ 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行  
⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏季期間中に研修を受講するよう、励行する。
- ⑤ 各局の文書管理担当者を招集した会議の開催  
⇒ あらかじめ点検・監査でのチェックポイントを伝える、担当ラインごとに文書管理整理週間の設定を促す等により、平常時からの適切な文書管理を促す。

## 第8節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績 (平成26年7月~27年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	5回	5回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
4回	1回	1回	1回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	取引所
4回	1回	2回	1回

## 第9節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-9-1参照）

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、26年7月から27年6月末までの1年間に、上記行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続44件のほか、任意の意見公募手続2件、計46件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

## 第10節 金融行政アドバイザー制度

### I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

#### （参考1）金融行政アドバイザーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）                 | : 15名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等     | : 18名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等      | : 5名  |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 17名 |

#### （参考2）金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

### II 平成26事務年度における取組み

#### 1. 金融行政に関する意見等を報告

26年7月～27年6月、財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

#### 2. 金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

## 第11節 金融サービス利用者相談室

### I 概要（資料2-11-1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

### II 相談等の受付状況（資料2-11-2参照）

平成26年4月1日から27年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は39,218件となっている。1日当たりの平均受付件数は161件となっており25年度（167件）に比べてやや減少している。そのうち、事前相談の受付件数（開設日である26年5月23日から27年3月31日までの間）は2,027件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が11,574件（30%）、保険商品等が12,178件（31%）、

投資商品等が 10,209 件 (26%)、貸金等が 3,654 件 (9%)、金融行政一般・その他が 1,603 件 (4%) となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が 120 件 (6%)、保険商品等が 16 件 (1%)、投資商品等が 1,631 件 (80%)、貸金等が 254 件 (13%)、金融行政一般・その他が 6 件となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

(1) 預金・融資等については、行政に対する要望等が減少したことなどから、受付件数は 25 年度 (12,829 件) に比べてやや減少している。

(2) 保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は 25 年度 (10,532 件) に比べて増加している。

(3) 投資商品等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は 25 年度 (12,004 件) に比べて減少している。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は 3,172 件あり、そのうち 1,240 件が何らかの被害があったものである。

(4) 貸金等については、行政に対する要望等が増加したことなどから、受付件数は 25 年度 (2,999 件) に比べて増加している。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

(参考) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

26 年 4 月 1 日～6 月 30 日・・・26 年 7 月 31 日公表 (第 36 回)

26 年 7 月 1 日～9 月 30 日・・・26 年 10 月 31 日公表 (第 37 回)

26 年 10 月 1 日～12 月 31 日・・・27 年 1 月 30 日公表 (第 38 回)

27 年 1 月 1 日～3 月 31 日・・・27 年 4 月 30 日公表 (第 39 回)

## 第12節 政策評価への取組み（資料2-12-1～3参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

現在、「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、24年4月から29年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び施策に共通する考え方や姿勢を明らかにするため、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、3～5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

### （参考1） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

1. 今回、平成24年4月から5年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の3つの基本政策を定めることとした。
  - I. 経済成長の礎となる金融システムの安定
  - II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
  - III. 公正・透明で活力ある市場の構築
2. 金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、
  - 顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
  - 顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が提供

- され、
- 顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。
3. それぞれの基本政策の下に位置づけられる施策の策定・実施に際しては、
    - 「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
    - 「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
    - 「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」
 の要請を両立させることを目指していく。
  4. 具体的な施策の実施に際しては、
    - 金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握し、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
    - 中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す。
    - 質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重するとともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、満足度の高いものとなるよう促す。
  5. これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らし重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の事前評 価 (R I A)	租税特別措 置等に係る 政策評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	

21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	7件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	31件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	—	—

(注) 27年度については、平成27年4月1日から同年6月30日までの間に実施したものを記載。

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22年5月より評価の実施が義務化された。

## 第13節 金融庁業務継続計画の策定

### 1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、必要に応じた見直しを行っているところである。

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

### 2. 業務継続体制の更なる充実・強化

#### （1）金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）（資料2-13-1参照）

「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」の策定などを踏まえ、26年7月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の改定を行った。また、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行った。

#### （2）金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）（資料2-13-2参照）

「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の改定などを踏まえ、26年7月に「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」の改定を行った。

### 3. 災害等発生時に備えた訓練

#### （1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

#### （2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

## 第14節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

### I 経緯

「日本再興戦略」（25年6月14日閣議決定）等を踏まえ、金融庁・財務省が共同で開催する「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）において、アジアNO.1の国際金融センターとしての地位を確立するため、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われている。

26年においても、「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日公表）及び、「『日本再興戦略』改訂2014」（26年6月24日閣議決定）において、金融関連法令・ガイドライン等の英語版の公表や、英語によるワンストップでの行政対応に取り組むこととされている。

### II 取組み

上記提言を受け、26年4月より、以下のとおり、英語による行政対応や発信力の強化に向けた取組みを実施している。

- (1) 庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表
- (2) 英語による法令等に関する照会に対するワンストップでの対応の実施
- (3) 法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の計画的な作成・公表
- (4) 金融庁の英語発信力向上の方策・取組方針等を定期的に議論する場として、各局審議官による「英語発信力強化アドバイザー・ボード」を定期的に開催

### III 実績

#### (1) FSA Weekly Review

26年4月22日に公表されたFSA Weekly Reviewより、庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行った。

#### (2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）（資料2-14-1参照）

ワンストップ窓口の設置以降、26事務年度末までに、468件の照会が寄せられ、そのうち150件の回答を行った。照会内容の内訳としては、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が209件、行政手続に関する照会が13件、法令・制度等に関する照会が82件、その他の照会が164件寄せられた。

### (3) 法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

26 事務年度において、以下の法令やガイドライン等のほか、諸外国との間で締結した覚書、「『日本再興戦略』改訂 2014」における金融庁関連施策、金融モニタリングレポートの概要等の英語版の作成・公表を行った。また、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議の議事録・資料の英語版を会議と並行して公表するとともに、コーポレートガバナンス・コード原案に対するパブリックコメントを和英両文で実施し、英文でのコメントも多数受け付けた。

#### 【英語版を作成した主な法令・ガイドライン等】

- ・ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（平成二十年法律第六十五号による改正まで反映）
- ・ 金融商品取引法（平成二十二年法律第三十二号による改正まで反映）
- ・ 金融商品取引法施行令（平成二十三年政令第九十六号による改正まで反映）
- ・ 資産の流動化に関する法律（平成二十年法律第六十五号による改正まで反映）
- ・ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
- ・ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）
- ・ 預金保険法（平成二十年法律第六十五号による改正まで反映）
- ・ 預金保険法施行令（平成二十二年政令第十九号による改正まで反映）
- ・ 金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）（平成 26 年 6 月一部改正まで反映）
- ・ 平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）
- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針
- ・ 保険会社向けの総合的な監督指針

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

#### 第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号） の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（店頭デリバティブ取引等 に関する規制）

##### I 経緯

資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成24年9月6日に成立し、同月12日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後3年以内に施行することとされている事項（店頭デリバティブ規制の整備）について、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

また、改正法のうちいわゆる総合取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る諸規定については、26年3月11日に施行されたところ、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制について、関係政令・内閣府令の整備を行った。

##### II 概要

1. 公布後3年以内施行（店頭デリバティブ規制の整備）関係政令・内閣府令等の整備（26年11月19日公布、27年9月1日施行予定（政令の附則第2項及び第3項については公布日から施行））（資料3-1-1参照）

（1）改正法では、以下の制度整備を行った。

ア. 金融商品取引業者等が、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金融商品取引業者等が提供する電子情報処理組織を使用することを義務付けた。

イ. 外国から電子情報処理組織を提供する者については、内閣総理大臣の許可により、金融商品取引業者等を相手方とする店頭デリバティブ取引等を可能とする制度を整備した。

（2）これを受け、政令・内閣府令等では、以下の措置を講じた。

ア. 金融商品取引業者のうち電子情報処理組織の提供を行う者の要件等（最低資本金、資本金額又は出資の総額の計算等）について規定。

イ. 電子情報処理組織使用義務の対象取引及び対象者、電子情報処理組織の提供を行う者の要件等について規定した。

2. 商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制の整備（26年8月6日公布、同年9月1日施行）（資料3-1-2参照）

改正法のうちいわゆる総合取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る諸規定については、26年3月11日に施行されたところ、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制について、関係政令・内閣府令の整備を行い、以下の措置を講じた。

- ア. 商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象に追加した。
- イ. 商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止した。
- ウ. 商品関連市場デリバティブ取引について、両建て勧誘の禁止、両建てに類する取引の受託の禁止、向かい玉の禁止、差玉向かいの説明義務を規定した。

## 第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資信託及び投資法人に関する規制）

### I 経緯

先般の金融危機に関わる諸問題を踏まえ、市場型金融危機への対応、金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化を図るための規定を整備していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、①公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応、②A I J事案を踏まえた資産運用規制の見直し、③金融機関の秩序ある処理の枠組み、④銀行等による資本性資金の供給強化等、⑤投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成25年6月12日に成立し、同年6月19日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後1年半以内に施行することとされている事項（投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等）について、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

### II 概要

#### ○ 公布後1年半以内施行に係る関係政府令等の整備（資料3-2-1参照）

投資信託及び投資法人に関する規制の見直しに係る政府令について以下のような規定の整備を行った（26年7月2日公布、同年12月1日施行）。

##### （1）投資信託

##### ア. 約款変更・投信併合に伴う書面決議を要する範囲の見直し

法改正により、投信の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合には、書面決議を要しないこととした。これに伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）において、軽微基準（併合の前後で商品としての基本的な性格に相違がないこと等）を規定した。

##### イ. 運用報告書の見直し

法改正により、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載した交付書面の作成・交付を義務付けるとともに、運用報告書については、電子交付を可能とした。これに伴い、投信法施行規則及び投資信託財産の計算に関する規則において、必要な規定（当該書面の記載項目、運用報告書の電子交付の方法等）を整備した。

##### ウ. MRFにおける損失補填の容認

法改正により、証券決済の用に供される投資信託の元本に生じた損失を、投信委託会社が補填することを容認した。これに伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令において、対象となる投資信託（MRF）を規定した。

## エ. 信用リスク規制の導入

運用財産に関し、信用リスクを適正に管理する方法として各投資信託委託会社があらかじめ定めた合理的な方法に反することとなる運用を行うことを禁止した。

## オ. みなし有価証券報告書制度に係る整備

法改正により、いわゆる「証券情報」のみを記載した書面（募集事項等記載書面）を有価証券報告書と併せて提出した場合に、これらを有価証券届出書とみなす制度を導入した。これに伴い、当該制度の対象となる有価証券として「投資信託受益証券」等を定めるなど、所要の規定を整備した。

## カ. 投信併合に伴う振替手続の整備

法改正により、投資信託の併合に係る要件が緩和された。これに伴い、投資信託の併合の増加が見込まれることを受け、社債、株式等の振替に関する法律施行令等において、当該併合に係る記録手続等に関する所要の規定を整備した。

## (2) 投資法人

### ア. 資金調達手段の多様化

法改正により、新投資口予約権に係る制度の創設及び自己投資口の取得禁止の緩和を行った。これに伴い、会計処理のための規定その他必要な規定を整備した。

### イ. 海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し

法改正により、投資法人には禁止されている他法人の株式の過半取得に関し、海外不動産を保有する法人の株式の過半取得を容認した。これに伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等において、過半取得が認められる場合（外国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により不動産取引を行うことができない場合）その他必要な規定を整備した。

### ウ. 利害関係人等との取引に対する役員会事前同意の導入等

法改正により、投資法人と資産運用会社の利害関係人等との間で不動産等に係る取引を行う場合、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものを除き、事前に投資法人の役員会において同意を得なければならないこととした。これに伴い、投信法施行規則において、軽微基準（取得又は譲渡する不動産等の価額が、投資法人の直前の営業期間の末日の固定資産の帳簿価額の10%未満であること等）を規定した。

### エ. 新投資口予約権の新設

法改正により、新たな権利として新投資口予約権を新設した。これに伴い、社債、株式等の振替に関する法律施行令等において、当該権利の振替手続等に関する所要の規定を整備した。

### 第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号） の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資型クラウドファンディング等に関する規制）

#### I 経緯

日本経済の再生のため、家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策を始めとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策を整備し、成長戦略を金融面から加速・強化していくことが重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、①新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等、②新規上場の促進や資金調達の円滑化等、③市場の信頼性確保に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成26年5月23日に成立し、同年5月30日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後6月以内、1年以内に施行することとされている事項について、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

#### II 概要

##### 1. 公布後6月以内施行に係る関係政府令等の整備（資料3-3-1参照）

###### （1）金商業者の事業年度規制の見直し

法改正により、第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日までとした。これに伴い、政令・内閣府令等において、当該事業年度に関する所要の規定を整備した（26年11月27日公布、同年11月29日施行）。

###### （2）電子化された株券等の没収手続の整備

法改正により、不公正取引（内部者取引、相場操縦等）又は損失補填により犯人等が取得した財産の没収手続について、没収の対象が無体財産である場合の規定を整備した。これに伴い、長期信用銀行法施行令において、当該没収手続に関する所要の規定を整備した（26年11月27日公布、同年11月29日施行）。

##### 2. 公布後1年以内施行に係る関係政府令等の整備（資料3-3-2参照）

投資型クラウドファンディング等に係る制度整備、新規上場の促進や資金調達の円滑化等及び金融指標に係る規制の導入等に係る政令・内閣府令等について以下のような規定の整備を行った（27年5月

15 日公布、同年 5 月 29 日施行)。

(1) 投資型クラウドファンディング等に係る制度整備

ア. 少額の有価証券の募集等の要件及び最低資本金等

法改正により、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち非上場有価証券等についての電子募集取扱業務であって有価証券の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の業規制の一部を緩和した。

これに伴い金融商品取引法施行令において、第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務における少額の募集の取扱い等の要件は、発行価額の総額の合計額が 1 億円未満、有価証券を取得する者が払い込む額が 50 万円以下と規定した。

また、同令において、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者についての最低資本金は、第一種少額電子募集取扱業者は 1,000 万円、第二種少額電子募集取扱業者は 500 万円と規定した。

その他、同令において、第一種金融商品取引業者である第一種少額電子募集取扱業者については、投資者保護基金への加入義務を課さないこととした。

イ. 電子募集取扱業務等に係る規制等の整備

法改正により、金融商品取引業者等は、金融商品取引業等を適確に遂行するため、業務管理体制を整備しなければならないこととした。

これに伴い金融商品取引業等に関する内閣府令において、電子募集取扱業務等に係る規制等の整備として、金融商品取引業者の業務管理体制の整備義務に関して、その業務内容に応じた業務管理体制の具体的内容を規定した。

また、同府令において、電子募集取扱業務を行う際の重要情報提供義務に関して、契約締結前交付書面に追加的に記載する事項並びに情報通信の技術を利用する方法で公表しなければならない事項及び公表の方法を規定した。

(2) 新規上場の促進や資金調達の円滑化等

ア. 大量保有報告制度における短期大量譲渡の基準

法改正により、短期大量譲渡報告における記載事項から、僅

少な株券等の譲渡先に関する事項を除外した。

これに伴い、金融商品取引法施行令において、当該譲渡先の具体的内容を定めた。

また、株券等の譲渡以外の事由により「株券等保有割合」が減少した場合を、短期大量譲渡報告の適用基準から、除外した。

#### イ. 内部統制監査の免除に係る規定の整備

法改正により、一定規模以下の新規上場企業は、新規上場後3年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととした。

これに伴い、金融商品取引法施行令において、3年間の起算日として、上場有価証券の発行者に初めて該当することとなった日等を定めた。

また、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令において、当該規定を利用できない新規上場企業の資本の額その他の経営の規模として、資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上と定めた。

#### (3) 金融指標に係る規制の導入

法改正により、特定金融指標の算出者として指定された特定金融指標算出者について、特定金融指標算出業務に係る業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととし、認可を受けた後は、当該業務規程の定めるところによりその業務を行わなければならないこととした。

これに伴い金融商品取引法施行令において、特定金融指標算出者が業務規程の認可を受ける期限等を規定した。

また、特定金融指標算出者に関する内閣府令を新設し、特定金融指標算出者が策定すべき業務規程の記載事項等について規定した。

(注) その他、本政令・内閣府令等の改正では、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告書」(25年12月25日公表)等を踏まえた対応として、大量保有報告制度に係るプライバシー情報の非開示化等を行った。

## 第4節 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）（いわゆるプロ向けファンドに関する規制）

### I 経緯

適格機関投資家等特例業務、いわゆるプロ向けファンドをめぐる昨今の状況を踏まえ、ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給しつつ、投資者の保護を図るため、総合的な対応を行うことが喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①適格機関投資家等特例業務を行う届出者の要件や届出書の内容の拡充・公表、②届出者に対する行為規制、③問題業者への行政対応や罰則の強化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に成立し、同年6月3日に公布された。

### II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料3-4-1参照）

1. 金融商品取引業者に係る登録拒否事由の追加  
適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から5年を経過しない者等を金融商品取引業の登録拒否事由に加えることとする。
2. 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の方法の見直し  
金融商品取引業者等に係る業務及び財産の状況に関する説明書類等について、インターネットを利用する方法により公表することもできることとする。
3. 適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直し
  - (1) 適格機関投資家等特例業務として行うことのできる場合から、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものを除外することとする。
  - (2) 適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならない事項の見直し及び添付書類の追加等を行うとともに、適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者として適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から5年を経過しない者等を定めることとする。
  - (3) 特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものを行う場合に、当該適格機関投資家等特

例業務に係る契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出することとする。

- (4) 特例業務届出者について、金融商品取引業者とみなして、顧客に契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面交付義務、適合性の原則等、必要な行為規制に関する規定を適用することとする。
- (5) 特例業務届出者について、帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の作成及び内閣総理大臣への提出、事業報告書に係る説明書類の縦覧等の規定の整備を行うこととする。
- (6) 内閣総理大臣は、特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令を行うことができることとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。
- (7) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、特例業務届出者等に対し、報告若しくは資料の提出の命令又は検査を行うことができることとする。
- (8) 裁判所の禁止又は停止命令の対象に、適格機関投資家等特例業務等に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときにおける販売・勧誘行為を追加することとする。
- (9) 適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行うこととする。

#### 4. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

### Ⅲ その他

#### 1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

## 2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

## 第5節 ディスクロージャー制度の充実・運用

### I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

#### 1. 新規上場の促進や資金調達の円滑化等のための開示制度の整備

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（平成25年12月25日公表）の提言等を踏まえ、以下の改正を行った。

##### (1) 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮

「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を過去5事業年度分から2事業年度分に短縮した（26年8月20日公布・施行）。

##### (2) 「勧誘」に該当しない行為の明確化

有価証券の募集・売出しに係る届出等の前においては、有価証券の取得・売付けに係る「勧誘」は禁止されているところ、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」を改正し、禁止する必要がないと考えられる次の行為は「勧誘」に該当しない旨を明確化した（26年8月27日公表・適用）。

- ①募集等に係る有価証券の需要の見込みに関する調査（プレヒアリング）
- ②有価証券届出書提出の1か月以上前における情報発信
- ③法令又は取引所規則に基づく開示
- ④定期的な企業情報の発信
- ⑤新製品又は新サービスの発表
- ⑥投資者等の自発的な問合せに対する回答
- ⑦アナリスト・レポートの公表

##### (3) 「特に周知性の高い企業」による届出の効力発生までの待機期間の撤廃

「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等を改正し、「特に周知性の高い企業」（時価総額及び年間売買代金が1,000億円以上であるなどの要件を満たす企業）が行う希薄化率が20%以下の株式、新株予約権等の募集について、有価証券の募集に係る届出の効力発

生までの待機期間を撤廃した（26年8月27日公表・適用）。

(4) 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）の施行に伴う政令・内閣府令等の整備

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）の施行等に伴い、以下の政令・内閣府令等の改正を行った（27年5月15日公布、同月29日施行）。

ア. 内部統制監査の免除に係る規定の整備

金融商品取引法の改正により、一定規模以下の新規上場企業は、新規上場後3年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととした。

これに伴い、金融商品取引法施行令において、3年間の起算日として、上場有価証券の発行者に初めて該当することとなった日等を定めた。

また、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」において、当該規定を利用できない新規上場企業の資本の額その他の経営の規模として、資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上と定めた。

イ. 訂正目論見書の交付要件緩和

発行価格等の一定の条件を記載しない有価証券届出書を提出した場合において、インターネットを用いて発行価格等を公表し、かつ、投資者が当該公表情報を取得したことを確認した場合には、訂正目論見書の交付を要しないものとされていた。

この方法について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、従来の「情報の取得に関する確認」を改め、売付け等の際に「発行（売出）価格又は利率及び払込金額を通知」することを条件とした。

ウ. 発行登録書の様式に係る見直し

金融商品取引法の改正により、あらかじめ発行登録書に有価証券報告書等の提出期限を記載した場合であって、当該提出期限までに有価証券報告書等を提出した場合は、訂正発行登録書の提出を要しないこととした。

これに伴い、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、発行登録書の様式に有価証券報告書等の提出期限を記載できることとした。

2. 有価証券報告書等における役員の男女別人数及び女性比率の記載義務付け

『日本再興戦略』改訂2014「未来への挑戦」（26年6月24日閣議決定）における「女性の更なる活躍促進」についての提言を踏まえ、「企業内容等の開示

に関する内閣府令」を改正し、有価証券報告書等において、各企業の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付けた（26年10月23日公布、27年3月31日施行）。

### 3. 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）等の施行に伴う政令・内閣府令等の整備

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第91号）において、株式等売渡請求制度が導入されたことに伴い、「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、臨時報告書の提出事由及び有価証券報告書提出義務の免除に係る株主数の算定基準時を追加する等の改正を行った（政令については27年1月28日、内閣府令については同年4月28日公布、いずれも同年5月1日施行）。

## II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、理解しやすく、誤解を与えない形で、適切に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、提出される開示書類の審査及び違反行為への適切な対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

### 1. 有価証券報告書等の審査

#### (1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査及び特定の事項（退職給付、企業結合及び事業分離等、固定資産の減損）に着目し、対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等を活用した審査を行い、実施結果を公表した。（資料3-5-1及び資料3-5-2参照）

また、実施中の有価証券報告書レビュー等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点（27年3月期版）及び27年3月期以降の有価証券報告書レビューの実施について公表した。（資料3-5-3及び資料3-5-4参照）

#### (2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届

出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適切性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を求めた。

## 2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

26 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	4 件

## 3. 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、「未公開株」「私募債」「ファンド」などの取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにも関わらず、当該届出を行わないまま、有価証券の取得勧誘を行っている事例が見られる。

このため、無届けで募集行為を行っていると認められる者に対しては、企業内容等の開示に関する留意事項に基づく警告書を発出し、発行者に是正を促すとともに、投資者に対して注意を呼びかけている。

26 事務年度には3件の警告書を発出した。(資料3-5-5参照)

## Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL（※）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を行い、25年9月より現行システムを稼働している。

なお、26年度のEDINETの稼働率は100%であり、アクセス（検索）件数は2億6千万件を超えるなど、EDINETにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

※ XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : 財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

## Ⅳ 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。この

ため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めてきた。

26 事務年度の公認会計士法に基づく処分は次のとおり。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
26 年 7 月	清和監査法人	新規業務停止 1 年、 業務改善命令	著しく不当な業務運営
26 年 9 月	公認会計士 1 名	業務停止 2 月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
26 年 9 月	公認会計士 1 名	業務停止 4 月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
26 年 10 月	九段監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
27 年 1 月	公認会計士 1 名	業務停止 3 月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
27 年 5 月	公認会計士 1 名	業務停止 1 月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
27 年 5 月	公認会計士 1 名	業務停止 2 月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
27 年 6 月	有限責任クロスティア監査法人	清算業務除く業務停止 1 年	著しく不当な業務運営
27 年 6 月	才和有限責任監査法人	新規業務停止 1 年、 業務改善命令	著しく不当な業務運営
27 年 6 月	有限責任監査法人 トーマツ 公認会計士 1 名 公認会計士 2 名	戒告  業務停止 3 月 業務停止 1 月	過失による虚偽証明
27 年 6 月	公認会計士 25 名	戒告	継続的専門研修の履修義務の不履行（注）

（注）日本公認会計士協会からの継続的専門研修（CPE）の履修義務違反者に係る行政処分措置の請求を受け、調査を行った結果、公認会計士 25 名に対して処分を行ったもの。

(参考)

	23年 6月末	24年 6月末	25年 6月末	26年 6月末	27年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	21,351	23,132	24,965	26,274	27,348
監査法人の数 (法人)	212	215	216	220	218

## V 公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催しているところ、26事務年度においては、27年1月に本意見交換会を開催した。会合では、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。(資料3-5-6参照)

会合後は、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に資するための取組みを行った。

## 第6節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

### I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備

#### 1. インフラファンド市場創設に係る所要の措置

投資法人・投資信託形態のインフラファンドを上場する市場の創設に向けて、特定資産（投資法人・投資信託が主として投資対象とすることができる資産）へのインフラ資産（再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権）の追加等、所要の規定の整備を行う投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の改正を行った。（平成26年9月3日公布、同日施行）。なお、インフラファンド市場は、27年4月30日に東京証券取引所において開設された。

#### 2. 私設取引システム（PTS）等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告等につき、当該売買等に関する報告を行うPTS業務の認可を受けた金融商品取引業者（PTS業者）及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、PTS業者による個別銘柄のリアルタイム報告（5分以内）を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正を行った（注1）（26年7月14日公布、28年9月5日施行予定）。

（注1） 本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外での売買等に関する自主規制規則を見直し、PTS業者が日本証券業協会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表（5分以内）を行う等の改正が行われた。同規則の施行後においては取引所金融商品市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

#### 3. インサイダー取引規制の見直し（未公布）

金融審議会金融分科会報告「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」（平成25年2月27日）における提言を踏まえ、いわゆる「知る前契約」「知る前計画」に係るインサイダー取引規制の適用除外について、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正案を取りまとめ、27年6月18日に公表した。

具体的には、これまで適用除外とされてきた類型に当てはまらない取引であっても、インサイダー取引規制上問題のない取引については、これを円滑に行うことができるよう、次の①～③を要件とするより包

括的な適用除外規定を設ける改正を行うこととした。

- ① 未公表の重要事実を知る前に締結・決定された契約・計画の存在
- ② 裁量性の排除のため、売買等の具体的な内容が、あらかじめ特定されている、又は定められた計算式等で機械的に決定されること
- ③ 契約・計画に従って売買等が執行されること

## Ⅱ 金融商品取引所をめぐる動き

### 1. J P X日経インデックス 400 について

日本取引所グループ及び東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、収益性やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとって魅力の高い会社」で構成される株価指数「J P X日経インデックス 400」を26年1月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動したE T Fの上場や公募投信の運用がなされ、現在は、東京証券取引所に5商品のE T Fが上場し、30以上の公募投信が運用されている。海外でも、26年9月にロンドン証券取引所等にE T Fが上場され、27年6月末では5カ国でE T Fが上場されている。また、26年11月からは、大阪取引所において本インデックスの先物取引が開始されている。

## Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

### 1. 経緯

先般の世界的な金融危機を受け、G20ピッツバーグ・サミット首脳声明などにおける国際的に重要な問題として認識された課題（注）等に関して、我が国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題を整理した「金融・資本市場に係る制度整備について」を22年1月に公表した。

「金融・資本市場に係る制度整備について」には、証券・デリバティブ決済システムに関連する取組みとして、①店頭デリバティブ取引について、一定の取引規模がある取引を対象にした清算集中義務や取引情報の保存・報告義務等の導入、②国債取引等の証券決済・清算態勢の強化が盛り込まれた。

その後、22年5月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け及び取引情報保存・報告制度等を盛り込むとともに、24年5月に関係政令を、同年7月に内閣府令等を公布した。

（注） 21年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、「標準化され

たすべての店頭（OTC）デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである」旨、合意された。

## 2. 概要

### （1）店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

23年12月26日公表の「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（以下「検討会取りまとめ」という。）等を踏まえ、取引情報保存・報告制度について、内閣府令を改正し、以下の措置を講じた（26年11月19日公布、27年4月1日施行）。

- ① 登録金融機関である保険会社を取引規模の届出及び取引情報の保存・報告の義務対象に追加
- ② 取引規模の届出について、信託財産に属するものとして経理される取引に係る届出を追加

また、検討会取りまとめにおいて、制度の施行後2年程度を目途に、清算集中義務の対象者及び対象商品について、更なる拡大を行うとの方向性が示されていることを踏まえ、円金利スワップ取引について対象者及び対象商品を拡大するために、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令等を改正し、以下の措置を講じた。（26年6月20日公布）

- ① 対象者については、過年度の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が3,000億円以上（26年12月1日から27年11月30日までの間については、1兆円以上）の金融商品取引業者等とする等（26年12月1日施行）
- ② 対象商品については、ユーロ円TIBOR3か月物（年限5年以内）、ユーロ円TIBOR6か月物（年限10年以内）を追加する等（26年7月1日施行）

その後、清算集中義務の対象者及び対象商品の更なる拡大のため、内閣府令を改正し、以下の措置を講じた（26年11月19日公布、28年12月1日施行予定）。

- ① 清算集中義務の対象者に保険会社を追加
- ② 信託財産に属するものとして経理される取引のうち、過年度の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が3,000億円以上である信託財産に係るものを、清算集中の対象となる取引に追加

さらに、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務

付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（24年9月）したことを受け、第1節Ⅱ.1に記載したとおり、関係政令・内閣府令の整備を行った。

## （2）国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、更なる国債取引の決済期間の短縮化（T+1）の実現に向けた課題等について議論し、グランドデザインをとりまとめた（26年11月）。

また、株式等についても、市場関係者において、我が国における株式等の決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題等について検討し、報告書を取りまとめた（27年3月）。

金融庁は、こうした検討に積極的に参加するとともに、半年毎に更新される工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する（26年12月、27年6月）ことなどにより、市場関係者の取組みを支援してきた。

## IV 会計基準・監査における国際的動向への対応

### 1. 会計基準における我が国の対応と国際的動向

#### （1）IFRS任意適用の拡大促進に向けた取組み

##### ア. 企業会計審議会会計部会の設置・開催

26年10月に企業会計審議会が開催され、「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について必要な審議・検討を行う」との観点から、企業会計審議会の下に新たに会計部会を設置することが決定された。

これを受けて、26年12月に会計部会の第1回会合が開催され、IFRSの任意適用の拡大促進や我が国としての対外的な意見発信等について審議が行われた。また、27年4月に会計部会の第2回会合が開催され、IFRS適用レポートや日本基準の収益認識基準の開発に向けた検討を行うことについて報告が行われた。

##### イ. IFRS適用レポートの公表

26年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記され、そのための施策の一つとして、「IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「『IFRS適用レポート』として公表するなどの

対応を進める」こととされた。

これを受けて、27年2月末までにIFRSを任意適用した企業（適用予定企業を含む。）を対象に、実態調査・ヒアリングを行い、同年4月15日に「IFRS適用レポート」として公表した（資料3-6-1参照）。

#### ウ. あるべきIFRSについての意見発信

あるべきIFRSの内容について我が国として積極的に意見発信を行うことが重要との観点から、企業会計基準委員会（ASBJ）において、25年7月よりIFRSの個々の基準について我が国で受け入れ可能か否かの検討が行われ、27年6月30日に、「のれんの償却」と「その他の包括利益のリサイクリング」の2項目をIFRSから修正した修正国際基準（JMIS）が公表された。

これを受けて、JMISの適用が制度上、可能となるよう、同日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表し、パブリックコメントの手続を実施した（資料3-6-2参照）。

IFRSの任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、27年6月末時点で91社となっている。このうち、上場企業である88社の時価総額は全上場企業の時価総額の約19%となっている。（資料3-6-3参照）

## （2）国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団は国際会計基準審議会（IASB）、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、16名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）には、当初より日本から企業会計基準委員会（ASBJ）がメンバーとして参加しており、ASBJは、海外当局と共同でASAF会合においてディスカッション・ペーパーを公表する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード（MB）が設置され、当初より金融庁は恒久メンバーとして参

加している。MBでは、24年2月に公表されたIFRS財団のガバナンス改革に関する報告書に掲げられた提言に基づき、MBの更なる機能強化のためメンバー枠の拡大に向けた審査が実施されたほか、IFRS財団の安定的な資金確保に関する今後の課題や対応策について議論が行われた。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

（注）金融庁の河野金融国際審議官が22年10月から暫定議長、25年2月からは議長を務め、任期が到来した27年2月には、議長再任が決定された。

## 2. 監査における我が国の対応と国際的動向

### （1）国際監査基準（ISA）への対応

27年1月、ISAを策定する国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、当年度の財務諸表監査で最も重要な事項である「監査上の主要な事項（KAM：Key Audit Matters）」等を監査報告書に記載させるため、改訂されたISAを公表した。

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、KAMの議論を含む監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、証券監督者国際機構（IOSCO）を通じて、IAASBの基準設定プロセスに参画している。

### （2）外国監査法人等の届出制度

我が国では、公認会計士法の改正により、20年4月より外国監査法人等の届出・監督制度を導入したところであり、21年9月、外国監査法人等に対する報告徴収・検査の方針等を「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」として公表した。当該考え方において、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換等の監査監督上の協力に関する書簡などが交換され、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている（相互依拠）。（資料3-6-4参照）

これを受け、海外の監査監督当局との間で情報交換等の監査監督上の協力に関する書簡を交換している<sup>（注1）</sup>。

さらに、諸外国の監査監督制度の同等性評価を行う必要があるところ、評価に関する考え方を「ガイダンス」の形で取りまとめ、24年7月に公表した<sup>（注2）</sup>。（資料3-6-5参照）

25年までに上記①及び②の要件を満たす協力関係を構築したオラ

ンダ金融市場庁（AFM）との間では、26年6月には、さらに上記③の要件（相互主義の担保）を確保し、外国監査法人等に対する監査監督（報告徴収及び検査等）について相互に依拠することを確認する内容の書簡を交換した（監査監督に関する相互依拠をすることになった第1号案件）。

- （注1） 監査監督上の協力に関する書簡を交換した先は以下の通り、
- ・23年10月6日：米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）
  - ・24年3月23日：カナダ公共会計責任委員会（CPAB）
  - ・同年10月3日：マレーシア監査監督委員会（AOB）
  - ・25年3月26日：オランダAFM
  - ・同年8月2日：ルクセンブルク金融監督委員会（CSF）
  - ・26年5月23日：イギリス財務報告評議会（FRC）

- （注2） 25年7月11日には、当該ガイダンスを踏まえ、オランダ及びルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を公表した。

## V 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、最近上場した地元企業や、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、取引所、証券会社、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、27年6月23日に福岡、6月26日に大阪で開催した。（資料3-6-6参照）

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

#### I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。また、いったん留保（保管）した預保納付金についても、口座名義人の事後的な救済のために支払う「必要がなくなったとき」には、同様に、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。（資料4-1-1参照）

#### II 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手の決定

##### 1. 預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業決定までの経緯

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の3政務官で構成される「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」（以下「PT」という。）を計4回開催し、議論を行ってきた。その結果、23年8月26日に公表されたPTの最終とりまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）において、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与（以下「奨学金貸与」という。）」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成（以下「団体助成」という。）」の両事業に活用することとし、24年3月21日、これらの内容を盛り込んだ、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支

出について定める命令」が公布された（24年4月1日より全面施行）。

## 2. 預保納付金を用いた事業の担い手について

預保納付金を用いた事業の担い手については、23年7月にPTの中間とりまとめ案を公表、意見募集を行った際にあわせて、自らが担い手になることについて関心のある団体の公募を実施した。担い手の選考に当たっては、犯罪被害者等に知見を有する有識者の方々の意見を取り入れた上で慎重に決定することが望ましいとの観点から、第三者である当該有識者の方々よりヒアリング・審査等を通じた協力を得て、最終的には、かかる有識者の方々の審査結果を踏まえて、PTにおいて、「公益財団法人 日本財団」を預保納付金を用いた事業の担い手に決定した。

## Ⅲ 預保納付金を用いた事業の実施について

担い手が決定した後、24年度中の事業開始に向け、預金保険機構、日本財団、内閣府、財務省、警察庁等の関係省庁とともに詳細な制度設計を進め、24年12月18日から支援事業（奨学金事業、団体助成事業）を開始した（注）。

26年度の支援事業については、奨学金事業は25年10月1日に、団体助成事業は同年11月1日に募集を開始し、同年11月30日に申請の受け付けを締め切った。日本財団において、外部有識者の意見を踏まえつつ審査を行い、両事業の支援先を決定し、26年4月1日から支援を開始したところ。

また、犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の貸与の募集期間については、26年6月2日から、年間を通じて申し込むことが可能となった。

### （注）支援事業の概要

- 犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の貸与
  - ・無利子貸与、返済期間は30年以内。
  - ・貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は、大学院生：10万円／月、大学生：8万円／月、高校生：私立5万円／月、国立・公立3万円／月。
- 犯罪被害者等支援団体に対する助成

## 第2節 保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備（保険募集等に関する規制）

### I 経緯

近年の保険会社を巡る経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するために保険募集規制を整備することや、保険業の発展を通じて経済活性化への貢献を実現していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、保険の信頼性を確保するための施策及び保険会社等の海外への積極的な業務展開を推進するなど、保険業を活性化するための施策等を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」が、26年5月23日に成立し、同年5月30日に公布された。

これを受け、改正法公布後、3ヶ月以内、6ヶ月以内、2年以内に施行することとされている事項について、関係政令・内閣府令の整備を行った。

### II 概要

#### 1. 公布後3ヶ月以内施行に係る関係政府令の整備（26年8月20日公布、26年8月29日施行）

法改正により、保険仲立人が長期の保険契約の締結の媒介を行おうとする場合における内閣総理大臣の認可制を廃止し、保険仲立人の機能が適切に発揮されるよう、規制緩和を行った。これに伴い、関係政令・内閣府令において、保険仲立人に義務付ける保証金の最低額の引下げ（4千万円から2千万円）等を規定した。

#### 2. 公布後6ヶ月以内施行に係る関係政府令の整備（26年11月27日公布、26年11月28日施行）

##### （1）運用報告書の電磁的交付方法の多様化

法改正により、運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産について、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができることとした。これに伴い、内閣府令において、顧客専用ウェブページの閲覧等の新たな交付方法を規定した。

##### （2）共同保険における契約移転手続に係る特例の導入

法改正により、保険契約の移転に当たり、契約者保護上問題がないと認められる一定の場合に、移転対象契約者に対する個別の「通知」を「公告」で代替できる特例を設けた。これに伴い、内閣府令において、契約者保護上問題がない場合として、共同保険契約の移転に係る引受割合の低い（10分の1以下）非幹事会社による契約移転を規定した。

(3) 保険会社の海外展開に係る規制緩和

法改正により、保険会社が海外の金融機関等を買収した場合に、当該金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社についても一定期間(5年)保有を認めた。これに伴い、内閣府令において、所要の規定を整備した。

(4) その他

上記のほか、内閣府令において、①保険会社の子会社の業務に「保育所の運營業務」及び「古物競りあっせん業」の追加、②保険会社のベンチャーキャピタル子会社がベンチャー企業に出資する場合の要件の緩和、等の措置を講じた。

3. 公布後2年以内施行に係る関係政府令の整備(27年5月27日公布、28年5月29日施行)

(1) 情報提供義務の導入に伴う規定の整備

法改正により、保険募集の際に、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことを義務付けた。これに伴い、内閣府令において、以下の規定の整備を行う等、所要の規定の整備を行った。  
ア. 保険募集に際し、顧客に情報提供すべき事項として、商品情報等、顧客が保険加入の適否を判断するに当たって必要な事項を規定した。

イ. 複数保険会社の商品から比較推奨して販売する場合、上記に加え、「比較可能な商品の概要」、「特定の商品の比較推奨を行う理由」について、情報提供すべき旨を規定した。

(2) 意向把握義務の導入に伴う規定の整備

法改正により、保険募集人に、保険募集に際しての一連の「意向把握」(顧客の意向把握、意向に沿った保険契約の提案、契約内容の説明、意向と契約内容が合致していることを確認する機会の提供)を義務付けた。これに伴い、内閣府令において、上記の「意向把握」を義務付けない場合として、強制加入保険等を規定した。

(3) 保険募集人等に対する体制整備義務の導入に伴う規定の整備

法改正により、従来の所属保険会社による管理・指導に加え、保険募集人自身に、自らの業務を適切に行うための体制整備を義務付けた。これに伴い、内閣府令において、保険募集人に以下の措置を求める等、所要の規定の整備を行った。

ア. 保険募集人に求める一般的な体制整備として、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理その他健全かつ適正な業務運営を確保するための措置。

イ. 比較推奨販売を行う場合には、上記ア.に加え、特定の商品を提示する場合の提案理由の説明や比較する場合の誤認防止など、適切な比較・推奨を行うために必要な措置。

- ウ. フランチャイズ展開を行う場合には、上記ア. に加え、フランチャイザーによる、フランチャイジーである保険募集人に対する指導を行うための実施方針の策定と、当該方針に基づき適切な指導を行うための措置、更には、フランチャイジーの募集業務の実施状況の検証と必要に応じた改善策を講じるための措置。
- エ. 大規模乗合代理店に対し、上記ア. に加え、事業報告書の提出や帳簿書類の作成・保存等。

## 第5章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会

#### I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第6条、第7条）、現在その傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料5-1-1～2参照）

#### II 平成26事務年度の開催実績

##### 1. 第33回総会・第21回金融分科会合同会合（平成26年9月26日開催）

審議会に対して、「投資運用等に関する検討」及び「決済業務等の高度化に関する検討」に関する諮問が行われた。（資料5-1-3参照）

その後、最近の金融行政の動向として、「企業のガバナンス向上等に向けた取り組み」、「金融モニタリングレポート」、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」及び「アジアの金融インフラ整備支援」について事務局より説明がなされた。

##### 2. 「投資運用等に関するワーキング・グループ」

26年9月の諮問を受けて、「投資運用等に関するワーキング・グループ」が設置された。同年10月以降、6回にわたり、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方等の課題について、検討及び審議を重ね、27年1月28日、報告書がとりまとめられた。（資料5-1-4～7参照）

##### 3. 「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」

26年9月の諮問を受けて、「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」が設置された。同年10月以降、12回にわたり、決済に関する国内外の動向や各国の取り組みに関する実態把握等を行うとともに、決済高度化に向けた基本的論点や方向性について、審議を重ね、27年4月28日、「中間整理」がとりまとめられた。（資料5-1-8～9参照）

##### 4. 第34回総会・第22回金融分科会合同会合（27年3月3日開催）

審議会に対して、「金融グループを巡る制度のあり方に関する検討」に関する諮問が行われた。（資料5-1-10参照）

また、26年9月の諮問事項に関し、「投資運用等に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされ、「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」の検討状況等についても事務局より報告がなされた。

なお、「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」はワーキング・グループに改組することとされた。

5. 「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」

27年3月の諮問を受けて、「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」が設置された。同年5月以降、4回にわたり、有識者からのヒアリング等を行った。(資料5-1-11~12 参照)

## 第2節 官民ラウンドテーブル

### I 経緯

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」を踏まえ、業界団体や政府系金融機関等と、官民ラウンドテーブル（第1回：平成24年9月25日、第2回：25年5月13日、第3回：26年3月27日）を開催した。

官民ラウンドテーブルは、行政運営上の意見交換や懇談の場であり、官民が、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、持続的な対話を行っていくものである。

### II 議論の状況

#### ○作業部会の開催及び報告書のとりまとめ

第3回官民ラウンドテーブルにおいて設置された「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会及び「アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働体制の強化」作業部会を、それぞれ、5回及び3回開催した。

また、「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会は、その検討を踏まえ、報告書をとりまとめ、27年6月29日に公表した。

## 第3節 自動車損害賠償責任保険審議会

### I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

### II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-3-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、落合誠一氏（中央大学法科大学院教授）である。

### III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成27年1月28日に、第134回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた基準料率の改定の必要性等について審議が行われた。

審議においては、損害保険料率算出機構から26年度の自賠責保険の基準料率の検証結果が報告されたが、その内容は、26年度の予定損害率100.2%、27年度の予定損害率100.2%というものであり、25年4月の基準料率改定時における予定損害率100.2%との乖離がなかったことから、基準料率の改定は必要ないものとされた。

その他、自動車安全特別会計、民間保険会社、JA共済それぞれにおける26年度の自賠責保険運用益の用途等について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

## 第4節 企業会計審議会

### I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：安藤英義 専修大学大学院教授）は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料5-4-1参照）

（注）会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）において行われている。

### II 26 事務年度の審議状況

#### ○企業会計審議会（26年10月28日開催）

国際会計基準をめぐる最近の対応について、事務局及びASBJから報告した。

また、「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う」との観点から、企業会計審議会の下に新たに会計部会を設置することが決定された。

#### ○第1回・会計部会（26年12月15日開催）

国際会計基準をめぐる最近の対応について、事務局、日本取引所グループ及びASBJから報告し、「IFRSの任意適用の積上げ」や「我が国としての対外的な意見発信」等について審議が行われた。

#### ○第2回・会計部会（27年4月15日開催）

IFRSの任意適用企業の拡大促進のための施策の一つとして「『日本再興戦略』改訂2014」（26年6月閣議決定）に盛り込まれた「IFRS適用レポート」（同日公表）について、事務局から報告した。また、ASBJから今後、我が国における収益認識基準の開発に向けた検討を行うことについて報告された。

## 第5節 金融トラブル連絡調整協議会

### I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5-5-1参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善の各点である。

### II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで49回の協議会を開催してきた。（資料5-5-2参照）

#### 1. 第48回金融トラブル連絡調整協議会

26年12月4日、第48回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（26年度上半期）及び「指定紛争解決機関における相談業務の状況等」等について報告・意見交換等を行った。（資料5-5-3参照）

#### 2. 第49回金融トラブル連絡調整協議会

27年6月15日、第49回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（26年度）及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等への対応状況等について報告・意見交換等を行った。（資料5-5-4参照）

## 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

### 第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

#### I 経緯等

経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするとともに、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせるための経済対策パッケージの一つとして、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（26年12月27日閣議決定。以下「経済対策」という。）が策定された。

「経済対策」では、①地域の実情に配慮しつつ消費を喚起すること、②しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すこと、③災害復旧等の緊急対応や復興を加速化すること、の三つに資する施策が重点的に盛り込まれている。

#### II 金融分野の主な施策

「経済対策」においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

##### (1) 金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進

○ 地域経済圏をベースとした企業・産業の活性化のためには、金融機関が様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価した上で、それを踏まえて解決策を検討・提案し、必要な支援等を行なっていくことが重要である。このため、金融モニタリング基本方針に基づく監督・検査により、金融機関による企業の事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の積極的な発揮を促進する。

##### (2) 地域経済活性化支援機構（REVIC）を活用したファンドの設立・資金供給の促進（※ 内閣府）

○ 地域の活性化に向けた積極的な資金供給を行うため、本年6月に閣議決定された『『日本再興戦略』改訂2014』及び「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」に盛り込まれた、①地域ヘルスケア産業支援ファンド、②観光を対象とした地域活性化ファンド、③地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンド、④被災地域の復興・成長を支援するファンド、の4タイプのファンドに対して、REVICが出資を行うことにより、民間資金の呼び水となって、ファンドの設立及び当該ファンドを通じた地域企業への資金供給の促進を図っていく。

##### (3) 機密性の高い情報保全のための情報セキュリティ対策

○ 金融庁における情報システムに情報漏洩防止対策を導入することにより、高

度なサイバー攻撃による外部への情報漏洩の防止を図るほか、管理者権限の悪用防止等のさらなる強化を図るための技術的対策を導入する。

## 第2節 政府の成長戦略における金融庁の取組み

### I 「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定。以下「再興戦略改訂2015」という。)

#### 1. 経緯等

25年6月、アベノミクスの3本の矢(①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略)の「3番目の矢」として、産業競争力会議での議論を経て、「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)が取りまとめられた。また、26年6月にはその改訂版「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月24日閣議決定)。以下「再興戦略改訂2014」という。)が策定され、コーポレートガバナンス・コードの策定を含む新たな施策が盛り込まれた。

そして、27年6月、デフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展の礎を再構築する「再興戦略改訂2015」が策定され、アベノミクスは、デフレ脱却を目指して専ら需要不足の解消に重きを置いてきた「第一ステージ」から、人口減少下における供給制約を乗り越えるための対策を講ずる新たな「第二ステージ」に入った。鍵となる施策として、「未来投資による生産性革命」、「ローカルアベノミクスの推進」、「『改革2020』/成長戦略を加速する官民プロジェクトの実行」等が掲げられている。

#### 2. 金融庁関連の施策(資料6-2-1参照)

「再興戦略改訂2015」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が盛り込まれている。

##### (1)「産業の新陳代謝の促進」関連部分

###### ○ コーポレートガバナンスの強化

- ・ 「コーポレートガバナンス・コード」及び「ステewardシップ・コード」が車の両輪となって企業の持続的な成長が促されるよう、その普及・定着を図るとともに、上場企業と株主との間の対話がコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神にかなった形で円滑に行われていくよう、取引所と連携して全般的な状況を把握・公表する。

###### ○ 企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等

- ・ 金融機関のガバナンスや経営体力の強化に向け、独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮小等の動きを引き続き注視する。
- ・ グローバルなシステム上重要な金融機関に対しては、経営支援機能を常に十分に発揮できるよう、株価変動リスク等の縮減を求めていく。

###### ○ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

- ・ 投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業の情報開示のあり方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。

###### ○ 多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進

- ・ 投資型クラウドファンディングにかかる制度を活用するとともに、各種ク

ラウドファンディング利用を促進する。

- ・ 地域に根差した企業等の資金供給に応える制度として、「株式コミュニティ制度」を活用し、資金調達を支援する。
- ・ 地域金融機関等と地域経済活性化支援機構（REVIC）が連携し、「地域活性化・事業再生ファンド」を活用、地域への資金供給を促す。
- 金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進
  - ・ 金融機関における企業の事業性を評価する融資の取組みやコンサルティング機能の強化、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用等の促進を図る。
  - ・ 金融機関が担保・保証に依存せず、目利き力を発揮して企業の経営情報を的確に把握することによって、運転資金の円滑な供給が図られるよう、短期継続融資の取り扱いについて明確化した金融検査マニュアルについて、周知・徹底を図る。
  - ・ 私的整理手続きにおける事業再生を迅速かつ円滑に行えるようにするため、関係省庁において法的枠組み等の検討を進める。

## （２）「金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等」関連部分

- 決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討
  - ・ グローバルに活動する日本企業の成長力強化等の観点から、決済高度化に向けたアクションプランの策定等を行う。
  - ・ 金融グループにおける経営・リスク管理機能、業務範囲のあり方など、金融グループを巡る制度のあり方について検討を行う。
- 金融資本市場の利便性向上と活性化
  - ・ 金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組みを積極的に進める。
    - － インフラファンドの組成・上場の促進、ヘルスケアリートの普及啓発
    - － 総合取引所の実現
    - － 債券市場の活性化、振替・清算機関の機能強化
    - － 国債や株式等の決済期間の短縮
- 国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援
  - ・ 日本企業等の海外進出を金融面から一層支援するとともに、日本の金融・資本市場の魅力在海外に一層強力に発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組するとともに、支援対象をアジア諸国以外に拡大するなど、技術支援体制の拡充等を図る。
- IFRS任意適用企業の更なる拡大促進
  - ・ 引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進を図るべく、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行うとともに、上場企業が決算短信で開示しているIFRSの適用に関する検討状況を東京証券取引所と連携して分析しIFRSの適用状況の周知を図る。
- 質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大

- ・ 家計資産が成長マネーに向かう活発な金融市場を実現するため、販売会社・投資運用業者の双方に対し、その役割（フィデューシャリー・デューティー）を果たすよう促すとともに、来年から導入されるジュニアNISA（年間投資上限額 80 万円）を含めNISAの更なる利用拡大に向けた施策を推進する。

## II コーポレートガバナンスの強化について

### 1. 日本版スチュワードシップ・コード

#### (1) 経緯等

25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を適切に果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる」ことが盛り込まれたことを踏まえ、金融庁に設置された「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が、26 年 2 月に『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（以下、この項目において「コード」という。）を策定・公表した。（資料 6-2-2 参照）

#### (2) コードの概要

コードは、機関投資家が、資金の最終的な出し手（委託者）である個人・年金受給者・保険契約者等からの負託を受け、企業との建設的な対話を通じて企業の持続的成長を促すための諸原則を定めたものである。

具体的には、「スチュワードシップ責任を果たすための方針の策定・公表」など 7 つの原則を柱としている。

#### (3) コードの受入れを表明した機関投資家のリストの公表

同コードにおいては、機関投資家によるコードの受入れは任意ではあるが、受入れ表明を行った機関投資家については金融庁がリスト化して公表し、3 ヶ月毎に更新することとしている。

26 事務年度は、26 年 9 月、12 月、27 年 3 月、6 月に、それぞれ前月末までに受入れ表明を行った機関投資家のリストを和英両文にて公表した。

コードの受入れを表明した機関投資家数は、第 1 回の 127（26 年 5 月末時点）から始まり、第 2 回に 160（同年 8 月末時点）、第 3 回に 175（同年 11 月末時点）、第 4 回に 184（27 年 2 月末時点）、第 5 回に 191（同年 5 月末時点）と推移しており、数多くの機関投資家が受入れを表明している。

なお、27 年 5 月末時点でコードの受入れを表明した機関投資家（計 191）について、業態別に分類した結果は、以下のとおりであり、我が国における主だった機関投資家は、ほぼ含まれている。（資料 6-2-3 参照）

- ・ 信託銀行等 : 7
- ・ 投信・投資顧問会社等 : 133

- ・ 生命保険会社 : 17
- ・ 損害保険会社 : 4
- ・ 年金基金等 : 23
- ・ その他(議決権行使助言会社他) : 7

(4) コードの普及・定着に向けた情報発信・周知活動等

26年9月2日、コードに対する一層の理解を促すことを目的として、第2回リストの公表にあわせ、「機関投資家等の皆さまへ」と題するメッセージを和英両文にて公表した。(資料6-2-4参照)

その他、国内外の機関投資家向けセミナー等を通じた情報発信・周知活動等を実施した。

2. コーポレートガバナンス・コード

(1) 経緯等

26年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、施策の一つとして「コーポレートガバナンスの強化」が取り上げられ、上場会社に適用される「コーポレートガバナンス・コード」を策定することとされた。これを受けて、同年8月、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)が設置された。

有識者会議は、同年8月から計9回にわたり議論を重ね、和英両文でのパブリックコメント(同年12月~27年1月)を経て、同年3月5日、「コーポレートガバナンス・コード原案~会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために~」(以下「コード原案」という。)を取りまとめた。(資料6-2-5参照)

有識者会議がコード原案を取りまとめたことを受け、東証において、本コード原案をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」(以下、この項目において「コード」という。)が制定されると共に、関連する上場規則等が改正された。これらは、同年5月13日に公表されており、6月1日より適用が開始されている。

(2) コードの概要

ア. コードの目的

コードにおける「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する。

コーポレートガバナンスというと、これまで国内では会社における不祥事の再発防止といった側面に議論が集中しがちであった。しかし、コード原案においては、成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮を促し、収益力・資本効率等の改善につながるような「攻めのガバナンス」の確保を目指すことが基本的な考え方として示されている。

イ. コードの枠組み

コードは、それぞれの上場会社が、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、自らのガバナンス上の課題を検討し、その改善のために自律的な取組みを進めていくことが重要であるとの考え方に立脚し、そうした自律的な取組みが可能となるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）という枠組みを採用している。これらの枠組みの下、コードの適用を受ける各会社は、①コードの各原則（プリンシプル）について、その形式的な記載・文言ではなく、その趣旨・精神に照らして、自らの活動が当該原則に則しているか否かを判断することが求められる一方、②自らの個別事情に照らして実施（コンプライ）することが適当でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明（エクスプレイン）することにより、一部の原則を実施（コンプライ）しないことも許容されることとなる。

#### ウ. コードの原則の構成

コードでは、「OECD コーポレートガバナンス原則」も踏まえ、コーポレートガバナンスを巡る5つの分野にわたる諸原則が体系的に整理されており、それらは全体で5つの基本原則、30の原則、38の補充原則から成っている。

5つの分野は以下のとおりである。

- ①株主の権利・平等性の確保
- ②株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ③適切な情報開示と透明性の確保
- ④取締役会等の責務
- ⑤株主との対話

#### 3. 株主との建設的な対話に向けて

以上の取組みを通じ、「スチュワードシップ・コード」と「コーポレートガバナンス・コード」とがいわば「車の両輪」となり、上場会社と投資家との間で、二つのコードに基づく建設的な対話が促進されることが期待される。

### Ⅲ 地方創生関係

#### 1. 経緯等

人口減少と地域経済縮小の克服及び、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のために、27年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（26年12月27日閣議決定。以下、「創生総合戦略」という。）が策定された。

「創生総合戦略」では、今後の政策の基本目標として、①地方における安定した雇用を創出すること、②地方への新しいひとの流れをつくること、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを

守るとともに、地域と地域を連携することの4つが掲げられている。

さらに、「創生総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージ・個別施策について、今後の方向性を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針」（27年6月30日閣議決定。以下「創生基本方針」という。）が策定された。

## 2. 「創生総合戦略」における金融庁関連の施策（資料6-2-6参照）

「創生総合戦略」においては、以下の施策において、金融機関の関与が明示されている（以下政策パッケージ内の項目名）。

### （1）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備
  - ・ 地域の産学官金労が連携した総合戦略推進組織の整備
  - ・ 地域を支えるサービス事業主体のあり方の検討
- 地方への人材還流、地方での人材育成
  - ・ プロフェッショナル人材の地方還流
- 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）
  - ・ 包括的創業支援（創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援、大企業を含むベンチャー創造協議会の活用、ベンチャー企業とのネットワーク形成、個人の起業の推進、官公需への新規中小企業者の参入促進）
  - ・ 地域を担う中核企業支援
  - ・ 産業・金融一体となった総合支援体制の整備
  - ・ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
- 地域産業の競争力強化（分野別取組）
  - ・ サービス産業の活性化・付加価値向上（ヘルスケア産業の創出支援）
  - ・ 農林水産業の成長産業化（生産現場強化、バリューチェーン構築、需要フロンティア拡大）
  - ・ 観光地域づくり・ローカルクールジャパンの推進（「広域観光周遊ルートの形成・発信」、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援、「地域ブランド」の確立等付加価値の向上等）
  - ・ 地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化

### （2）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- 中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成
  - ・ 「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成
- 地方都市における経済・生活圏の形成
  - ・ 都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
- 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化
  - ・ 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用
  - ・ 空家対策の推進

### 3. 「創生基本方針」における金融庁関連の施策

「創生基本方針」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている（以下「創生基本方針」内の項目名）。

- サービス産業の生産性向上
  - ・ よろず支援拠点、地域金融機関、商工会議所、教育機関、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構等の連携強化を図り、地域のサービス産業プラットフォームを形成する。さらに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。
- 「プロフェッショナル人材」の地方還流
  - ・ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」（以下、「人材戦略拠点」という。）を整備・稼働し、経営（サポート）人材のマッチングを行うREVICの子会社や地域金融機関等との連携を促す。人材供給側の企業について、従業員等の幅広いニーズの喚起やセカンドキャリア支援制度と連携を図る。
- ローカルベンチマーク等の整備
  - ・ 地域企業の経営体制の改善等の観点から、ローカルベンチマークを整備し、地域企業に対する産業・金融の支援策において活用を図る。
- リスク性資金の充実
  - ・ 地域の中核企業を核とした戦略産業を育成するため、REVICや独立行政法人中小企業基盤整備機構によるファンド、株式会社商工組合中央金庫によるグローバルニッチトップ企業及び地域の中核を担う企業等に対する長期性資金や株式会社日本政策金融公庫等による資本性ローンの活用等を促す。
  - ・ 地域金融機関等設立のファンドや株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務等を含め、地方向けエクイティファンドの活用を促す。
- 地域企業・産業の成長戦略策定促進
  - ・ 人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等と連携しつつ、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。
- 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化
  - ・ 創業支援等の分野において、地域における金融機能の高度化を図る等の観点から、民間金融機関と政府系金融機関との具体的な協働案件の発掘、組成を通じたノウハウシェアなどの連携を促進する。このため、政府の支援体制の整備を進める。
- 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
  - ・ 事業承継の機会をとらえて、地域企業が、新たな事業展開や必要な経営改善等に取り組むことを促進する観点から、事業引継ぎ支援センターの拡充や地域金融機関との連携強化等を図る。
- 円滑な事業整理のための支援
  - ・ 円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促

進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備資金融資、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により廃業しやすい環境の整備を行う。

- ・ 地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促す。

### 第3節 金融・資本市場活性化有識者会合

#### I 経緯等

「金融・資本市場活性化有識者会合」は、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定。）及び「成長戦略の当面の実行方針」（25年10月1日日本経済再生本部決定。）を踏まえ、日本の金融・資本市場を活性化し、国際競争力を強化するため、25年11月に、金融庁と財務省が共同して立ち上げたもの。

本会合では、民需主導の力強い経済の好循環の実現に向けて、日本経済の基盤をなす「ものづくり」を、金融面からも支えていくことが重要であり、そのためには、金融機能の強化を通じて、金融と実体経済が「車の両輪」として相互に付加価値を生むようにしていく必要があるとの認識のもと、金融業界、事業会社、学者などの各界の有識者により、大所高所からの自由闊達な意見交換が行われ、25年12月、2020年までに国際金融センターとして、アジア・ナンバーワンの地位を占めることを目指すとの目標を掲げた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられた。

26年には「提言」に盛り込まれた施策の実施状況をフォローアップするとともに、「提言」の深掘りや新たな論点について議論が行われ、26年6月、フォローアップの状況が公表されるとともに、新たな提言として「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」が取りまとめられた。そして、27年6月、進捗状況の評価及び新たな課題を含む、「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」が取りまとめられた。

#### II 「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」（27年6月30日公表）（資料6-3-1参照）

我が国実体経済の成長を促し、我が国における資産運用の高度化を進め、2020年に向けて東京市場をアジアでトップクラスの国際金融センターとして発展させるべく、25年12月に「金融・資本市場活性化に向けての提言」が、26年6月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」がそれぞれ取りまとめられた。金融・資本市場の活性化に向けての中長期的な方向性と重点的に取り組むべき施策についてのこれらの提言を踏まえ、本意見書では金融・資本市場の諸分野における施策の進捗を評価し、2020年に向けての方針について改めて整理している。その上で、我が国における金融資本市場の活性化のために特に重要であると考えられる新たな課題を含め、一層の取組みを要する課題について取りまとめた。特に重要であるとされたものは以下のとおり。

- ・ コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを更に促し、その成果を対外的に情報発信すること。
- ・ 我が国の資産運用業の抜本的強化に取り組むこと。また投資信託については、顧客のニーズと利益に最適なものとなるよう促すこと。
- ・ 顧客にとって最善のサービスが提供されるような、金融グループ全体の高度かつ柔軟

な業務運営、ガバナンス・リスク管理機能の効率的な充実強化が図られるよう、ビジネスや法制のあり方について検討を進めること。

## 第4節 金融に関する税制

### I 平成27年度税制改正について

平成27年度税制改正要望にあたり、

- ・ 家計の資産形成の支援及び成長資金の供給拡大
- ・ 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備
- ・ 法人税率引下げに伴う検討関係

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

本要望の結果、平成27年度税制改正大綱（27年1月14日閣議決定）において様々な措置が認められた（資料6-4-1参照）。主要な措置は以下のとおり。

#### 1. NISA（少額投資非課税制度）の拡充・利便性向上

NISAについては、制度の普及・定着を図る観点から、以下の措置が認められた。

##### ① ジュニアNISAの創設（平成28年1月～）。

ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする（年間投資上限額：80万円）。

##### ② NISAの年間投資上限額の引き上げ（平成28年1月～）

年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる。

##### ③ NISAの利便性向上

- ・ NISA口座開設手続の迅速化

税務当局におけるNISA口座開設手続の迅速化に向けた所用の措置（金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する。）を講ずる。

その他、平成27年度与党税制改正大綱において、以下の記載が盛り込まれた。「個人番号を用いることによる非課税口座の開設手続の簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う。」

#### 2. 金融所得課税の一体化

金融商品については、28年1月から、商品間の損益通算の範囲を、現行の株式等の配当・譲渡所得から公社債等の利子・譲渡所得等まで拡大することとされている。

デリバティブ取引については損益通算が認められていないが、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成27年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

3. 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・恒久化  
世代間の資産移転を促すとともに、子育て世代における教育費負担に対し税制面での支援を行う観点から、以下の措置が認められた。
  - ・ 平成27年12月末とされている期限を、平成31年3月末まで3年3月延長する。
  - ・ 教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
  - ・ 少額の支払について、領収書に代えて支払金額等を記載した書類の提出を可能にする（平成28年1月～）。
4. 投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消  
会計と税務の処理の差異（税会不一致）により、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても税務上の配当等の額として扱われず課税が発生し、投資法人の合併等に支障が生じる問題（「税会不一致」問題）を解消する観点から、以下の措置が認められた。
  - ・ 会計上の利益を超える金銭の分配の額のうち一次差異等調整引当額の増加額に相当する金額を、税務上の配当等の額として扱う等、「税会不一致」問題解消のための所要の措置を講じる。
5. デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置  
本邦金融機関の国際競争力を確保する観点から、以下の措置が認められた。
  - ・ 外国金融機関等が国内金融機関等との間で平成30年3月末までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金で一定のものから生じる利子を非課税とする。
6. 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率  
一般事業会社への法人税率引下げを行う場合、協同組合の特性等に十分に配慮し、法人税の基本税率との税率差を維持するため、協同組合に対する軽減税率についても引下げを行うよう要望し、平成27年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。  
「協同組合等については、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

## II NISA（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて

NISAは、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図るため、毎年100万円を上限とする上場株式、公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税とする制度であり、26年1月より導入された。

27年3月末時点では、口座開設数が約879万口座、投資総額が約4兆4000億円となっている。金融庁としては、投資家のすそ野拡大に向けて、特に若年層や投資未経験者層へのNISAの普及・定着を図る観点から、引き続き、様々な取組みを進めていくこ

ととしている。

26 事務年度は、特に以下の取組みを行った。

- ・ 職場積立N I S Aの普及に向けた活動の支援

職場積立N I S Aは、企業が、従業員の資産形成を支援する福利厚生の一環として、給与振込みに際してN I S A掛け金の天引き等を行うものであり、N I S Aの普及・定着を一層促進するための有効な手段の一つとして、今後の活用が期待されている。

また、職場積立N I S Aの普及に向け、26 年 12 月、金融業界において、投資教育や商品提供等に関する事項を盛り込んだガイドラインが作成された。

- ・ 周知・広報活動の実施

制度の正しい理解や投資家の金融リテラシー向上を図りつつ、制度を着実に普及・定着させるため、積極的な広報に努めることとし、制度の概要や趣旨などについて政府広報オンラインや金融庁ウェブサイト公表するとともに、「N I S Aの日」シンポジウム（27 年 2 月 13 日）の実施、リーフレットの作成、ツイッターを通じた情報発信を行った。

また、広報の機会として、以下の対応を行った。

- 日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」への協力
- その他、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における講演依頼に随時対応

- ・ 利用状況等の調査

N I S Aの普及促進に向けた施策の検討に資するため、現状のN I S Aの利用状況等について継続的に把握し、投資家や金融機関が抱える課題を分析する必要がある。

このため、全金融機関を対象としたN I S A口座の開設・利用状況等調査（資料6-4-2参照）を行ったほか、若年層を中心とした個人による投資の現状とN I S Aの利用促進に向けた課題に関する委託調査を実施した。

## 第5節 規制・制度改革等に関する取組み

### I 規制・制度改革に関する取組み

#### 1. 概要

「規制改革会議」（内閣総理大臣の諮問機関、平成 25 年 1 月設置）やその下に設置された 5 つの WG において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、これを踏まえた政府の方針が、「規制改革実施計画」として毎年とりまとめられている。

#### 26 事務年度における規制・制度改革への取組み状況

年・月	取組み状況
26 年 9 月	▽昨年より引き続き、健康・医療WG、雇用WG、農業WGを開催。 ▽「地域活性化WG」を設置（30 日第 1 回開催）
10 月	▽「投資促進等WG」を設置（9 日第 1 回開催）
27 年 2 月	▽「規制改革会議公開ディスカッション」の開催（12 日）
3 月	▽「規制改革会議公開ディスカッション」の開催（12 日）
6 月	▽規制改革会議において「第 3 次答申」を公表（17 日） ・規制改革会議において、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討した結果を取りまとめたもの。 ▽「規制改革実施計画のフォローアップの結果について」を公表（19 日） ▽「規制改革実施計画」を閣議決定（30 日） ・「第 3 次答申」を踏まえ、政府として、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくために定めたもの。

（注）この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25 年 3 月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

#### 2. 25 年 6 月、26 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

- （1）「規制改革実施計画」（25 年 6 月 14 日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し
- ・ インターネット等を通じた資本調達（クラウドファンディング）の枠組みの整備について、関係政府令の整備を行った（27 年 5 月 15 日公布、5 月 29 日施行）。
  - ・ 「総合取引所の実現に向けた取組の促進」について、商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制に関する政令・内閣府令の整備を行った（26 年 9 月 1 日施行）。
  - ・ 一定規模以下の新規上場企業は、新規上場後 3 年間、内部統制報告書の監査証明を要しないこととする制度について、関係政府令の整備を行った（5 月 15 日公布、5 月 29 日施行）。

- (2) 「規制改革実施計画」(26年6月24日閣議決定)に盛り込まれた規制の見直し
- ・ 保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大について、保険業法施行規則を改正した(26年11月27日公布、同月28日施行)。
- (3) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し
- ・ 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案を踏まえて、「保険会社が海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大」や「複数の保険会社による共同保険における契約移転手続に係る特例の導入」等を盛り込んだ保険業法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、関係政府令の整備を行った(26年11月27日公布、同月28日施行)。
3. 27年6月30日に新たに閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

規制改革会議では、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革が中心に検討され、その結果が「第3次答申」として公表された(27年6月17日)。それを踏まえて、「健康・医療」、「雇用」、「投資促進等」、「農業」及び「地域活性化」の5つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された(27年6月30日)。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管に関する主な施策としては、次の施策が盛り込まれている。

#### 【投資促進等分野】

- ・ デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制の明確化
- ・ 銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和
- ・ 投資専門子会社(特定子会社)の業務範囲の拡大
- ・ 銀行代理業を行う銀行における許可申請書変更届出の簡略化

## II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

### 1. 本制度の概要

「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた、我が国の産業競争力の強化に関連する施策の実施を推進するため、産業競争力強化法が国会に提出され、25年12月4日に成立し、同年12月11日に公布された(26年1月21日施行)。

同法では、「日本再興戦略」の実行体制の確立、規制改革推進のための制度の構築、産業の新陳代謝の促進を図るための制度創設等が盛り込まれている。

その中で、規制改革推進のための制度として、「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」が創設された。「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度であり、「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認すること

ができる制度である。

いずれの制度においても、新しく事業活動を実施しようとする事業者は、当該事業を所管する省庁に要望・照会を行い、これを受け付けた省庁は、規制所管省庁とともに調整・検討を行った上で、原則1月以内に回答を行わなければならないとされている。

## 2. 本制度の実績

26 事務年度においては、金融庁に対して、グレーゾーン解消制度に基づく照会が、事業所管官庁として3件、規制所管官庁として4件（うち1件は事業所管官庁兼規制所管官庁）あり、全照会に対して回答を各事業者に送付した。また、企業実証特例制度に基づく要望は2件であり、全照会に対して回答を各事業者に送付した。

## Ⅲ 地域再生に関する取組み

### 1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第1項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（17年4月22日閣議決定。最終変更：26年12月27日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣府地方創生推進室が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料6-5-1参照）

### 2. 地域再生計画の認定

26 事務年度において、内閣府地方創生推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第29回<26年9月4日～9月17日>、第30回<26年12月22日～27年1月13日>、第31回<27年1月16日～1月29日>、第32回<27年4月20日～5月1日>）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

## 第6節 中小企業等の経営改善・体質強化の支援

### I 背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年 12 月成立・施行。以下「中小企業金融円滑化法」という。）の期限到来（25 年 3 月末）に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すととともに、中小企業の経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、① 政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、② 金融機関による円滑な資金供給の促進、③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④ 個々の借り手への説明・周知等、を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

### II 主な取組み

#### 1. 金融モニタリング基本方針等に基づく検査・監督

26 年 9 月に公表した金融モニタリング基本方針において、金融機関は、様々なライフステージにある企業の事業の内容等を適切に評価（「事業性評価」）した上で、コンサルティング機能の発揮による企業の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していくことが重要である旨を明記し、金融機関に対し、そうした取組みを促した。その際、金融機関が取引先企業の経営課題等を具体的にどのような把握しているか、また、取引先企業に対し、財務面だけでなく、売上げ増加や事業承継等の様々な経営課題についても適切なコンサルティング機能を発揮するため、本業支援ができる外部の専門人材の活用を含め、具体的にどのような取組みを行っているかなどを確認した。

#### 2. 認定支援機関による経営支援

24 年 8 月末に施行された中小企業経営力強化支援法（中小企業庁と共管）に基づき、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士、金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

なお、27 年 6 月 30 日現在、23,827 件の認定支援機関を認定している（うち金融機関 485 件）。

また、認定支援機関の情報について更なる充実を図るため、金融庁ウェブサイトにおいて掲載している、事務所の所在地等一覧を刷新した。

#### 3. 地域経済活性化支援機構（REVIC）の積極的な活用

26 年 9 月に公表したモニタリング基本方針に基づき、地域金融機関に対しては、取

引先企業への経営課題の解決策の提案及び実行支援に際し、REVICが有する機能（専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営等）を積極的に活用するよう、各種ヒアリング等の機会を通じて促した。

#### 4. 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第3部第9章第8節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

## 第7節 東日本大震災への対応

### I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

#### 1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられた（資料6-7-1～5参照）。同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。同年10月26日、24年1月25日、同年12月19日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料6-7-6～8参照）

26事務年度においては、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、仮設住宅等の入居者を対象に、より効果的な周知広報策を検討するための調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、新たに金融機関等を通じてガイドラインの利用勧奨のご案内を一齐送付したほか、ケーブルテレビにて制度内容を詳細に説明する番組を放映する等、周知広報を拡充した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（27年6月26日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,555件
- ・ 債務整理に向けて準備中：111件
- ・ 成立件数：1,256件

#### 2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、26年9月11日に公表した「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」において、東日本大震災からの復興を加速し、被災地域において持続可能な経済・産業を再構築する観点から、金融機関に対して、被災地域の

状況やニーズをきめ細かく把握・分析した上で、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、的確な金融仲介機能を発揮すること等を促した。

(参考)

(27年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	101先	130先	41先	20先	16先

東日本大震災事業者再生支援機構	
設立	24年2月22日
支援決定	602先

## II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、26年3月期（12金融機関）については、同年8月8日に、同年9月期（12金融機関）については、27年2月10日に報告内容を公表した。

## III その他

### ○ 金融上の措置の周知等

26年7月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請（資料6-7-9参照）を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

さらに、26年8月7日に麻生金融担当大臣が福島県を訪問し、地元金融機関等との意見交換を行った。

## 第8節 消費者行政に関する取組み

### I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、平成27年3月24日、27年度から31年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

### II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。

### III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料6-8-1参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

#### 3 適正な取引の実現

##### (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

③ 詐欺的な事案に対する対応

④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討

##### (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

- ⑥ 学校における消費者教育の推進
- ⑦ 地域における消費者教育の推進
- ⑪ 金融経済教育の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

- ⑤ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営
- ⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等
- ⑨ 多重債務問題改善プログラムの実施

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国の組織体制の充実・強化

- ⑦ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

## 第9節 金融経済教育の取組み

### I 概要

金融経済教育については、多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定）に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」が、金融・資本市場競争力強化プラン（19年12月21日、金融庁）に「金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上」が、金融経済教育研究会報告書（25年4月30日、金融庁）に「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」、「金融経済教育推進に係る諸課題」が、金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日、金融庁・財務省）に「家計がライフサイクル等に応じた資産形成を行える環境の整備として、金融経済教育推進の取組み」が、金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日、金融庁・財務省）に「大学の教養課程をはじめ、ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ」、「有能な実務家教員の活用と、トップクラスの教員を集積する大学（院）の選別」が、更に、消費者基本計画（27年3月24日、閣議決定）に「消費者教育の推進」が盛り込まれているとおり、政府全体としてその重要性が認識されているところである。

当該報告書及び提言等を踏まえ、銀行、証券、保険、資産運用など、業界横断的に、金融経済教育の推進に引き続き取り組んでいく必要がある。（資料6-9-1参照）

### II 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況

#### 1. 金融経済教育推進会議

金融経済教育を推進するため、25年6月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画）、26事務年度は2回開催された。

第4回推進会議（26年12月2日開催）では、「金融リテラシー・マップ」（注）（高校生以下の部分）の改訂案や26年度における大学連携講義に対する評価と今後に向けた取組み方針等について議論が行われた。また、第5回推進会議（27年6月1日開催）では、「金融リテラシー・マップ」（大学生以上の部分）の改訂案や26年度における関係団体等の取組実績について議論された。

（注）金融経済教育研究会報告書において公表された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの（「金融リテラシー・マップ」は27年6月29日に改訂・公表）。

#### 2. 大学における金融経済教育

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、教養課程などにおいて、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行った。

27年4月からは、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、オムニバス形式の授業を4大学において実施している（東京家政学院大学「生活設計論」、青山学院大学「金融と生活設計」、金沢星稜大学「生活設計論」、県立広島大学「パーソナル・ファイナンス論」）。（資料6-9-2参照）

### 3. 事前相談業務の開始

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年5月より、金融庁金融サービス利用者相談室において、事前相談（予防的なガイド）を開始しており、26事務年度は2,016件の相談を受け付けた。

### 4. ガイドブック等の作成・配布

金融経済教育研究会報告書において提示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」を分かりやすくまとめたリーフレットおよび金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ、また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、事例を基に分かりやすく解説したガイドブック「事例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布した。（資料6-9-3参照）

### 5. シンポジウムの開催

OECD、アジア開発銀行研究所（ADB I）及び日本銀行との共催により、「ADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム - 金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進 -」を開催した。シンポジウムでは、OECDによる調査報告、各国における金融教育、金融包摂、金融規制等について報告や議論が行われ、国内外の研究者、政府関係者、教育関係者、金融機関関係者など、140名を超える参加を得た。（資料2-3-3参照）

また、地域住民を対象に、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）を身に付けることをテーマとしたシンポジウムを関係団体と連携して札幌市、金沢市、高松市、福岡市、熊本市の計5箇所で開催した。

### 6. 金融知識普及功績者表彰等

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（2014年度 19件）。（資料6-9-4参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

### 7. 後援・共催名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援・共催」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（26 事務年度 後援 17 件、共催 1 件）。（資料 6－9－5 参照）

## 第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier 1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

### ① 株式買取り再開等（21年3月9日公布、同年3月10日施行）

18年9月末までとされていた機構による株式買取り期限を24年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

### ② 買取り対象の拡大（21年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取り再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。

### ③ 買取り期限の延長（24年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取り期限を、29年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、26事務年度（26年7月～27年6月末）において、機構は、441億円（買取り再開後の累計10,283億円）の株式等の買取りを行っている。

## 第3部 金融検査・監督等

### 第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

#### 第1節 オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング

##### I 金融検査・監督（モニタリング）の意義

金融庁は、銀行法等に基づき、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保を目的として、検査・監督を行っている。こうした金融行政の目的を達成するため、平成19事務年度より「ベター・レギュレーション」（金融規制の質的向上）への取組みを進めてきた。この一環として、25事務年度からは金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握のため、オンサイト（立入検査）とオフサイト（ヒアリングや資料徴求）の運用の一体化を進めている。

26事務年度は、こうした検査・監督の連携をより緊密にするとともに、

- ① 金融機関がデフレ脱却に向けた動きや経済成長に必要なリスクマネーの供給に貢献し、経済成長等に寄与することが、ひいては、金融機関自身の安定的な収益につながっていくような好循環の実現を図ること、
  - ② 金融システムを取り巻く環境の変化に対し、金融システム及び金融機関の健全性が維持されるよう適切に対応すること、
- を基本的考え方として、モニタリングに取り組んだ。

##### II 平成26事務年度金融モニタリング基本方針の策定（資料8-1-1参照）

金融庁においては、これまで、毎事務年度当初に、「検査基本方針」及び業態毎の「監督方針」を策定・公表し、その年度における検査運営の基本的な取組み姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等を示してきた。

25事務年度においては、オンサイト・オフサイトの運用の一体化を図るため、主に検査の在り方を見直し、従来の「検査基本方針」を「金融モニタリング基本方針」として公表した。

さらに、26事務年度は、検査局・監督局の間で業務がさらに継続的かつ効果的に連携して行われるよう、金融モニタリング基本方針と監督方針を統合し、共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した（26年9月11日）。

##### III 新しい検査・監督（モニタリング）手法及び組織体制

###### 1. 新しいモニタリング手法等への取組み

25事務年度から実施している以下の取組みについて、26事務年度は検査局・監督局が緊密に連携・役割分担をして行き、新たな金融モニタリング手法として更なる

浸透を図った。

- ① 金融機関・金融市場で何が起きているかを、迅速に実態把握し、潜在的なリスクを早期に特定し、前広（フォワードルッキング）に対応
- ② 重要なテーマについて業態横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討（水平的レビュー）
- ③ 法令等で規定した基準（ミニマム・スタンダード）の遵守だけではなく、金融機関自らがより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に近づく観点からのモニタリングの実施

また、こうした金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題について、各金融機関のベスト・プラクティスや金融システム・金融市場の健全な発展につながることを期待して、「金融モニタリングレポート」として取りまとめ、公表した（27年7月3日）。

## 2. 組織体制

25 事務年度から実施した金融モニタリングを踏まえ、26 事務年度から検査局内のモニタリング体制を業態別・リスクカテゴリー別のチームに編成し、業態別チームにおいては、検査班毎に担当の金融機関を明確化し、立入検査時に限られないモニタリングを可能とする体制としている。

## 第2節 業態横断的な金融モニタリング

### I マクロプルーデンス

平成26事務年度金融モニタリング基本方針に基づき、マクロプルーデンスの観点から、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用した分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に取り組んだ。

集積した情報及び分析結果については庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図った。また、当該分析の成果の一部は、金融モニタリングレポートの作成においても活用した。

(注) 27年7月に同レポートを公表した(資料18-1-1参照)。

### II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

業態横断的な検証が必要な金融行政上の重要テーマについては、統一的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

#### 1. 経営管理に関する金融モニタリング

金融機関の経営管理(ガバナンス)を取り巻く状況をみると、社外取締役の機能の積極的な活用等を内容とする改正会社法の施行や、上場会社に対する「コーポレートガバナンス・コード」の適用開始等、この一年でも大きな変化が認められる。

こうした状況の中、金融機関においては、特にグローバルに事業を展開している金融機関や上場している金融機関を中心に、ステークホルダーの期待・要請に応える経営管理上の取組みが求められている。

26事務年度においては、3メガバンクグループ、大手生保4グループ、大手損保3グループ及び地域銀行を対象に、社外取締役を含む取締役会の機能発揮状況について重点的に検証を行うとともに、監査役会・監査委員会監査、内部監査、外部監査のいわゆる三様監査についての機能発揮状況及び連携状況の検証を行った。

検証に当たっては、必要に応じて、各金融機関の社外取締役、監査役・監査委員、内部監査部門及び外部監査人と面談し意見交換を行うとともに、経営管理の範となるようなプラクティスの知見を高める観点から一般事業会社等に対するヒアリングを実施し、モニタリングに活用した。

また、監督当局と外部監査人が双方向に意見を交換することで、両者の効果的な関係を促進する観点から、金融モニタリングにおける外部監査人との連携の在り方について、日本公認会計士協会と意見交換を行った。

## 2. 統合的リスク管理等に関する金融モニタリング

金融機関の健全性の検証については、これまで立入検査（オンサイト・モニタリング）の中で資産査定を行うことを中心に実施してきた。しかしながら、金融機関が直面するリスクの多様化・複雑化を踏まえると、金融機関の健全性を持続的に確保していくためには、貸出資産の健全性のみならず、統合的リスク管理態勢の検証に基づき、各金融機関の業務や財務状況全体からみて、特に重要なリスクが何かを把握し、管理態勢の脆弱性を分析することがますます重要となってきた。

26 事務年度においては、一部の地域銀行を対象に、統合的リスク管理態勢の整備状況について、そのビジネスの中核である貸出業務との関連で、与信集中リスク管理態勢、引当等の管理態勢等とあわせ実態把握を行った。

また、貸出金ポートフォリオに占める比率等からみて住宅ローンの重要性が高い銀行を対象（主要行等、地域銀行、その他の銀行から抽出）に、住宅ローン業務に係るリスク管理の状況等についても、実態把握を行った。

## 3. 市場業務等に関する金融モニタリング

家計や年金、機関投資家が保有する豊富な金融資産については、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要である。そのためには、商品開発、販売、資産運用、資産管理それぞれに携わる金融機関が、その役割・責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たし、資産運用能力の向上に努める必要がある。

26 事務年度においては、まず、顧客のニーズや利益に真に適う商品を提供するという観点から、投資運用業者におけるガバナンスの構築状況、商品開発プロセス、運用の専門人材の育成・確保に向けた取組み状況について検証するとともに、投資信託の販売会社（銀行、証券会社等）における経営目標や業績評価の在り方、営業推進態勢、販売手数料体系について検証を行った。

また、金融機関自身による有価証券運用についても、健全性確保の観点から、有価証券や仕組商品などに内包するリスク特性を踏まえたリスク分析・管理状況や、ストレス事象の発生に備えたアクションプランの策定状況について検証を行った。

## 4. 法令等遵守に関する金融モニタリング

暴力団を始めとする反社会的勢力は、依然として、違法で多種多様な資金獲得活動を行っている。反社会的勢力を金融取引から排除することは、公共性を有する金融機関の社会的責任である。

また、国際的にテロが頻発しているなど、マネー・ローンダリング（資金洗浄）、テロ資金供与（以下、マネー・ローンダリングとテロ資金供与を併せ「マネロン等」という。）対策は、本邦のみならず国際的な重要課題である。

このような反社会的勢力・マネロン等への対応の重要性に照らし、反社会的勢力・マネロン等管理態勢について、業態横断的な水平的レビューを実施した。

反社会的勢力管理態勢については、2014 年 6 月の監督指針等の改正を踏まえ、取

引開始時（入口段階）、取引開始後（中間管理段階）、取引解消時（出口段階）の各段階における反社会的勢力との関係遮断に向けた対応の適切性を検証するため、全業態に対し、アンケートやヒアリングなどのオフサイト・モニタリングを行った。

また、マネロン等管理態勢については、3メガバンクグループや地域金融機関等を対象に、疑わしい取引の届出態勢を中心としたヒアリング等によるオフサイト・モニタリングを実施した。

#### 5. システムに関する金融モニタリング

金融機関において、経営戦略上重要な領域に適時・適切なシステム投資を行い、導入したシステムを効率的・安定的に運用すること、また、これらを適正に統制し、組織的に取り組むためのマネジメント態勢を構築することは、顧客利便性を高め、顧客ニーズに則した商品・サービスを適時に展開するために重要である。

このような問題意識から、26事務年度においては、サイバーセキュリティ管理態勢、基幹システムの将来計画と移行プロジェクトの状況、ビジネスモデルの特徴に応じたITガバナンスをテーマに、モニタリングを実施した。

### 第3節 早期是正措置・早期警戒制度について

#### I 早期是正措置の概要及び運用

##### 1. 早期是正措置の趣旨（資料8-3-1参照）

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

##### 2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット額}}$$

##### 3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保すべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年8月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル3）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等 Tier 1 比率」及び「Tier 1 比率」を追加した（同年3月31日施行）。

	自己資本比率		措 置 の 内 容
	国際統一基準行	国内基準行	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満 2.25%以上 【Tier1比率】 : 6%未満 3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満 4%以上	4%未満 2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	【普通株式等Tier1比率】 : 2.25%未満 1.13%以上 【Tier1比率】 : 3%未満 1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満 2%以上	2%未満 1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier1比率】 : 1.13%未満 0%以上 【Tier1比率】 : 1.5%未満 0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満 0%以上	1%未満 0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier1比率】 : 0%未満 【Tier1比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 普通株式等 Tier1 比率及び Tier1 比率については 25 年 3 月 31 日より段階的に適

用し、27年3月31日より完全実施。

#### 4. 発動実績

26事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

##### ※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14件
信用金庫	23件
労働金庫	0件
信用組合	69件
系統金融機関	3件

(注)労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

## II 早期警戒制度について

### 1. 趣旨（資料8-3-2参照）

14年10月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年12月に「早期警戒制度」を整備した。

### 2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第24条等に基づき報告を求めるとして、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第26条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14年12月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の3つの措置に加え、15年3月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年6月末から新たに「信

用リスク改善措置」を追加した。

また、19年3月末から実施されたバーゼル2の第2の柱への対応として、18年3月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19年4月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15年8月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

金融商品取引業者に対しては、20年4月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。（資料8-3-3参照）

## 第4節 金融上の行政処分について

### I 行政処分の趣旨（資料8-4-1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

### II 行政処分の業態別発動状況（資料8-4-2参照）

26事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	3件【2件】
② 協同組織金融機関	:	0件【0件】
③ 金融商品取引業者等	:	16件【6件】
④ 保険会社等	:	2件【0件】
⑤ 貸金業者	:	0件【0件】
⑥ 特定目的会社	:	0件【0件】
⑦ 前払式支払手段発行者	:	1件【0件】
⑧ 資金移動業者	:	0件【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行も含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命も含む。）、損害保険会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理人）、をいう。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

## 第5節 反社会的勢力への対応について

### I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

### II これまでの対応

#### 1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

#### 2. 企業活動からの暴力団排除

（1）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。同年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（2）金融庁では、同年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（3）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定

した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始したほか、25年11月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24年1月に公表した。また、25年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

## 第6節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営態勢、紛争解決等業務の適切性及び紛争解決等業務の検証・評価等を評価項目とした監督を行うことで、利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図っている。

27年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(27年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行業務</li> <li>・ 農林中央金庫業務</li> </ul>
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続対象信託業務</li> <li>・ 特定兼営業務</li> </ul>
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命保険業務</li> <li>・ 外国生命保険業務</li> </ul>
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害保険業務</li> <li>・ 外国損害保険業務</li> <li>・ 特定損害保険業務</li> </ul>
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害保険業務</li> <li>・ 外国損害保険業務</li> <li>・ 特定損害保険業務</li> <li>・ 保険仲立人保険募集</li> </ul>
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少額短期保険業務</li> </ul>
22. 9. 15 (22. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸金業務</li> </ul>
23. 2. 15 (23. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定第一種金融商品取引業務</li> </ul>

## 第9章 預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 監督指針等

#### I 主要行等向けの総合的な監督指針等

##### 主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- (1) 自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加したことに伴う改正（26年7月4日）  
自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加する銀行法施行規則等の改正に伴い、改正を行ったもの。（26年7月31日より適用）
- (2) 大口信用供与等規制に係る改正（26年10月17日）  
25年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律により銀行法等が改正され、大口信用供与等規制が強化されたことに伴い、改正を行ったもの。（26年12月1日より適用）
- (3) レバレッジ比率の開示規制の導入に伴う改正（27年3月12日）  
バーゼル3においてレバレッジ比率の開示が国際統一基準行等に求められるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、開示に当たっての着眼点を示すため、改正を行ったもの。（27年3月31日より適用）
- (4) 流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正（27年3月26日）  
バーゼル3において流動性カバレッジ比率規制が国際統一基準行等に導入されるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、改正を行ったもの。（27年3月31日（一部6月30日）より適用）
- (5) 銀行本体によるイスラム金融の取扱いに係る改正（27年4月1日）  
銀行本体によるイスラム金融の取扱いについて、容認される形式を整理するとともに、監督上の留意点を明確化するため、改正を行ったもの。（27年4月1日より適用）
- (6) システムリスク及びインターネットバンキングに係る改正（27年4月21日）  
サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年1月9日）、インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況、顧客への対応等に関する監督上の着眼点、セキュリティ対策等について改正を行ったもの。（27年4月22日より適用）

(7) 証券化リスク・リテンション規制に係る改正 (27年4月30日)

24年11月に証券監督者国際機構(IOSCO)より最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ、証券化商品への投資等に関する留意点等を明確化するため、改正を行ったもの。(27年4月30日より適用)

(8) レバレッジ比率に関する告示の一部改正に伴う改正 (27年6月26日)

バーゼル3に係るレバレッジ比率に関する告示が一部改正されたことに伴い、改正を行ったもの。(27年6月30日より適用)

(注) 上記のうち、(4)及び(6)について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

## II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等

### 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加したことに伴う改正 (26年7月4日)

自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加する銀行法施行規則等の改正に伴い、改正を行ったもの。(26年7月31日より適用)

(2) 大口信用供与等規制に係る改正 (26年10月17日)

25年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律により銀行法等が改正され、大口信用供与等規制が強化されたことに伴い、改正を行ったもの。(26年12月1日より適用)

(3) レバレッジ比率の開示規制の導入に伴う改正 (27年3月12日)

バーゼル3においてレバレッジ比率の開示が国際統一基準行等に求められるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、開示に当たっての着眼点を示すため、改正を行ったもの。(27年3月31日より適用)

(4) 流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正 (27年3月26日)

バーゼル3において流動性カバレッジ比率規制が国際統一基準行等に導入されるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、改正を行ったもの。(27年3月31日(一部6月30日)より適用)

(5) 銀行本体によるイスラム金融の取扱いに係る改正 (27年4月1日)

銀行本体によるイスラム金融の取扱いについて、容認される形式を整理するとともに、監督上の留意点を明確化するため、改正を行ったもの。(27年4月1日より適用)

(6) システムリスク及びインターネットバンキングに係る改正 (27年4月21日)

サイバーセキュリティ基本法の全面施行(27年1月9日)、インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況、顧客への対応等に関する監督上の着眼点、セキュリティ対策等について改正を行ったもの。(27年4月22日より適用)

(7) 証券化リスク・リテンション規制に係る改正 (27年4月30日)

24年11月に証券監督者国際機構(IOSCO)より最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ、証券化商品への投資等に対する留意点等を明確化するため、改正を行ったもの。(27年4月30日より適用)

(8) レバレッジ比率に関する告示の一部改正に伴う改正 (27年6月26日)

バーゼル3に係るレバレッジ比率に関する告示が一部改正されたことに伴い、改正を行ったもの。(27年6月30日より適用)

(注) 上記のうち、(4)及び(6)について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

## 第2節 預金取扱金融機関の概況

### I 主要行等の平成26年度決算概況（資料9-2-1、2参照）

主要行等の26年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、海外業務関連経費や与信関係費用が増加したことなどにより、前期に比べ686億円減少の28,820億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.5兆円減少の3.5兆円、不良債権比率は前期に比べ0.23%ポイント低下の1.10%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.45%ポイント上昇の15.63%、Tier 1比率は前期に比べ0.35%ポイント上昇の12.33%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.37%ポイント上昇の10.70%となった。  
国内基準行の自己資本比率は、公的資金の返済を進めたことに伴い、前期に比べ0.32%ポイント低下の13.95%となった。

### II 地域銀行の平成26年度決算概況（資料9-2-3参照）

地域銀行の26年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、資金利益の減少等により、前期に比べ446億円減少の16,190億円となった。
2. 当期純利益は、与信関係費用が引き続き減少したこと等により、前期とほぼ同水準の10,629億円となった。
3. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.6兆円減少の5.6兆円、不良債権比率は前期に比べ0.34%ポイント低下の2.38%となった。
4. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.36%ポイント上昇の14.64%、Tier1比率は前期に比べ0.37%ポイント上昇の13.00%、普通株式等Tier1比率は前期に比べ0.37%ポイント上昇の12.96%となった。  
国内基準行の自己資本比率は、貸出金の増加を主因とするリスクアセットの増加等により、前期に比べ0.54%ポイント低下の10.50%となった。

### III 再編等の状況

#### 1. 主要行等の再編等

26年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

## 2. 地域銀行の再編等（資料9-2-4参照）

26年7月以降に行われた、地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行

（内容）26年10月1日に持株会社による経営統合

持株会社名：株式会社東京TYフィナンシャルグループ

## 3. 外国銀行の参入

26年7月以降、新たに支店に係る営業免許の付与を受け、営業を開始した外国銀行はない（27年6月末現在、免許を付与され、営業を行っている外国銀行は54行）。

## 4. 外国銀行の退出

26年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

	認可日	認可実行日
ポーターゴン・アーゲー （独）東京支店	26年8月26日	26年9月29日

# IV 不良債権処理等の推移

## 1. 不良債権の概念（資料9-2-5～7参照）

### （1）金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

### （2）リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

## 2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9-2-8～15 参照）

### （1）金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

（単位：％、兆円）

	14年 3月期	21年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26年 3月期	26年 9月期	27年 3月期
不良債権比率	8.4	2.4	2.5	2.4	2.4	2.3	1.9	1.7	1.6
総与信	512.1	498.7	478.3	475.0	486.6	508.9	530.2	539.8	556.7
金融再生法 開示債権	43.2	12.0	11.7	11.5	11.8	11.9	10.2	9.4	9.1
破産更生 債権	7.4	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.3	1.2
危険債権	19.3	6.4	6.7	6.6	7.2	7.3	6.4	5.9	5.5
要管理 債権	16.5	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.2	2.4
正常債権	468.9	486.8	466.6	463.5	474.8	497.0	520.0	530.4	547.6

### （2）リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

（単位：兆円）

21年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26年 3月期	26年 9月期	27年 3月期
11.6	11.4	11.3	11.5	11.7	10.0	9.3	9.0

## 3. 不良債権問題への取組み（資料9-2-16、17 参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注1）さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約

2年半の間、強かに推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

## V 預金保険料率の変更

預金保険料率のあり方等について中長期的な観点を踏まえて検討するため、26年7月4日、預金保険機構内に「預金保険料率に関する検討会」が設置された。同検討会は、7回にわたる審議を行い、27年1月30日、報告書（中長期的な預金保険料率のあり方等について）を取りまとめ、公表した。同報告書においては、平成33年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標とし、預金保険料率についてはこの目標を確実に達成できる水準として0.04%から0.05%の間で設定することが適当とされた。

これを踏まえ、預金保険機構より、実効料率0.042%を前提として、27年4月1日以降の預金保険料率を、一般預金等0.041%、決済用預金0.054%に変更する認可申請がなされ、27年3月30日、預金保険法の規定に基づき、これを認可した。

### 第3節 預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング（資料9-3-1参照）

#### I 主要行等に対する金融モニタリング

3メガバンクグループは、メインバンクとして本邦主要企業に金融サービスを提供するとともに、国際市場においてG-SIFIsと競合している。このため、3メガバンクグループは、グローバルな金融機関と比べても遜色ない質の高い金融サービスの提供や、世界基準でのより優れた業務運営（グローバル・ベスト・プラクティス）を念頭に置いた管理態勢を整備し、積極的な金融仲介機能の発揮と健全性の維持との両立を図ることが求められている。

平成26事務年度においては、3メガバンクグループの共通する経営課題として、海外業務、グループ経営管理（グループガバナンス、グループコンプライアンス、グループリスク管理）等を主な検証項目とし、25事務年度に引き続き、統一目線でベスト・プラクティスや業界共通の実態・課題の把握などに重点を置く水平的レビューを実施した。

その他の主要行等については、監督局・検査局の一体的な運営の下、各金融機関のビジネスモデルの多様性にかんがみ、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、各金融機関のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施した。

#### II 地域銀行に対する金融モニタリング

26事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、まず、検査局において、銀行の規模等に応じた3つのモニタリングチームを組成し、これらのチームが中心となって、監督局・財務局と緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オフサイトでのモニタリングを実施した。

また、こうしたプロファイリングを踏まえつつ、オンサイトで実態を確認する必要がある場合には、ターゲット検査を実施した。

さらに、金融モニタリング基本方針に掲げる以下の重点施策を中心的なテーマとして、検査局・監督局が一体となって、ケース・スタディやシミュレーション等の手法を用い、オフサイトを中心に各行の実態把握に努めたほか、業務・リスクカテゴリー別の共通テーマに関するモニタリングも実施した。

- ① ビジネスモデルの中長期的な持続可能性
- ② 取引先企業の事業性評価
- ③ リスク管理態勢等の充実

### Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点は、その規模やビジネスモデルが様々であり、母国を含めた国際的な経済・規制動向、ビジネス環境の影響を強く受けるという特性がある。また、本部・本店やアジア地域本部の決定により、その経営方針や業務内容が急に変更される場合もある。

こうした特性を踏まえ、25 事務年度からオフサイト・モニタリングでの情報収集・分析を強化し、そこで把握された重要な分野に力点を置いてオンサイト・モニタリングを行うなど、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

26 事務年度においては、昨事務年度のモニタリング結果を基に国内外の情報収集を行い、個別行のリスク評価を実施、年間オンサイト・モニタリング計画の策定及び水平的レビュー項目の選定を行い、モニタリングを実施した。

その後も、年次アンケート、決算ヒアリング、監督カレッジ等への参加、本部やアジア地域本部等との面談などにより把握したビジネス戦略及びリスク特性の変化を、必要に応じてリスク評価に反映した。

### Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

#### 1. 信用金庫・信用組合に対する金融モニタリング

信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、26 事務年度においては、より早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを本格的に開始することとした。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の重要な経営課題やリスク等を整理したデータベースを新たに作成するなど、オフサイト・モニタリングを充実するとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルやガバナンスなど、検証項目を絞り込んだ、効果的・効率的なオンサイト・モニタリングの実施に努めている。

#### (1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。26 事務年度は、56 金庫に対して検査を実施している。

#### (2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、

財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施）している。26 事務年度は、33 組合に対して検査を実施している。

## 2. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省、都道府県及び金融庁の共管となっており、厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1 の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。26 事務年度は、5 金庫に対して検査を実施している。

別図 9-3-2 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	
	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣 都道府県知事

（注 1）主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

## 3. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。26 事務年度は、11 連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会 7 連合会、信用漁業協同組合連合会 4 連合会）に対して検査を実施している。

## 4. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要

があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22年6月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23年5月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

26事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえて、21組合に対して検査を実施している。

別図9-3-3 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類 \ 地 区	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

## 第4節 預金等取扱金融機関に対する行政処分について

### I 銀行

#### ・国民銀行在日支店（平成26年8月28日）

当庁の立入検査等の結果、当行在日支店の信用リスク管理態勢、法令等遵守態勢及び経営管理態勢などに問題が認められたことから、銀行法第47条第2項及び第4項並びに第26条第1項の規定に基づき一部業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

#### ・ウリィ銀行東京支店（27年6月10日）

当庁の立入検査等の結果、当行東京支店の信用リスク管理態勢、法令等遵守態勢及び経営管理態勢などに問題が認められたことから、銀行法第47条第2項及び第4項並びに第26条第1項の規定に基づき一部業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

#### ・中小企業銀行東京支店（27年6月10日）

当庁の立入検査等の結果、当行東京支店の信用リスク管理態勢、法令等遵守態勢及び経営管理態勢などに問題が認められたことから、銀行法第47条第2項及び第4項並びに第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出した。

### II 協同組織金融機関

26事務年度における、協同組織金融機関に対する行政処分の実績はない。

### III 日本振興銀行の破綻処理について

#### 1. これまでの経緯

- (1) 日本振興銀行については、22年9月10日、同行より「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、預金保険法第74条第1項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。
- (2) 一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、13日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。
- (3) 日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本1,000万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本1,000万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成さ

れる再生計画に従って弁済が行われることとなった。

- (4) 23年4月25日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への1,041億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への656億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から529億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年10月7日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する581億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額460億円）及び日本振興銀行に対する95億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額751億円）が行われた）。
- (5) 同年8月23日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社SFCGの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役7名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。
- (6) 預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、同年9月30日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。
- (7) 同年11月15日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた（認可決定の確定は同年12月14日）。
- (8) 同年11月28日及び12月19日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、それぞれ14百万円及び10百万円）。また、同年12月26日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は429千円）。
- (9) 同年12月26日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡（再承継）が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。
- (10) 24年3月23日から同年4月2日までの間、再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者への第1回弁済が実施され、債権額の39%相当額の弁済金の支払いが行われた。
- (11) 同年7月23日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63百万円）。

(12) 同年8月21日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役4名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。

(13) 同年9月10日、日本振興銀行に対して、銀行法第37条第1項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第75条第1項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。

## 2. 再生計画に基づく中間弁済（第2回弁済）について

26年9月30日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者に対して、中間弁済（弁済率19%）が実施された。第1回弁済と今回の中間弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、58%となる。

## 3. 再生手続の終結について

26年12月15日、清算法人が、東京地方裁判所から再生手続の終結決定を受けた。

## 第5節 自己資本比率規制等への対応

### 1. バーゼル2（資料9-5-1参照）

平成16年6月にバーゼル銀行監督委員会から公表された自己資本比率規制（バーゼル2）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼル2が実施された。バーゼル2は、「最低所要自己資本比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）及び「市場規律」（第3の柱）の3つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼル1）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

### 2. バーゼル3（資料9-5-2参照）

22年12月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（いわゆる「バーゼル3」）を受け、24年3月に、国際統一基準行を対象とした、自己資本の質および量の向上及びリスク捕捉のさらなる強化を求める告示改正を行った。改正告示は25年3月期決算より、段階的な適用が開始されている。

### 3. 新国内基準（資料9-5-3参照）

25年3月、バーゼル3（国際統一基準）を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案のうえ、国内基準に係る告示改正を行った。改正告示は26年3月期決算より、段階的な適用が開始されている。

### 4. 要承認手法の承認実績（26事務年度）（資料9-5-4参照）

- ・信用リスク（先進的内部格付手法）…1持株会社及び1行
- ・オペレーショナル・リスク（粗利益配分手法）…4行

### 5. レバレッジ比率（資料9-5-5参照）

26年1月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」を受け、27年3月及び6月に、国際統一基準行を対象とした、レバレッジ比率の開示に係る告示改正及びレバレッジ比率の計算方法に係る告示の策定を行った。レバレッジ比率については、国際合意上、29年までにレバレッジ比率の定義および水準についての最終調整を実施、30年からは第1の柱として運用することを予定している。

### 6. 流動性規制（資料9-5-6参照）

19年に始まった世界的な金融危機において、十分な資本を持ちながらも資金流動性に問題が生じた金融機関が存在したことを踏まえ、バーゼル銀行監督委員会は、22年12月、バーゼル3の見直しの一つとして、資金流動性に係る二つの最低基準（流動性カバレッジ比率（LCR）及び安定調達比率（NSFR））を導入することについて合意した。LCRは銀行の流動性リスクプロファイルの短期的強靱性を高めることを目的

とし、長期的強靱性を高めることを目的とするNSFRと相まって流動性ストレス時の資金流動性を高めることを目指している。我が国では、LCR計算告示の新設やQ&Aの策定等を行い、27年3月末より、国際統一基準行（連結・単体）に対してLCRの段階的な適用が開始されている。また、同年6月末よりLCRの開示規制も導入されている。なお、NSFRは30年より適用を開始する予定である。

## 第6節 資本増強制度の運用状況

### I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

#### 1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成26年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月26日に、27年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年6月30日に報告内容の公表が行われた。(資料9-6-1~2参照)

#### 2. 経営健全化計画の見直し

経営健全化計画は、原則として4ヶ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めることとされている。26事務年度が見直し時期に当たるりそなホールディングスについては、27年2月27日に、あおぞら銀行については、同年3月27日に、新生銀行については、同年3月31日にそれぞれ見直し後の新しい経営健全化計画が公表された。

#### 3. 公的資金の返済状況

26事務年度においては、公的資本増強行のうち、りそなホールディングス及びあおぞら銀行から、合計で5,268億円の返済が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、27年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、すでに返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

### II 金融機能強化法

#### 1. 資本参加の決定

26事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。(資料9-6-3~4参照)

26年12月実施：釧路信用組合(80億円)、滋賀県信用組合(90億円)

#### 2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、26年3月期(25金融機関)については、同年8月8日に、同年9月期(25金融機関)については、27年2月10日に報告内容を公表した。(資料9-6-5~6参照)

#### 3. 公的資金の返済状況

26 事務年度においては、金融機能強化法の震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関のうち、七十七銀行から、200 億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,625 億円）に対して、27 年6月  
末時点で残額は4,820 億円となっている。

## 第7節 地域密着型金融の推進

### I 経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、平成19年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置付けて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、23年5月16日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

### II 地域密着型金融の推進に係る取組み

#### 1. 基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

#### 2. 当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施したほか、各地域金融機関は、地域の経済・産業活動を支えながら、地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けた取組みを強化することが求められていることから、各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）において、地域金融機

関の課題や役割等について問題提起できる有識者や専門家による講演や、有識者等を交えた、地元の企業経営者など地域の関係者によるパネルディスカッションを内容とする、「地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）」を開催（27年2月から3月）した。

## 第8節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

### I 対応

中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示している。地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

#### 1. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

##### (1) 中小企業等へのヒアリング・アンケート調査

平成26年9月～10月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

また、26年8月、11月、27年2月、5月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施した。

##### (2) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

#### 2. 金融機関に対する要請

##### (1) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、26年11月25日及び27年3月2日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

##### (2) 文書による要請

26年10月14日、26年11月25日及び27年3月2日に、金融関係団体に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層に努めるよう要請する文書を発出した。

### 3. 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

ガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定（26年10月）
- ② 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務を開始（26年10月）。27年6月末までに、6件の支援を実施。
- ③ ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表（26年12月）（資料9-8-1参照）
- ④ 金融機関に、中小企業等の顧客に対しガイドラインを周知すること、ガイドラインの更なる活用を図ること及びこれらの取組みについて営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として積極的に取り組むよう要請（27年3月）（資料9-8-2参照）
- ⑤ 政府広報によるガイドラインの広報の実施（27年3月）

### 4. 目利き力発揮のための短期継続融資の活用

金融機関が担保・保証に依存せず、目利き力を発揮して企業の経営状況を的確に把握することによって、中小零細企業のニーズを踏まえた運転資金の円滑な供給が図られるよう、短期継続融資（書替えが継続している手形貸付等）の取扱いについて、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に新たな事例（事例20）を追加し、以下の趣旨を明確化した。（資料9-8-3参照）

- ① 正常運転資金に対して、「短期継続融資」で対応することは何ら問題ない。
- ② 「短期継続融資」は、無担保・無保証の短期融資で債務者の資金ニーズに応需し、書替え時には、債務者の業況や実態を適切に把握してその継続の是非を判断するため、金融機関が目利き力を発揮するための融資の一手法となり得る。
- ③ 正常運転資金は一般的に、卸・小売業、製造業の場合、「売上債権＋棚卸資産－仕入債務」とされているが、業種や事業によって様々であり、また、ある一時点のバランスシートの状況だけでなく、期中に発生した資金需要等のフロー面や事業の状況を考慮することも重要である。

また、関係者を集めた説明会を開催するなどにより、当該新たな事例の趣旨について周知・徹底を図った。

## 5. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第3部第9章第7節「地域密着型金融の推進」を参照。

## II 現状

### 1. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から27年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等へ向けた取組みが着実に進んでいると考えている。（資料9-8-4参照）

### 2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、27年6月期では+16（対前年同月比+5）となっている。（資料9-8-5参照）

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」（27年5月調査）をみると、中小企業の業況の「現状D. I.」は▲24（対前年同月比▲2）、資金繰りの「現状D. I.」は▲18（対前年同月比▲3）となっている。（資料9-8-6参照）

### 3. 融資残高等

27年6月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比3.2%の増加、中堅・大企業向けが同2.0%の増加となっている。（資料9-8-7参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進している。（資料9-8-8参照）

## 第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

### I 被害及び補償の状況（資料9-9-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、24年度は905件、25年度は308件、26年度は253件となっている。26年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、96.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、24年度は3,892件、25年度は3,473件、26年度は2,848件となっている。26年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、37.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、24年度は144件、25年度は126件、26年度は88件となっている。26年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、68.1%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、24年度は148件、25年度は1,955件、26年度は1,372件となっている。26年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、83.2%（件数ベース）を金融機関が補償している。

### II 金融機関における対応状況（資料9-9-2参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年2月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。26年度は、各預金取扱金融機関の27年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（27年8月28日に概要を公表）。

また、インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、全国銀行協会では、法人向けインターネットバンキングに係る被害補償の取扱いやセキュリティ強化策について取りまとめ公表（26年7月）したほか、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った（27年4月、施行）。

## 第10節 口座不正利用対策

### I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年9月以降27年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は42,399件となっている。

なお、預金口座の不正利用防止について、金融機関との意見交換も適宜実施している。

### II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15年9月以降27年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った42,399件のうち、金融機関において、23,156件の利用停止、15,081件の強制解約等を行っている。

## 第11節 振り込め詐欺等への対応

平成26年9月11日に策定・公表した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策について主な重点施策及び監督・検査上の着眼点の一つと位置付け、以下の取り組み等を行った。

関係省庁と連携して、振り込め詐欺被害への注意を呼びかけるための政府広報を実施した（26年9月）ほか、全国銀行協会が主催する金融犯罪防止啓発イベント（26年11月）及び同協会の金融犯罪防止啓発ビデオ作成（27年1月）への協力を行った。さらに、業界団体との意見交換会において、防犯対策の推進を要請した。

このほか、日本年金機構の個人情報流出に関連して、金融機関に対し、本事案に関連する不正の防止や情報収集等の的確な対応を要請するとともに、当庁ウェブサイトにおいて広く注意喚起を実施した（27年6月）。

## 第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。

なお、26事務年度においては、本監督指針の改正は行われていない。

## 第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、27年6月30日現在、運用型信託会社7社、管理型信託会社11社及び特定信託業者7社（24件）、自己信託1社、信託契約代理店156社（注）が参入している。26年7月1日から27年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は3社、廃業等による登録抹消は行っていない。

② 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理店の登録は3社、廃業等による登録抹消は2社となっている。

（注）信託契約代理店156社のうち131社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

### 第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成 26 事務年度は、3社に対して検査を実施している。

#### 第4節 信託会社等に対する行政処分

平成26事務年度における、信託会社等に対する行政処分の実績はない。

## 第5節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

## 第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社向けの総合的な監督指針等

本監督指針については、平成17年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

#### 1. 保険募集態勢・システムリスク管理態勢・少額短期保険業者関係に関する改正（26年9月16日）

①保険募集態勢における規定の整備、②システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク・プロジェクトマネジメントに係る着眼点の拡充、③少額短期保険業者向け監督指針に係る改正（第11章第8節Ⅰ少額短期保険業者の概況参照）を行ったもの（26年9月16日より適用）

#### 2. 保険業法及び保険業法施行規則改正に伴う改正及び「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえた改正（26年11月28日）

①海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の緩和、②不祥事件等届出の届出対象事項の拡大、③子会社業務範囲の整備に係る改正を行ったもの（26年11月28日より適用）

#### 3. 情報セキュリティ管理及びサイバーセキュリティ管理に関する改正（27年4月21日）

外部委託先社員等による不正出金事案等の発生や、サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年1月9日）、世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化等を踏まえ、①情報セキュリティ管理、②サイバーセキュリティ管理に係る着眼点の明確化等について改正を行ったもの（27年4月22日より適用）

#### 4. 証券化リスク・リテンション規制、証券化に係るリスク管理に関する改正（27年4月30日）

24年11月に証券監督者国際組織（IOSCO）より、最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ改正を行ったもの（27年4月30日より適用）

#### 5. 平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る改正（保険会社向け）（27年5月27日）

26年5月23日に、保険募集の基本的ルールの創設などを目的とする「改正保険業法」が成立したことを踏まえ、①情報提供義務、②意向把握・確認義務及び③保険募集人の体制整備義務の導入等に伴う規定の整備に係る改正を行ったもの（28年5月29日より適用予定（ただし、一部は27年5月27日より適用））

(注) 上記のうち、1. 及び3. について、保険検査マニュアル等の改定を行った。

## 第2節 保険会社の概況

### I 平成27年3月期決算状況

#### 1. 生命保険会社（かんぽ生命を除く）（資料11-2-1参照）

##### （1）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、利息及び配当金等収入が増加したことなどから、3兆3,081億円（前年は3兆631億円）と増加した。

上記に加え、有価証券売却損益の改善を主因にキャピタル損益が改善したことなどから、当期純利益（純剰余）は1兆4,509億円（前年は1兆3,710億円）と増加した。なお、有価証券含み益は、34兆6,389億円（前年は19兆9,313億円）と増加した。

##### （2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額の増加などによりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均974.0%（前年比+103.1%ポイント））。

#### 2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

##### （1）損益の状況

損害保険会社の本業における収益を示す保険引受利益をみると、正味収入保険料が増加したことや自然災害の減少などにより、1,411億円（前年は▲1,367億円）と黒字に転じた。

上記に加え、利息及び配当金収入の増加や有価証券売却損益の増加により、資産運用粗利益が6,254億円（前年は5,983億円）と増加したことなどから、当期純利益は3,739億円（前年は2,111億円）と増加した。なお、有価証券含み益は、6兆5,665億円（前年は4兆5,835億円）と増加した。

##### （2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額の増加などによりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均709.0%（前年比+47.7%ポイント））。

### II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

#### 1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、27年6月末現在における会社数は、生命保険会社39社、外国生命保険会社3社、損害保険会社30社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社9社である。

## 2. 主要会社の再編等

26年7月以降、以下のような合併が行われた。

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>東京海上日動あんしん</u></li> <li>・ 東京海上日動フィナンシャル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京海上日動あんしん</li> </ul>	26年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>アクサジャパンホールディング</u></li> <li>・ アクサ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクサ</li> </ul>	26年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>損害保険ジャパン</u></li> <li>・ 日本興亜損害保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害保険ジャパン日本興亜</li> </ul>	26年9月1日

※アクサジャパンホールディングは、当該合併に先立ち、26年9月29日付で、生命保険業免許を取得。

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社。

### 第3節 保険会社に対する金融モニタリング（資料11-3-1参照）

平成26事務年度においては、代理店チャンネルでの販売増加、保険業法の改正等を踏まえ、生命保険乗合代理店における保険募集管理態勢に着目し、大規模な乗合代理店10社及び代理店を主な販売チャンネルとする生命保険会社10社に対して水平的レビューを実施した。また、保険代理店の使用人要件の明確化（26年3月18日付け監督指針改正）を踏まえた、保険会社等及び保険代理店における対応状況等を確認した。

また、大規模自然災害の多発等を踏まえ、損害保険会社の保険引受リスク管理態勢に着目し、大手損害保険会社4社及び中堅総合型の損害保険会社8社に対して水平的レビューを実施した。

このほか、大手生命保険会社4社及び大手損害保険会社3グループについては、経営管理態勢、システムリスク管理態勢等について業態横断的な水平的レビューを実施した。

また、生命保険会社1社及び損害保険会社4社について、それぞれのリスク特性に応じたターゲット検査を実施した。

#### 第4節 保険会社に対する行政処分

平成26事務年度における、保険会社に対する行政処分の実績はない。

## 第5節 統合的リスク管理態勢の整備・高度化について

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、平成23年以降「統合的リスク管理態勢ヒアリング」を実施し、統合的リスク管理態勢の実態把握を行うとともに、その結果概要を公表することで、保険業界全体の統合的リスク管理の促進を図ってきた。その結果、リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA：Own Risk and Solvency Assessment）に関するプロセスをレポート化したORSAレポートは、監督当局が各保険会社のERM態勢を、業界横断的に横串を通して把握するツールとして有用であることが確認できた。

このことから、26事務年度においては、欧米各国においてもORSAレポートを監督当局へ提出する制度の導入準備が進められていることなども踏まえ、27年度から全保険会社・保険持株会社を対象に、保険業法に基づく報告命令を発出し、同レポートの提出を正式に求めることとした。

## 第6節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであり、保険監督者国際機構（IAIS）においても、経済価値ベースを前提とした国際的な資本規制の導入に向けた議論が進んでいる。

金融庁では、こうした状況及び平成22年から23年にかけての「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト」の実施結果を踏まえ、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織とも連携して、継続的に検討を行ってきた。

更に、26年6月から27年1月にかけて、全保険会社に対して、上記の検討を踏まえた上で、改めてフィールドテストを実施し、各社の対応状況や実務上の問題点等を把握の上、同年6月にその結果の概要を公表した。（資料11-6-1参照）

その結果を踏まえつつ、経済価値ベースのソルベンシー規制について、今後更に具体的な制度策定に向けた検討を進める必要がある。

## 第7節 保険商品審査態勢について

国民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の急速な進展などの社会・経済の変化、顧客企業の新たな業務展開や新技術の導入等を背景に、保険に対するニーズが多様化している。

保険商品審査態勢について、保険商品審査全般に係る意見要望を保険会社から聴取し、保険商品審査における事前の意見交換を保険会社と実施したほか、商品数理に関する標準的な考え方を日本アクチュアリー会へ検討依頼すること等を通じ、商品審査の効率化、明確化及び透明性の向上を図った。

## 第8節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-8-1参照）

### I 少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年4月1日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においても、26年9月に少額短期保険業者の代理店監査等に係る着眼点の拡充及び少額短期保険主要株主の承認審査基準に係る明確化等を図るための改正を行った。

また、少額短期保険業者におけるIBNR備金（既発生未報告支払備金）の算出について、全ての第二分野保険（損害保険）について算出方法を明確化する告示の改正を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。26事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、少額短期保険業者9業者及び少額短期保険持株会社1社に対して検査を実施した。

なお、同事務年度においては、5業者を新規に登録したことから、27年6月末現在の業者数は、83業者となった。

### II 少額短期保険業者に対する行政処分

1. プリベントホールディングス（27年1月16日）、プリベント少額短期保険（同日）  
当庁の立入検査等の結果、経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢等に問題が認められたことから、プリベントホールディングスに対し保険業法第272条の40第2項において準用する同法第271条の29第1項の規定に基づき業務改善命令を发出するとともに、プリベント少額短期保険に対し同法第272条の25第1項の規定に基づき業務改善命令を发出した。

## 第9節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-9-1参照）

### I 認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、本節において「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任している。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。26事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

また、同事務年度においては、財務局所管の認可特定保険業者に対する検査は実施していない。

### II 認可特定保険業者に対する行政処分

同事務年度における、財務局所管の認可特定保険業者に対する行政処分の実績はない。

## 第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

### 第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告及び平成25年の「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正（1年半以内施行）等を踏まえた改正（26年9月17日）

金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告及び平成25年の「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正（1年半以内施行）を踏まえ、運用財産相互間取引の適用除外の明確化及び投資信託の運用報告書の記載事項に係る留意点等を追加する改正を行ったもの（26年12月1日より適用）。

また、金融・資本市場活性化有識者会合において取りまとめられた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」において、「ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品を提供するため推進すべき施策」として、「投資信託について、運用者の運用経歴等も含めた運用態勢やパフォーマンスの透明性の向上、手数料等に関する説明の充実」が挙げられていることを踏まえ、投資信託の手数料等に関する説明の充実のための留意点等を追加する改正を行ったもの（26年9月17日より適用）。

2. 平成24年金融商品取引法改正（3年以内施行）を踏まえた改正（26年11月19日）

平成24年金融商品取引法改正により、一定の店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等に対し電子情報処理組織の使用を義務付けることとするほか、国外から金融商品取引業者等に電子取引基盤の提供を行う者の許可制度が設けられたこと等に伴い、電子取引基盤運業者（電子取引基盤運営業務を行う第一種金融商品取引業者）及び電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当局の許可を受けて、国外から電子取引基盤運営業務を行う者）について監督上の留意点等を追加する改正を行ったもの（27年9月1日より適用）。

3. 流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正（27年3月26日）

バーゼル3において流動性カバレッジ比率規制が国際統一基準行等（最終指定親会社等を含む。）に導入されるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、改正を行ったもの（27年3月31日（一部27年6月30日）より適用）。

4. 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正（27年4月1日）

投資法人・投資信託の受託信託会社等が取得した不動産については、一定の要件を満たす場合、登録免許税等を軽減する特例が措置されており、当該特例の適用を受け

るためには、金融庁長官等の証明書を税務当局に提出することとされているところ、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該証明書の記載方法の改正を行ったもの（27年4月1日より適用）。

5. システムリスクに係る改正（27年4月21日）

サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年1月9日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等に関する監督上の着眼点について改正を行ったもの（27年4月22日より適用）。

6. 証券化リスク・リテンション規制に係る改正（27年4月30日）

24年11月に証券監督者国際機構（IOSCO）より最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ、証券化商品への投資等に関する留意点等を明確化するため、改正を行ったもの（27年4月30日より適用）。

7. 平成26年金融商品取引法改正（1年以内施行）を踏まえた改正（27年5月12日）

平成26年金融商品取引法改正により、投資型クラウドファンディング等に係る制度整備が行われたことに伴い、投資型クラウドファンディング等を取り扱う第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者等について監督上の留意点等を追加する改正を行ったもの（27年5月29日より適用）。

## 第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

### 1. 金融商品取引業者等における課題と今事務年度の考え方

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

金融商品取引業者等がこれらの役割を果たすことで、投資への流れが一層促進され、資産運用市場の中長期的な発展につながるとともに、金融商品取引業者等自身の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指していく必要がある。

同時に、金融商品取引業者等が金融仲介機能を適切に発揮していくためには、自らの健全性の維持・向上を図ることが前提となる。

こうした課題や考え方に基づき、本事務年度においては、主に以下のような点について、検証を行った。

### 2. 金融仲介機能の発揮

#### (1) 顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）

上記「好循環」を実現するためには、金融商品取引業者等が顧客のニーズを第一に考え、金融商品・サービスの提供に努めるとともに、資産運用能力の向上に努める必要がある。こうした観点から、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価等について検証を行ったほか、①投資運用業者について、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティーを踏まえた商品開発が行われているか、また系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか、②証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか、等の観点から検証を行った。

#### (2) 顧客の信頼・安心感の確保等

金融商品取引業者等が適切な利用者保護や法令等遵守を図りつつ適正な業務運営に努めることは、顧客の信頼・安心感の確保、ひいては円滑な金融仲介機能の発揮につながるとともに、金融・資本市場の公平性・透明性の確保につながる。

こうした点を踏まえ、①利用者保護の徹底の観点から、相談・苦情対応態勢の整備や業務継続性の確保に向けた取組みについて検証を行うとともに、②適正な業務運営の確保の観点から、サービスの不正利用の防止に向けた取組みについて検証を行ったほか、法令等遵守の徹底に向けて、業種毎の特性や過去の事例等も踏まえつつリスクベースでの監督を実施した。

### 3. 金融商品取引業者等の健全性の確保

金融商品取引業者等が金融仲介機能を発揮していくためには、自らの健全性の維持・向上を図ることが前提となる。

特に、大規模証券会社グループ等については、経済金融情勢や国際的な金融規制の動向も踏まえた経営管理態勢やリスク管理の高度化に向けた取組みを進めていくことが重要であり、こうした観点から検証を行った。

また、中小の証券会社や投資運用会社等についても、より質の高いリスク管理の徹底を促すとともに、自主規制機関等との更なる連携強化により、問題の早期発見・早期対応に努めた。また、外国為替証拠金取引業者における、為替変動に対するリスク管理の状況についても検証を行った。

### 第3節 第一種金融商品取引業

#### I 第一種金融商品取引業者の概況

##### 1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12-3-1参照）

###### (1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成26年7月以降、5社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者1社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者9社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、27年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は279社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、249社となっている。

###### ① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
サンワード貿易(株)	-	新規登録	26年7月25日
マネースクウェア・ジャパン分割 準備(株)	-	新規登録	26年9月19日
スコシア・セキュリティーズ・ア ジア・リミテッド	○	新規登録	26年10月1日
日興アセットマネジメント(株)	○	変更登録	26年11月4日
グッゲンハイムパートナーズ(株)	○	新規登録	27年2月16日
MCP投資顧問(株)	○	変更登録	27年5月18日

###### ② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの） 又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
ドットコモディティ(株)	-	合併消滅	26年7月1日
PLANEX TRADE. CO M(株)	-	廃止	26年10月10日

トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド (東京支店)	○	廃止	26年10月20日
マネースクウェアHD(株)	-	事業譲渡	26年11月17日
FXコーポレーション(株)	-	廃止	26年11月17日
西脇証券(株)	○	合併消滅	26年12月1日
サムスン証券(株)	○	廃止	26年12月31日
レクセム証券(株)	○	廃止	27年4月20日
イタウ・アジア・セキュリティーズ・リミテッド	○	廃止	27年4月20日

(2) 特別金融商品取引業者

27年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、19社となっている。

特別金融商品取引業者

SMB C日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村証券(株)	パークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス
ナティクシス日本証券(株)	

(3) 指定親会社

27年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の26年度決算概要(資料12-3-2~3参照)

国内証券会社234社の26年度決算(単体)は、株式市場が活況だった前期の水準

を下回ったものの、概ね好調に推移し、高い利益水準を確保した。

営業収益は、前期比 780 億円増の 4 兆 905 億円（同 2%増）、販売費・一般管理費は、同 1,885 億円増の 2 兆 7,689 億円（同 7%増）、経常損益は、同 1,610 億円減の 1 兆 109 億円（同 14%減）、当期純損益は、同 1,817 億円減の 7,214 億円（同 20%減）となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業へ移行している証券会社の増加や基準価額の上昇などから、投資信託販売手数料は、前期比 463 億円減の 4,510 億円（同 9%減）、投資信託代行手数料（信託報酬）は、同 195 億円増の 2,464 億円（同 8%増）となった。

## II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

26 年 7 月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4 社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 1 件
- ③ 業務改善命令 1 件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 1 件
- ⑤ 資産の国内保有命令 1 件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等」「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」等となっている。

## III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10 年 12 月 1 日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（27 年 6 月末時点 249 社、同年 3 月末時点基金規模約 564 億円）。（資料 12-3-4 参照）

## 第4節 第二種金融商品取引業

### I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12-4-1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成27年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,203社となっている。

### II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

26年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、3社に対して登録取消し（業務改善命令を含む。）の行政処分を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」、「不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況」等となっている。

## 第5節 投資助言・代理業

### I 投資助言・代理業者の概況（資料12-5-1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。平成27年6月末時点では、投資助言・代理業者数は989社となっている。

### II 投資助言・代理業者に対する行政処分

26年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4社に対して行政処分を行っており、その内訳は業務停止命令（業務改善命令を含む。）が2件、業務改善命令が2件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録で海外ファンドに係る募集又は私募の取扱いを行っている状況」、「無登録業者に対する名義貸し」等となっている。

## 第6節 投資運用業

### I 投資運用業者の概況

#### 1. 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成27年6月末現在の投資運用業者数は332社（投資信託委託業者93社、投資法人資産運用業者66社、投資一任業者270社、自己運用業者30社）となっている。（資料12-6-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

#### 2. 投資法人の推移

27年6月末現在の登録投資法人は71社（不動産系67社、証券系4社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）52社が運用する資産残高の合計は、27年6月末で13兆1,673億円（前年比11.2%増）となっている。

26年7月以降、6件のIPOを伴う新規上場があった。（資料12-6-2参照）

#### 3. 運用資産の推移

26年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は27年6月末で公募投信100兆8,628億円（前年比20.7%増）（株式投信83兆1,244億円（同20.9%増）、公社債投信17兆7,384億円（同20%増））、私募投信53兆8,894億円（同28.5%増）（株式投信51兆6,504億円（同26.7%増）、公社債投信2兆2,390億円（同89.5%増））となっている。

（資料12-6-3参照）投資一任契約資産残高については、27年3月末で199兆1,769億円（同18.4%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、5,309億円となっている（26事務年度に提出された事業報告書を基に集計）。

### II 投資運用業者に対する行政処分

26年7月以降、投資運用業者に対する行政処分は行っていない。

## 第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者

### I 登録金融機関の概況

平成26年6月末現在における登録金融機関数は、1,089社となっている。(資料12-7-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

なお、26年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

### II 取引所取引許可業者の概況

取引所取引許可業者は、国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者であり、金融庁が監督している。

27年6月末現在における取引所取引許可業者は1社となっている。(資料12-7-2参照)

### III 金融商品仲介業者の概況

26年6月末現在における金融商品仲介業者数は、815社となっている。(資料12-7-1参照)

26年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況については、近畿財務局による検査の結果、法令違反が認められたため、1社に対して行政処分(業務改善命令)を行っており、行政処分に至った違反行為の内容は、「外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為」である。

## 第8節 信用格付業者

### I 信用格付業者の概況（資料12-8-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成27年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

### II 信用格付業者の特定関係法人

27年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、44法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（27年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	13 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

## 第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

### I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者（いわゆる一般投資家）49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成27年6月末現在、これらの届出業者は3,483者（うち、適格機関投資家等特例業務届出者は3,052者、特例投資運用業者は534者）である。

（注）重複して届出を行っている業者がいるため、その内訳である適格機関投資家等特例業務届出者数及び特例投資運用業者数を合計した数値は、届出業者数と同一にはならない。

### II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について

26年7月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、23者の適格機関投資家等特例業務届出者に対して警告を行っており、その内訳は無登録で金融商品取引業を行う者14者、虚偽の告知等を行った者が20者となっている。

（注）重複して警告を行っている業者がいるため、その内訳である無登録で金融商品取引業を行う者数及び虚偽の告知等を行った者数を合計した数値は、警告を行った業者数と同一にはならない。

## 第10節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成27年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(27年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -13

## 第 11 節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

### I 相談件数の状況等

平成 26 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、2,831 件となっており、その年齢別内訳は 60 代以上が大部分（約 70%）を占める傾向は変わらないが、20 代から 40 代の相談が増加しており、その半数以上が被害後の相談となっている。これらの相談には、インターネットを通じた海外の無登録 F X 業者との取引などが多く含まれる。

商品別では、最近では集団投資スキーム（ファンド）の取引に関する相談件数が減少してきている（24 事務年度 1,493 件→25 事務年度 1,202 件→26 事務年度 654 件）一方、F X 取引に関する相談件数が多く認められており（26 事務年度 903 件）、海外所在の無登録業者のインターネット広告を見て取引を開始したが、返金に応じてもらえない、といった相談が目立つ。

なお、相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等も発生している。

### II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

さらに、最近の状況を踏まえ、被害の防止に向けた以下の取組みを実施している。

- ① 26 年 9 月、金融庁ウェブサイトにおいて、「無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください」の更新版を掲載し、投資家に注意喚起。また、海外の無登録業者による金融商品取引法違反等に関して、経済産業省と連携して、金融庁、関東財務局、一般社団法人金融先物取引業協会と連名で、一般社団法人インターネット広告推進協議会（26 年 10 月）に対し、海外の無登録外国為替証拠金取引（F X）業者の広告掲載自粛に関する要請文書を、また、一般社団法人日本クレジット協会（27 年 2 月）に対し、海外の無登録 F X 業者との取引の注意喚起に関する要請文書を、それぞれ発出。
- ② 26 年 12 月、金融庁ウェブサイトにおいて、「金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等にご注意ください！」の更新版を掲載し、投資家に注意喚起。
- ③ 高齢者を狙った消費者トラブルが多発していることを踏まえ、26 年 9 月から、詐欺の手口と対処方法等について、テレビ CM、雑誌広告、新聞等で注意喚起（政府広報）。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化。

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている（26事務年度は5件の申立てを行った）。

## 第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

## 第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

### I 貸金業者向けの総合的な監督指針

#### 1. 貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成19年11月7日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においては、サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年1月9日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況、顧客への対応等に関する監督上の着眼点、セキュリティ対策等について改正を行った（27年4月22日より適用）。

### II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、27年3月末現在、2,011業者（うち財務（支）局長登録299業者、都道府県知事登録1,712業者）となり、26年3月末から102業者減少した。

### III 貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、26事務年度は、52業者に対して検査を実施している。

### IV 貸金業者に対する行政処分

26事務年度中において、財務（支）局長登録の貸金業者に対する行政処分はなかった。

### V 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料13-2-1参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、26事務年度においては、26年11月16日に実施した。

### VI 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、27年6月末現在、48,926人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

### VII 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、26事務年度は、計26回実施している。

## VIII 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（21年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、27年6月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町41-1

### 第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き

#### I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年1月9日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、監督上の着眼点として明確化するため、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」を改正した（27年4月22日より適用）。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	25年3月末	26年3月末	27年3月末
自家型発行者	732	765	805
第三者型発行者	1,068	1,050	1,024
合計	1,800	1,815	1,829

#### II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施（注）しており、26事務年度は、128業者に対して検査を実施している。

（注）従来の「前払式証票の規制等に関する法律」における検査対象は、第三者型発行者のみであったが、資金決済法の施行（22年4月）により、自家型発行者にも検査対象が拡大された。

#### III 前払式支払手段発行者に対する行政処分

26事務年度中において、前払式支払手段発行者に対する行政処分はなかった。

#### IV 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが新たに義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、事務ガイドラインにおいては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日より可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から27年6月末までに690件実施されている。

#### V 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（2年10月1日）から27年6月末までに46件実施されている。

（25 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(株)ミヤスズ	関東財務局	26 事務年度

（26 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
(有)パル・サービス	中国財務局	未実施

#### VI 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達によ

り銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみ認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年1月9日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、監督上の着眼点として明確化するため、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」を改正した（27年4月22日より適用）。

27年6月末現在の資金移動業者数は40業者となっている。

## Ⅶ 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、26事務年度は、5業者に対して検査を実施している。

## Ⅷ 資金移動業者に対する行政処分

26事務年度中における資金移動業者に対する行政処分は、次の1件であった。

- ・委託先の管理が不十分と認められた1社（関東財務局長登録）に対する行政処分（業務改善命令）。

## 第4節 SPC等の監督をめぐる動き

### I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下「SPC」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

#### （SPCの登録・届出件数）

	25年3月末	26年3月末	27年3月末	27年6月末
新法SPC	835社	759社	774社	762社
旧法SPC	2社	2社	2社	2社

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法SPCとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたSPCをいい、旧法SPCとは、特例旧特定目的会社をいう。

### II SPC等に対する行政処分

26年事務年度中において、特定目的会社に対する行政処分はなかった。

### III 資産の流動化の状況

（億円）

	24年9月末	25年9月末	26年9月末
資産対応証券の発行残高等	110,609	98,640	87,061
(1) 新法SPC	110,336	98,478	86,899
(2) 旧法SPC	273	162	162
① 不動産	53,031	50,257	41,991
② 不動産の信託受益権	45,759	38,164	35,119
③ 指名金銭債権	7,650	6,943	6,461
④ 指名金銭債権の信託受益権	3,327	2,445	3,077
⑤ その他	841	832	413

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

(注2) ①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

## 第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

### 不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」（以下「法」という。）は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

不動産特定共同事業者の数は、27年6月30日現在83社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が33社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が49社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は27年6月30日現在7件である。

## 第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

### 確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、27年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は198法人となっている。（資料13-6-1参照）

## 第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

### 電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

26事務年度においては、サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年1月9日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、監督上の着眼点として明確化を図るため、事務ガイドラインを改正した（27年4月22日より適用）。

電子債権記録機関は、27年6月末現在4社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	22年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年1月25日

## 第8節 金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう（「金融庁組織規則第8条第4項第1号」）。

平成27年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、120グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し（18年7月から府令室）、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

## 第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

### I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が検査を実施しており、26 事務年度は、8 協会に対して検査を実施している。

別図 13-9-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会		主務大臣・都道府県知事

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（27 年3月末現在）。

### II 政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料 13-9-2 参照）

15 年4月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15 事務年度から検査を実施している。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、リスクの所在を想定し、必要と認められる検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

26 事務年度は、1 機関に対して検査を実施した。

(参考) 政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の8機関をいう。

## 第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

### I 本制度導入の経緯

政府は、平成13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

### II 回答実績

金融庁では、26事務年度において、対象となる照会に対して2件の回答を行っており、制度導入からの累計は57件となっている。

### III 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

## 第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

### I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針（以下「事務ガイドライン等」という。）を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

### II 回答実績

制度導入からの累計は4件（26事務年度における照会は0件）。

### III 利用上の留意点

#### 1. ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

#### 2. 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

## 第16章 疑わしい取引の届出制度

### I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料16-1参照）

### II 疑わしい取引の届出に関する概況

#### 1. 届出の状況

平成26年1月から12月までの1年間に、金融機関等から366,779件（前年比22,632件増）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成26年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

#### 2. 研修会の開催

警察庁との共催により、26年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

#### 3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

## 第17章 課徴金納付命令

### I 課徴金制度について

#### 1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

##### (1) 金融商品取引法

###### ① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

###### ② 情報伝達・取引推奨行為

###### ③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

###### ④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

###### ⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

###### ⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

###### ⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

###### ⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

##### (2) 公認会計士法

###### ① 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

###### ② 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

#### 2. 課徴金納付命令までの手続（資料17-1参照）

##### (1) 金融商品取引法

###### ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

###### ② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金

融庁長官に提出する。

- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

II 課徴金納付命令等の状況（資料 17-2 参照）

26 事務年度においては、不公正取引事件 40 件及び開示書類の虚偽記載等事件 8 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

1. 課徴金納付命令の実績

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載等	合計
17 事務年度～ 21 事務年度	96 件	34 件	130 件
22 事務年度	20 件	23 件	43 件
23 事務年度	25 件	14 件	39 件
24 事務年度	29 件	9 件	38 件
25 事務年度	40 件	8 件	48 件
26 事務年度	40 件	8 件	48 件

(2) 公認会計士法

20 年 4 月の制度導入以降、課徴金納付命令の実績はない。

2. 審判期日等の実績

(1) (株) R I S E 株式に係る相場操縦（平成 25（判）14）

25 年 7 月 31 日 開始決定  
26 年 7 月 8 日 審判期日  
26 年 8 月 1 日 課徴金納付命令

(2) フィンテックグローバル（株）株式に係る相場操縦（平成 25（判）48）

26 年 3 月 11 日 開始決定  
26 年 7 月 8 日 審判期日  
26 年 8 月 21 日 課徴金納付命令

(3) 日本板硝子(株)の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引  
(平成25(判)29)

25年12月2日 開始決定  
26年7月17日 第1回審判期日  
26年9月19日 第2回審判期日  
26年12月26日 課徴金納付命令

(4) (株)ノジマとの契約締結者による内部者取引(平成26(判)1)

26年4月22日 開始決定  
26年7月25日 審判期日  
26年8月21日 課徴金納付命令

(5) 国際石油開発帝石(株)の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引(平成25(判)30)

25年12月2日 開始決定  
26年7月28日 審判期日  
26年10月30日 課徴金納付命令

(6) (株)田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引(平成25(判)43、44)

26年2月25日 開始決定  
26年9月16日 審判期日  
26年12月4日 課徴金納付命令

(7) 日神不動産(株)役員からの情報受領者による内部者取引(平成26(判)32)

26年12月19日 開始決定  
27年5月14日 審判期日  
27年6月25日 課徴金納付命令

(8) (株)高田工業所株式に係る相場操縦(平成26(判)35)

27年3月2日 開始決定  
27年5月29日 審判期日

(注) これまでに審判期日が開催され、26事務年度中に審判手続(審判期日)が終了したものの。

## 第 18 章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

### 第 1 節 金融モニタリングレポート（資料 18-1-1 参照）

検査局・監督局においては、「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」の下、緊密に連携し金融モニタリングに取り組んだ。

「金融モニタリングレポート」は、この新しい金融モニタリングの実施を通じて得られた検証結果や課題の中から主な項目を取りまとめ、公表したものである。

本レポートの公表を通じて、金融機関、市場関係者、金融サービスの利用者との間で様々な議論が行われる契機となり、より良い金融サービスの提供につながることを期待している。

## 第2節 金融検査結果事例集

金融庁では、平成17年以降、金融機関が内部管理態勢の整備を行う上で参考となるよう、金融検査（オンサイト・モニタリング）において認められた事例を定期的に取りまとめ、金融検査結果事例集として公表してきた。

25事務年度より、オン・オフ一体の新しい金融モニタリングを実施しているが、こうした枠組みの中で実施したオンサイト・モニタリングの結果（個別の指摘事例等）について、現状においても引き続き有用と思われる既存事例とともに整理し、新たな金融検査結果事例集として、27年6月に公表した。

今後、金融モニタリングにおいて、有用と思われる事例が生じた場合は、随時追加等を行っていく予定である。

### 第3節 検査モニター制度（資料18-3-1参照）

立入検査中もしくは立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

平成26事務年度においては、25事務年度に実施した立入検査に関するオフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を26年9月25日に公表した。

#### （参考）検査モニター制度の概要

##### 1. オンサイト検査モニター

- ① 金融庁・財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中もしくは立入検査終了後に、代表者等から直接意見聴取を行う。  
なお、金融庁主担検査に財務（支）局等幹部が、財務（支）局等主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。
- ② オンサイト検査モニターの実施時期については、金融機関の希望を聴取し、調整を行う。
- ③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

##### 2. オフサイト検査モニター

- ① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式により意見を受け付ける。
- ② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の2回に分けて実施する。
- ③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後10日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から10日目までの間を目安とする。
- ④ 寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行う。
- ⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。
- ⑥ アンケート結果については、集計を行い、1年に1回程度公表する。

#### 第4節 意見申出制度（資料18-4-1参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

17年7月からは、本制度の中立性・公平性・透明性の向上の観点から、意見申出の審理を行う意見申出審理会の外部委員として、専門家4名を招聘し、その後21年1月には、外部委員を6名増員し、10名体制とした（27年6月末時点では9名体制）。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、26事務年度末までに41機関より申出があり、その内訳は、銀行22件、協同組織金融機関10件、保険会社2件、貸金業者5件、その他（証券会社等）2件となっている。

申出内容については、379事案の申出のうち、資産査定に関するものが全体の約8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約42%となっている。

##### （参考）意見申出制度について

###### ①対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の実施する全ての金融検査。

###### ②対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

###### ③提出期限

原則として立入終了後2週間以内（期限が土休日に当たる場合、その翌営業日）とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

###### ④提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

###### ⑤提出先

被検査金融機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

###### ⑥審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

###### ⑦審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

## 第5節 金融モニタリング情報の収集について

### I 概要（資料18-5-1参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス、郵送を通じて、金融機関に関する情報を広く一般から収集する「金融モニタリング情報収集窓口」を設置している。

### II 情報の収集状況

#### 1. 収集件数

平成26事務年度の総収集件数は、489件となっており、そのうち、預金等取扱金融機関に関する情報が163件（33%）、保険会社に関する情報が295件（60%）、金融機関名や情報内容が不明なもの等が31件（7%）となっている。

#### 2. 業態別の主な情報

- (1) 預金等取扱金融機関については、法令等の遵守等に関するもの、経営管理に関するもの、預金・投資信託及び保険等の説明等に関するもの、融資の申込みや貸付条件の相談等に関するもの、顧客情報の漏洩等に関するもの、リスク管理に関するもの、苦情対応等に関するものなど、多様な情報が寄せられている。
- (2) 保険会社については、保険金や給付金の支払い等に関するもの、法令等の遵守等に関するもの、苦情対応等に関するもの、契約の変更や解約処理等に関するもの、保険商品の説明及び告知の取扱い等に関するもの、経営管理に関するもの、顧客情報の漏洩等に関するもの、リスク管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

## 第4部 国際関係の動き

### 第19章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合がワシントンで開催された。その後、G20・FSB（金融安定理事会）・各基準設定主体といった様々な場において、金融危機の再発防止に向けた金融規制改革が議論されてきており、これまでに多くの合意がなされてきている。今後は、これらの合意が実施段階を迎えるにあたって、規制の不整合から生じる市場の分断が生じないように、当局間で十分に調整を行うことが課題となっている。当庁は、こうした国際的な合意の実施・課題に対する対処に積極的に参画している。

#### 第1節 首脳・閣僚級の国際会議（G20・G7）

##### I 概要

2008年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等を議論するために、それまでのG7を中心とした枠組みではなく、新興国も交えた首脳レベルの会合が必要とされ、ワシントンにおいて第1回G20首脳会合（サミット）が開催された。それ以降、G20は、国際経済協力に関する「第一のフォーラム」として定例化されており、金融規制は引き続き主要な議題とされている。近年は年に1回の首脳会合と、年に数回の財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合が行われている。

2014年11月の第9回G20ブリスベン・サミットでは、金融危機への対応として進められてきた金融規制改革が概ね達成されたことが歓迎され、また、今後の課題は、新たなリスクに注意を払いつつ、政策枠組みの残された部分の最終化や、合意した事項の完全な実施が中心であると、各国が一致した。

G7においても引き続き国際的な金融規制改革に関する議論が行われることもあり、財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合等が開催されている。

※ G20メンバーは、G7（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合、で構成されている。

なお、議長国は1年ごとに各国の持ち回りとなっており、2014年は豪、2015年はトルコ、2016年は中国が議長国に選出されている。

##### II 活動状況

###### 1. 2014事務年度の主な首脳・閣僚級会議の開催状況

- ① G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2014年9月20日－21日、豪・ケアンズ）
- ② G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2014年10月9日－10日、米・ワシントン）
- ③ G20 首脳会合（2014年11月15日－16日、豪・ブリスベン）
- ④ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2015年2月9日－10日、トルコ・イスタンブール）
- ⑤ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2015年4月17日、米・ワシントン）
- ⑥ G7 財務大臣・中央銀行総裁会議（2015年5月27日－29日、独・ドレスデン）
- ⑦ G7 首脳会合（2015年6月7日－8日、独・エルマウ）

## 2. 2014年11月のG20首脳会合で合意された事項

2014年11月15日－16日に豪・ブリスベンで開催されたG20首脳会合では、金融規制改革について、主に以下の事項が合意された。

- (1) 金融危機への対応としての金融規制改革について我々が行った中核的なコミットメントの重要な面を達成したことを確認。
- (2) 銀行の資本及び流動性ポジションを改善し、デリバティブ市場をより安全にするための改革は、金融システムにおけるリスクを低減させることを確認。
- (3) グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）が破綻した際に、納税者を一層保護する追加的な損失吸収能力を求めるFSBの提案を歓迎。
- (4) シャドバンキングに係る更なる取組のために、更新されたロードマップを承認し、銀行とノンバンクとの間のリスク経路を縮小する措置に合意。
- (5) 店頭デリバティブ改革の迅速な実施における更なる具体的な進展の達成を要請し、国・地域が、サンクトペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励。
- (6) FSBにおける新興経済地域の代表の増大及びFSBの実効性を維持するための取組を歓迎。

## III 当庁の対応

我が国は、国際的な金融規制改革において、国際的に合意された改革を着実に実施するとともに、

- ① 中長期的に強固な金融システムを構築した上で、成長資金の供給に支障をもたらさないバランスの取れた規制とすること、

② 規制導入にあたっては、十分な経過期間を確保した上で、着実に実施すべきものであること、  
が重要であると主張してきた。

我が国は、これまでの国際合意に従って、バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革を実施してきたほか、金融システムの安定及び金融危機の再発防止に向けて、国際的な金融規制改革の議論に引き続き建設的に参加・貢献していく。

## 第2節 金融安定理事会（FSB）

### I 概要

#### 1. 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF: Financial Stability Forum)が設立された。金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)は、2009年4月のG20 ロンドン・サミットの合意を踏まえ、FSFが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものであり、FSBの発足会合は2009年6月に開催された。FSBは、スイス・バーゼルのBIS(国際決済銀行)内に事務局を有しており、2013年1月には、スイス法上の非営利法人として法人格を取得している。さらに、2015年3月にはメンバーシップ(代表権)の見直しが行われた。

#### 2. 目的

FSBは、

- ① マクロ・プルーデンス的観点からの、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、
- ② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、
- ③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視

などを主な目的としている。

#### 3. 組織

##### (1) メンバーシップ(代表権)

FSBは、全てのG20に所属する国及び地域、さらに香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局(監督当局、財務省、中央銀行)のほか、国際通貨基金(IMF)等の関係国際機関、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)等の金融分野の国際基準設定主体などから構成されている。1カ国は1～3の代表権を有しており、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。FSBの議長は、2011年11月よりマーク・カーニー(英中銀総裁)が務めており、2014年11月に再選された(任期は3年)。

なお、豪・ブリスベンで開催されたG20首脳会合での合意を踏まえて、本年3月、アルゼンチン、インドネシア、サウジアラビア、トルコの各財務省及び南アフリカ中央銀行が新たにFSBメンバーとなることが承認された。

##### (2) FSBの構成

FSBは、年2回程度行われる本会合を最終的な意思決定会合としており、

我が国においては、前述の通り、金融庁、財務省及び日本銀行がそれぞれ議席を有している。FSB本会合の下には、FSB全体の方針を議論する運営委員会（Steering Committee）が設置されており、さらにその下に規制監督上の協調に関する常設委（SRC）、脆弱性評価に関する常設委（SCAV）、基準の実施に関する常設委（SCSI）、予算等に関する常設委（SCBR）の4つの常設委員会（Standing Committee）や複数の部会が設置されており、それぞれFSBに参加している各国当局の幹部等により構成されている。また、必要に応じて、様々な専門部会が設置されており、個別具体的なテーマについての検討が行われている。

その他、FSBは、金融システムの脆弱性及び金融システムの安定化に向けた取組みについて、FSBメンバー当局と非FSBメンバー当局との意見交換を促す観点から、アジア・アメリカ・欧州・中東及び北アフリカ・サブサハラアフリカ・CIS諸国の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。なお、当庁の河野金融国際審議官が、2013年7月からの2年間、アジアRCGの共同議長を務めた。

## II 活動状況

### 1. 概要

2014事務年度においては、計2回のFSB本会合が開催された。

### 2. 2014事務年度FSBから公表された主な報告事項等

- ・市中協議文書「外為指標」（2014年7月15日公表）
- ・「主要な金利指標の改革」（2014年7月22日公表）
- ・「シャドバンキングの監視と規制の強化：清算集中されない証券金融取引に関するヘアカット規制の枠組み」（2014年10月14日公表）
- ・「銀行構造報告書」（2014年10月27日公表）
- ・「健全な報酬慣行に関する原則実施基準」第3次進捗報告書（2014年11月4日公表）
- ・「FSB代表権構造の見直しに関するG20首脳向け報告書」（2014年11月6日公表）
- ・グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の2014年更新リスト（2014年11月6日公表）
- ・グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SII）の2014年更新リスト（2014年11月6日公表）
- ・店頭デリバティブワーキング・グループ（ODWG）による第8次店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書（2014年11月7日公表）
- ・市中協議文書「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力の充実」（2014年11月10日公表）

- ・「新興市場・発展途上国に対する規制改革の影響に関するモニタリング」(2014年11月12日公表)
- ・『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』の完全な実施に向けて(2014年11月12日公表)
- ・市中協議文書「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」(2014年11月13日公表)
- ・「シャドバンキングから強じんな市場型金融への転換：進捗概要及びロードマップ」(2014年11月14日公表)
- ・「金融規制改革に関する進捗報告書」(2014年11月14日公表)
- ・「銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関(NBNI G-SIFI)の選定手法」(2015年3月4日公表)
- ・システム上重要な銀行(SIB)に対する監督の枠組み・手法に関するテーマ別レビュー報告書(2015年5月26日公表)

等

### 3. 国際基準の策定に向けた取組み

2013年9月に開催されたサンクトペテルブルク・サミットにおいて、2014年末までにグローバルなシステム上重要な金融機関の破綻の際の損失吸収力の充実性(TLAC)に関する提案を策定するよう要請された。FSBは、この要請に基づき、TLACに関する市中協議文書を2014年11月に公表し、同月のブリスベン・サミットに提出した。FSBはBCBSと共に包括的な影響度調査を実施しており、今後、市中協議及び影響度調査の結果を踏まえ、2015年11月のアンタルヤ・サミットまでに基準を最終化する予定である。

また、LIBOR等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2014年7月にFSB報告書「主要な金利指標の改革」を公表した。本報告書は、G20の要請を受け、主にTIBOR・LIBOR・EURIBORの3指標を対象として、より実取引に裏打ちされた代替指標の採択と実行可能性についての検討等について取りまとめたものである。加えて、FSBは外為指標に係る不正操作問題を受けて、2014年9月にFSB報告書「外為指標」を公表した。

その他、中央清算機関(CCP)に関して、CCPの強じん性(resilience)、再建計画の策定(recovery planning)、処理可能性(resolvability)を促進するための作業計画が策定されており、今後、作業計画にしたがって政策措置等の必要性について議論がなされていく予定である。

### 4. 国際基準の遵守強化に向けた取組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、FSBは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、FSBメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。

テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてFSBメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、2014年は、G-SIBの監督枠組みに関するテーマ別レビューが実施された。現在、破たん処

理、店頭デリバティブの取引情報蓄積機関、シャドーバンキングに関するレビューが進行中。国別レビューは、IMFによるFSAPの金融関連指摘事項についての実施状況を中心にレビューを行うもので、これまでに11カ国に対するレビューが完了している。2015年は、インド、ブラジル、日本、フランスの4カ国を対象に実施。

2015年より、金融規制改革の実施とその影響に係る包括的なアニュアルレポートを作成することで合意され、2015年11月のアンタルヤ・サミットに提出される予定である。

## 第20章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、前章掲載のFSBなどが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

### 第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

#### I 概要

##### 1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS:Bank for International Settlements）本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

##### 2. 目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定
- ② 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

##### 3. 組織（資料20-1-1参照）

###### （1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20が国際経済協力の枠組みとして本格稼働を始める中で2009年及び2014年に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、豪、ベルギー、ブラジル、加、中国、仏、独、香港特別行政区、インド、インドネシア、伊、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米及びEUの銀行監督当局及び中央銀行から構成されている。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からはスウェーデン中央銀行のイングベス総裁が務めている。

る。

## (2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Experts Group）等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の銀行監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されているほぼ全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

## 4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

## II 活動状況

### 1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針等を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

#### (1) バーゼルⅢ

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010年11月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年12月、「バーゼルⅢテキスト」として公表された。

そのうち、自己資本比率は、リスク・ベースの指標であるが、普通株式等Tier1比率が従来の2%から、最低水準とバッファーで7%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られている。また、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013年1月から段階的に実施し、2019年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

また同時に、このようなリスク・ベースの指標である自己資本比率を補完するものとして、二つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）及

びレバレッジ比率の導入が定められており、2013年1月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初60%とし、翌年から10%ずつ引き上げ2019年に100%とする）こととなった。2014年10月には、安定調達比率の最終規則文書が公表され、2018年から実施することとなった。

レバレッジ比率については、2014年1月にその枠組と開示要件に関する最終規則文書が公表され、今後、試行期間（2017年1月まで）の結果を踏まえ、最終調整する予定となっている（開示は2015年1月から開始）。

## （2）システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関（SIFIs：Systemically Important Financial Institutions）に対する規制・監督上の措置については、2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関（G-SIFIs：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）の①特定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。追加的資本上乗せ規制については、2016年1月から段階的に適用が開始され、2019年1月までに完全実施される予定である。

また、2012年10月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs：Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する12の原則を示した枠組み文書が公表された。

## （3）その他

バーゼル委員会は、各国におけるバーゼルⅢ規制の着実な実施を促すため、その状況を調査・評価することとしており、2012年10月には我が国におけるバーゼルⅢの実施状況に関する報告書を公表した。この中で、我が国の国内規制は国際合意を遵守していると総合的に高く評価された。

## 2. 最近の主な動き

2014年11月のG20ブリスベン・サミットでは、これまでに合意したテーマについて概ね作業が完了した旨の首脳宣言が出され、バーゼル委員会においても、全体としては、既に合意した各種規制を各国が着実に実行に移していく段階に入っている。

足元では引き続き、標準的手法の見直しや銀行勘定の金利リスクなどに関する議論が続いているほか、自己資本規制の簡素化及び比較可能性、リスク感応度の確保や規制の相互連関と複合的影響といった分野横断的な議論も行われている。

(1) 標準的手法及び資本フロアの見直し

ア. 信用リスクに関する標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、リスク感応度の向上や比較可能性の向上等の観点から信用リスクに関する標準的手法の見直し作業を行っており、2014年12月に信用リスクに関する標準的手法の見直しについての市中協議文書を公表している。

イ. オペレーショナルリスクに関する標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、オペレーショナルリスクの計測手法に関し、従来のBIA（基礎的手法）・TSA（粗利益配分手法）を統合し、新しい標準的手法の導入を検討しており、2014年10月にオペレーショナルリスクに関する新しい標準的手法についての市中協議文書を公表している。

ウ. 資本フロアの見直し

バーゼル委員会は、2014年12月に資本フロア（所要自己資本額の下限）の見直しに関する市中協議文書を公表しており、リスクアセットの信頼性や比較可能性を向上させる観点から、資本フロアの参照基準を、現行のバーゼルIから標準的手法に変更することを提案している。

(2) 銀行勘定の金利リスク

バーゼル委員会において、銀行勘定の金利リスク（現在は第2の柱の取扱い）について、①トレーディング勘定との間の規制の平仄、②将来の金利上昇に対する備えの観点から、2013年4月から検討を開始している。

バーゼル委員会における議論の結果、2015年6月に①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する第1の柱案及び②現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応を明確化・透明化した第2の柱案の両論併記による市中協議文書が公表されている。

(3) 自己資本規制の簡素化及び比較可能性、リスク感応度の確保等

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルに基づくリスク計測をベースにして自己資本比率を算出しているが（内部格付手法）、その結果にはばらつきが見られるところ、バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率の簡素さや比較可能性を向上させるべく検討を行っている。

(4) システム上重要な銀行に対する対応

2014年11月、FSBからG-SIBsのリストが公表された。本リストに基づき、G-SIBsに対する追加的資本上乘せ規制は2016年から段階的に実施され、2019年から完全実施される予定（リストは毎年更新）。

## 第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

### I 概要

#### 1. 沿革及び現状

- (1) 証券監督者国際機構（IOSCO:International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて203機関（2015年6月末現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986年から2000年末まではモントリオール（カナダ））。
- (2) 我が国は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継し、我が国からの普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2014年9月/10月にリオデジャネイロ、2015年6月にロンドンで開催された。次回は、リマで2016年5月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

#### 2. 目的

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システムック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

#### 3. 組織（資料20-2-1参照）

##### (1) 総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催

される。

## (2) 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅡ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、2013年3月のシドニー会合において金融庁 河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）の任期満了に伴い選任されたオーストラリア証券投資委員会（ASIC）メドクラフト委員長である。副議長は、カナダ・オンタリオ州証券委員会（OSC）ウェットソン委員長と、マレーシア証券委員会（SC）シン委員長の2名が務めている。議長、両副議長は、2014年10月のリオデジャネイロ会合で再任されている。

<参考：代表理事会に統合された過去の主な会議体>

### ○ 理事会 (Executive Committee)

理事会は、主に定款の変更、予算・メンバーシップの承認など、組織運営上の必要な決定を行う会議体であり、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会員で構成されていた。

### ○ 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により設置されたIOSCOの政策立案の中心となる機関であり、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としたものである。世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する18の当局（当庁を含む）で構成されていた。

また、当庁の河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）は、2011年4月のケープタウン総会において同委員会議長に選定され、2012年5月の北京総会において代表理事会が設立されるまでの間、同委員会の議長を務めていた。

## (3) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会（APRC：Asia Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。現在の議長は、香港証券・先物取引監察

委員会（SFC）オルダーCEOである。2015年3月にはアジア・太平洋地域委員会の会合を東京で開催し、APRCとして域内の発展に貢献するための戦略的枠組みを定めた「APRCロードマップ」を策定・公表した。

#### 4. IOSCOの性格

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている（ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMOU」という。）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMOUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）。

#### 5. 我が国の対応

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。2014年10月には格付会社に関する委員会（Committee 6）の副議長に渡部国際証券規制調整官（現 郵便貯金・保険監督総括参事官）が副議長に就任するとともに会合を東京で開催したほか、上記のとおり、2015年3月にはアジア・太平洋地域委員会の会合も東京にて開催した。

## II 活動状況

### 1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（IOSCO・MMOUの推進）に重点を置いており、G20首脳会合のマנדートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システムミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

### 2. 会計・監査・開示に関する委員会（Committee 1）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（IFRS）及び国際監査基準（ISA）等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント・レターを发出している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から、議論を行っている。

### 3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2015年4月には、「取引所等において効果的に電子取引システムのリスクを管理し、事業継続を計画するためのメカニズム」と題する市中協議報告書を公表した。

### 4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2015年2月には、「証券セクターにおける健全性基準の比較・分析」と題する最終報告書を、2015年4月には、「市場仲介業者の事業継続及び復旧計画」と題する市中協議報告書を、2015年5月には、「大規模な市場仲介業者による信用評価のための信用格付利用の代替手段に係るサウンド・プラクティス」と題する市中協議報告書を公表した。

### 5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不正取引の抑止の手段などについて議論を行っており、2015年6月には、「証券規制の法執行における信頼できる抑止」と題する最終報告書を公表した。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ(SG)において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。SGでは、IOSCO・MMOUのB署名当局(審査基準を満たさなかった当局)が署名当局となることを目指し、審査作業を行っている。

### 6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、MMF等のシャドバンキングの諸課題、資産運用業界におけるシステムック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2015年6月には「資産運用業における信用格付会社への依存の低減に係るグッドプラクティス」と題する最終報告書、及び、「投資ファンドの手数料と費用に係る国際的な基準」と題する市中協議報告書を公表した。

### 7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2015年3月には、格付会社の自己統治に係る国際基準である「信用格付会社の基本行動規範」を再改訂した。

#### 8. 商品先物市場に関する委員会 (Committee 7)

商品先物市場に関する委員会は、商品先物市場の透明性の向上等について検討を行っている。G20 の要請を受け 2012 年 10 月に公表した「石油価格報告機関に関する原則」の、実施状況に関する報告書を 2014 年 9 月に公表した。同様に G20 の要請を受け 2011 年 9 月に公表した「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」の、実施状況に関する報告書は 2012 年 10 月に公表し、また、2014 年 9 月に、最新の実施状況を踏まえ報告書の最新版を公表した。

#### 9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013 年 6 月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係る I O S C O の役割や戦略的取組等について検討を行っている。2014 年 11 月には、「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」と題する最終報告書を、2015 年 5 月には、「不正防止に向けたメッセージに関する調査結果」と題する最終報告書を公表した。

#### 10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、証券当局がシステムック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2014 年 10 月には、「証券市場のリスク・アウトルック 2014-2015」を公表した。

#### 11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会は I O S C O において策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2014 年には、「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言 (2012 年 10 月公表)」、「証券化商品関連規制に関するグローバルな動向 (2012 年 11 月)」における提言の各国の実施状況に関してレビュー作業を実施し、昨年 11 月に中間報告を公表した。

### III その他

#### 1. I O S C O の 2020 年までの戦略的計画に係る議論

I O S C O は、2010 から 2015 年の戦略的計画の期限を迎えるため、次の 5 カ年 (2020 年まで) の戦略的計画を、I O S C O メンバーへのアンケート調査結果等をもとに検討し、2015 年 6 月の I O S C O 総会 ロンドン 会合で合意し公表した。

#### 2. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国証券監督管理委員会 (C S R C) (1997 年)、シンガポ

ール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局29当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年）、米国商品先物取引委員会（CFTC）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。

他方、これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMOUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2015年2月末現在、105の証券当局がIOSCO・MMOUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

### 第3節 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

#### I 概要

2009年のピッツバーグ・サミットにおいて、遅くとも2012年末までに、標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブ契約について、以下の事項を行うことに合意した。

- (1) 中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（TR）への報告
- (3) 取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引

これを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則が策定されるとともに、各国においても規制が整備・実施されている最中である。

#### II 活動状況

##### 1. FSB 店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

上記合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革（2012年末期限）の進捗状況をモニタリングする目的で設立され、半期毎に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。直近では2014年11月に第8次報告書が公表されている。

##### 2. 店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（SEC）・商品先物取引委員会（CFTC）の呼びかけにより設置された非公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、2012年12月、「クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関する共同プレス声明」を公表した。また2014年11月、G20ブリスベンサミット向けに、これまでのODRGでの議論の概要に関する報告書を提出した。

##### 3. マージン規制作業部会（WGMR）

中央清算機関（CCP）で清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月（第一次）及び2013年2月（第二次）の二度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。

##### 4. CPMI－IOSCO

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI : Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に

支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。実施モニタリングについては、2015年2月、6月にそれぞれ評価報告書を公表した。また、2014年10月には、FMIのための再建に関する報告書を、2015年2月には、清算機関のための定量的な情報開示基準の報告書をそれぞれ公表している。

## 第4節 保険監督者国際機構（IAIS）

### I 概要

#### 1. 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

#### 2. 目的

IAISは、1994年に以下の目的のために設立された。

- ① 効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持
- ② 国際的な金融安定化への貢献

#### 3. 組織（資料20-4-1参照）

##### （1）総会

総会はIAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

##### （2）執行委員会

議長は、フェリックス・ホーフフェルト（ドイツ連邦金融監督庁長官）、共同副議長は、浜野隆（金融庁総務企画局国際政策管理官）とケビン・マッカーティ（フロリダ州保険長官）が務めている（2015年6月現在）。

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ（サハラ以南）：1、中東・北アフリカ：2、東欧：1、オフショア：2）から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。

##### （3）専門委員会

マイケル・マクレイス議長（米連邦保険局 局長（2015年6月現在））。執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌している。

専門委員会の下には、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

##### （4）金融安定委員会

アルベルト・コリンティ議長（伊保険監督機構 理事（2015年6月現在））。執行委員会の下で金融安定に関する基準策定等を行っている。

(5) その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

4. 我が国の対応

金融庁は現在、執行委員会（副議長）、専門委員会、金融安定委員会及びその他主要な小委員会等に主要メンバーとして出席し、国際的な保険監督の基準や原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

II 活動状況

1. 金融危機を踏まえた対応

(1) グローバルなシステム上重要な保険会社（G-S I I s）の選定

I A I Sは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-S I I s）の選定手法及び政策措置を公表。この公表にあわせ、FSBは、当該選定手法に基づき、G-S I I sの当初リストとして、世界の保険会社から9社（注）を選定し、公表した（当該リストには、日本社は含まれず）。2014年11月、G-S I I sの更新リストが公表され、当初リストと同じ9社が選定された。G-S I I sの選定については、2015年以降も引き続き行われ、毎年11月に公表される予定。

（注）アリアンツ（独）、アクサ（仏）、A I G（米）、アビバ（英）、ジェネラル（伊）、メットライフ（米）、ピンアン（中）、プルデンシャル（米）、プルデンシャル（英）の9社。

(2) G-S I I sに対する政策措置及び資本基準の検討

G-S I I sに適用する政策措置に関しては、監督当局は、①「監督の強化」、②「破たん処理可能性の向上」、③「より高い損失吸収力の賦課」、からなる政策措置を行うこととされている。

上記③については、保険では健全性（自己資本規制）に関する国際統一基準がないため、2013年7月のFSB本会合において、I A I Sは、2014年のG20サミットまでに、まず、G-S I I sに適用される「資本の上乗せ基準」の基礎となる「基礎的資本要件」（Basic Capital Requirements : BCR）を策定し、その後、2015年末までに資本の上乗せ基準を策定することが合意された。I A I Sは、FSBでの決定に基づき、2014年10月にBCRの最終文書を公表し、2015年のG20サミットまでに策定することとしている「資本の上乗せ基準」（Higher Loss Absorbency Requirement : HLA）についての検討が行われており、2015年6月に市中協議文書を公表した。なお、BCR及びHLAは2019年からG-S I I sに適用される見通しである。

(3) 国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み (ComFrame) 及び国際資本基準の検討

I A I Sでは、金融危機を踏まえ、「国際的に活動する保険グループ (I A I G s)」の監督のための共通枠組み (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups : ComFrame) を検討している。

ComFrame は、① I A I G sの選定基準、② I A I G sに対するソルベンシー及びガバナンス基準、③監督当局によるクロスボーダーでの監督上の協力等に関する基準の3つの柱から構成される。②の I A I G sに対するソルベンシー基準については、ComFrame の議論から一旦切り離し、I A I Sが2017年央までに策定する「国際資本基準」(Risk-based Global Insurance Capital Standard : I C S) の議論の中で検討が行われており、2014年12月に第1次市中協議文書を公表し、本年4月末にその影響度調査を開始した。

ComFrame は、2010年から検討が行われ、検討の過程で市中協議を実施する予定であるが、最終的には、I C Sも含めたComFrame が2019年に採択され、2020年から I A I G sに適用される見通しである。

2. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

I A I Sは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等を I A I Sに拠出するなどの積極的な協力を行っている。

## 第5節 ジョイント・フォーラム

### I 概要

ジョイント・フォーラム (Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) の15カ国の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時 (1996年) から本会合に参画してきている (金融庁、日本銀行が参加)。

### II 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2014事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

- ① 2014年11月 マイアミ本会合
- ② 2015年3月 バーゼル本会合

2013年12月に「長寿リスク移転市場：市場構造、成長の推進力・障害及び潜在的リスクに係る報告書」、2014年4月には「保険・銀行・証券業界における販売時の情報開示に係る報告書」をそれぞれ公表した。

2014事務年度においては、2014年9月に、「金融コングロマリットの監督カレッジに関する報告書」、2015年6月に、「各業態における信用リスク管理の進展：現状と提言に係る報告書」を公表した。

## 第6節 金融サービス利用者保護国際組織 (FinCoNet)

金融サービス利用者保護国際組織 (FinCoNet) は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。2013年11月の年次総会（於：リスボン）において、金融消費者保護の監督当局による国際組織として設立された。現在、16カ国が加盟し、議長はアイルランド（中央銀行）が、副議長はカナダ（金融消費者庁）が務めている（2015年6月）。

当庁は、2013年11月の年次総会（於：リスボン）で、当該組織の執行評議会 (Governing Council) メンバーに選任され、組織作りの作業に貢献してきた。

2014年事務年度においては、2014年10月に上海で開催された年次総会での議論を経て、3つの常設委員会（監督ツールボックス、貸金業者による責任ある貸出、モバイル技術・技術革新）を設置し、サブスタンス面での議論が充実してきている。

## 第21章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も行われている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

### 第1節 国際通貨基金（IMF）

#### I 概要

国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD.C.。専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

#### II 活動状況

##### 1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表されている。

2015年の当庁との協議では、主に金融セクターの安定性について意見交換が行われた。当庁は、IMFに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

##### 2. 金融セクター評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）

IMFは加盟国に対し、金融セクター評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）を実施している。これは、加盟国の銀行・証券・

保険を含む各セクターに対し、国際基準の遵守状況や規制監督の枠組み・運用等についてレビューし、金融セクターの安定性を評価するもので、1999年から加盟国に対し順次実施されている（基本的に各加盟国に対して5年に一回行われる）。なお、我が国に対するF S A Pの結果は、2003年9月（第一回）、2012年8月（第二回）にそれぞれ公表されている。

### 3. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

通常年2回刊行される「世界経済見通し（WEO:World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSR:Global Financial Stability Report）においては、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。直近のレポート（2015年4月）では、日本の財政再建及び構造改革の必要性や、資産運用業の監督強化の必要性等について分析が行われている。

## 第2節 経済協力開発機構（OECD）

### I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（OECE：Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む34カ国が加盟している。事務総長はメキシコ出身のグリア氏が務めている（2006年～）。

### II 活動状況

#### 1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。2014年は我が国が閣僚理事会議長国を務めた。

#### 2. 経済開発検討委員会（EDRC：Economic and Development Review Committee）

OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟34カ国及び重要な非加盟国について、1年半～2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2015年4月に対日経済審査報告書が公表された。

#### 3. 経済政策委員会（EPC：Economic Policy Committee）

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価した上で、経済見通し（OECD Economic Outlook）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の提言を行っている（年2回）。

#### 4. コーポレート・ガバナンス委員会

OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピア・レビューの実施のほかOECD非加盟国に対する普及活動等を行っている。

2013年11月より、同委員会の副議長を金融庁の岡村国際担当参事官（2015年6月現在）が務めている。

## 5. その他の委員会等

保険及び私的年金委員会（I P P C : Insurance and Private Pensions Committee）、金融資本市場委員会（CMF : Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や知識の普及活動が行われている。最近では、2012年4月に、金融教育に関する国際ネットワーク（INF E）で「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が公表されたほか、長期投資に係るG20とOECDの共同作業部会が設置され、2013年9月に「機関投資家による長期投資ファイナンスに関するG20/OECDハイレベル原則」がG20サミットで承認され、公表された。

## 6. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、ODA予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

## 第3節 世界貿易機関（WTO）

### I 概要

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、161カ国・地域が加盟している（2015年6月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最恵国待遇（MFN）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

### II 活動状況（金融サービス分野）

#### 1. 金融サービス交渉の構図

2000年2月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。交渉は、四極（日、米、加、欧州委員会）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

#### 2. リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年6月）、改訂リクエスト（2005年2月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は初期オファー（2003年3月）、改訂オファー（2005年6月）を提出した。

#### 3. 共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005年12月に開催された第6回閣僚会議（於：香港）において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。

#### （参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

#### 4. ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が一旦中断した後、様々な調整が続けられたものの、農業及び非農産品の市場アクセス（NAMA：Non-Agriculture Market Access）交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。WTOサービス・クラスター会合における交渉は継続され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え、各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。

#### 5. 新サービス貿易（T i S A : Trade in Services Agreement）協定

2012年より、WTOに加盟する有志国が、新しいサービス貿易の一層の自由化に向けた議論を行っていたが、2013年6月よりT i S Aとして本格的な交渉へと移行した（2015年6月現在で24ヶ国・地域が参加）。2014事務年度は、2014年7月、9月、12月、2015年2月、4月の計5回開催され、早期の合意形成に向けて、金融を含むサービス貿易について議論が行われた。

## 第4節 経済連携協定（EPA等）

### I 概要

#### 1. 二国間EPA等

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002年11月発効、その後2007年9月改正議定書発効）、メキシコ（2005年4月発効）、マレーシア（2006年7月発効）、チリ（2007年9月発効）、タイ（2007年11月発効）、インドネシア（2008年7月発効）、ブルネイ（2008年7月発効）、フィリピン（2008年12月発効）、ASEAN全体（2008年12月発効）、ベトナム（2009年10月発効）、スイス（2009年9月発効）、インド（2011年8月発効）、ペルー（2012年3月発効）及びオーストラリア（2015年1月発効）との間でEPAが発効している。現在、EU、ASEAN、カナダ、コロンビア、韓国、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）、トルコとの間でEPA交渉、中国・韓国との間でFTA交渉を行っている（韓国とのEPA交渉は2004年以降中断、湾岸協力理事会諸国との交渉は2009年以降中断。）（資料21-4-1参照）。なお、モンゴルとは2015年2月にEPAに署名した。

#### 2. 環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans Pacific Partnership）協定

2010年3月に交渉が開始されたTPPは、日本を含む12か国が参加し、アジア太平洋地域における高い水準の貿易自由化を目標に、物品の関税撤廃に加え、金融サービスを含む非関税分野のルール作りや新しい分野（環境、労働等）を含む包括的協定を目指している。日本は、2013年7月の交渉から参加し、2014事務年度に開催された計8回の会合で各国との交渉を行った。

### II 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、日本の金融機関の海外進出や更なる業務展開のため、他国におけるビジネス環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、

規制の内容や運用の不透明性は、日本の金融機関の萎縮に繋がる恐れがあるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上等についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、EPAに基づく金融当局間の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、このような対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員をはじめ様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている。

## 第5節 金融活動作業部会（FATF）

### I 概要

#### 1. 金融活動作業部会（FATF）

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在34カ国・2地域が参加（下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2012年4月のFATF大臣会合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

#### 参加国・地域（2015年6月30日現在）

アルゼンチン、豪、オーストリア、ベルギー、ブラジル、加、中国、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、欧州委員会、湾岸協力理事会

FATFの主な役割は、以下のとおり。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

#### 2. 「40の勧告」及び「9の特別勧告」から「40の勧告」への改訂（FATF勧告）

国際基準であるFATF勧告は、マネー・ローンダリング対策の基本的枠組み「40の勧告」及びテロリズムとテロ行為に対する資金供与対策の基本的枠組み「9の特別勧告」により構成されてきた。第4次相互審査に向けて、現行の「40の勧告」と「9の特別勧告」の改訂作業が行われ、現行勧告を統合・整理し、双方の対策をカバーする改訂「40の勧告」として2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

#### 3. FATF相互審査

F A T F 勧告遵守状況に関し、F A T F 参加国間にて相互審査を実施しており、その審査報告書は、F A T F 全体会合での議論を経て採択される。

被審査国は、審査報告書の採択後、「通常のフォローアップ」又は「厳格なフォローアップ」のプロセスに置かれる。相互審査において不合格（勧告が履行されていない、又は履行が不十分）と評価されたF A T F 勧告について、「通常のフォローアップ」においては2年に一度、「厳格なフォローアップ」においては全体会合において決定された頻度で、不備事項の改善状況をF A T F に対して報告する必要がある。

#### 4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

F A T F 勧告の遵守が不十分な国・地域（F A T F メンバーに限らない）に対して是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はF A T F 作業部会I C R G（International Cooperation Review Group）が取り扱っている。

F A T F は、2007年10月以降、I C R G プロセスを経て特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

## II 活動状況

### 1. F A T F 第3次相互審査

F A T F 勧告の遵守状況に関する我が国の第3次相互審査は、2008年に実施され、全49勧告中25勧告において履行の不備が指摘された。審査から2年後にあたるF A T F 2010年10月会合において、我が国対応の進捗について第1回フォローアップ報告を行い、本事務年度は第10回、第11回、第12回フォローアップ報告を行っている。

### 2. F A T F 第4次相互審査

2009年10月のF A T F 全体会合での採択に基づき、第4次相互審査基準の改訂作業は、第3次相互審査基準におけるF A T F 勧告履行以上の様々な問題点を踏まえ開始された。作業部会での議論の末、2012年2月のF A T F 全体会合において改訂F A T F 勧告が採択・公表された。この改訂勧告に基づき、2014年より、加盟国・地域の①形式基準の遵守（法令整備等の評価「Technical Compliance」）及び②実効性（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策システムの評価「Effectiveness」）について、審査が順次実施されている。

### 3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

2009年4月のロンドン・サミットにおけるG20からの要請に基づき、4つの地域（アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア）毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始した。2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、F A T F は非協力国・地域特定のための手続き、各国の

F A T F 勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2014 事務年度においては、2014 年 10 月の声明により、引き続き、対抗措置の適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定されているほか、対抗措置適用対象外のカテゴリーとして、アルジェリア、エクアドル、インドネシア、ミャンマーが特定されている。また、2015 年 2 月の声明により、上記の対抗措置適用対象外のカテゴリーから、インドネシアがリストより削除された。更に 2015 年 6 月の声明により、同カテゴリーからエクアドルがリストより削除された。

#### 4. 仮想通貨ガイダンスの公表

2015 年 6 月 26 日、F A T F は仮想通貨に関するガイダンスを公表した。本ガイダンスは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録または免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等を適用することに焦点を当てている。日本としても、F A T F 加盟国として、当該ガイダンスの内容を踏まえ適切に対応していく。

## 第22章 海外の金融当局との関係

### 第1節 金融監督者間の二国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施するほか、必要に応じて、監督協力に関する覚書締結・書簡交換等を行っている。

#### I 二国間協議等

金融庁は、2014 事務年度においては、EU、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、韓国、インド、UAE等多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、海外当局との間で、監督協力に関する覚書締結・書簡交換等を実施した。

(2014 事務年度に実施した監督協力に係る覚書締結・書簡交換の状況)

2014 年 11 月	韓国金融委員会、韓国金融監督院（覚書締結）
2015 年 1 月	インドネシア金融庁（書簡交換）
2015 年 2 月	欧州証券市場監督機構（覚書締結）
2015 年 6 月	アラブ首長国連邦中央銀行（書簡交換）

#### II 米国の店頭デリバティブ規制

2012 年 7 月、米国商品先物取引委員会（CFTC）は、ドッド・フランク法（2010 年 7 月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及び index 型を含む 10 銘柄以上を対象とした CDS 等）に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると、非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、CFTC にスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされている。

当該規制案に対する懸念を示すため、当庁が行った主な対応は下記のとおり。

- ① コメントレターを CFTC 宛に発出（2012 年 8 月 13 日（日銀と連名）、2013 年 2 月 6 日）
- ② 英国財務省、仏財務省、欧州委員会とともに、閣僚級共同レターを CFTC 宛に発出（2012 年 10 月 17 日）

- ③ 米国議会下院農業委員会小委において証言（2012年12月13日）
- ④ 英国財務省を含む10当局で、米国財務長官宛に閣僚級共同レターを发出（2013年4月18日）

上記を踏まえ、2013年7月にCFTCのクロスボーダー規制の最終版が公表された。

CFTCは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013年12月、CFTCは、日本を含む6カ国・地域（日本、香港、豪州、欧州、スイス、カナダ）の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、CFTCと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。しかしながら、米国で活動する、又は将来的に活動を予定している本邦の金融機関及び中央清算機関等については、代替的コンプライアンス措置あるいは米国での活動の法的位置付けがなお未確定・不明確なケースがあり、今後、CFTCと継続的に調整・検討する予定である。

### Ⅲ 欧州の店頭デリバティブ規制

2012年8月16日に、欧州委員会（EC）より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関するEU規則（EMIR）が施行された。また、2013年3月15日に、欧州証券市場監督局（ESMA）より、EMIRの技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

EMIRでは、EU域外の中央清算機関（CCP）がEU域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、ESMAから認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、CCPに関する欧州域外国の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であるとECが判断する必要がある。

ESMAは、2013年9月1日の欧州域外国CCPの同等性評価に関する技術的助言をECに提出し、9月3日に公表。2014年10月、わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と同等であると評価された。

2015年2月、ESMAとの間でCCPに関する監督協力に関する覚書を締結し、2015年4月、当庁管轄のCCPは、ESMAから外国CCPとして認証を受けた。

## 第2節 アジア等の新興市場国への取組み

近年、日本の企業や金融機関はアジア進出を加速しており、金融インフラ整備支援や金融規制緩和を通じた日本の企業や金融機関のアジア展開支援の必要性は高まっている。「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」（2013年6月14日閣議決定）において、アジアの金融インフラ整備支援を推進することとされており、「「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 -」（2014年6月24日閣議決定）においても、「本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていくための環境整備を行うため、本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。」とされている。

これらを踏まえ、当庁では、アジア諸国に対する金融インフラ整備支援及び「アジア金融連携センター」の取組みを推進してきた。

平成27年6月30日に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂2015 - 未来への投資・生産性革命-」において、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組するとともに、支援対象をアジア諸国以外に拡大するなど、技術支援体制の拡充を図ることとされたこと等を踏まえ、今後も取組みを強化していく。

### I アジア金融インフラ整備支援

金融庁は、アジア諸国の金融監督当局とのハイレベルでの往来を通じ、金融規制・監督等における連携強化に向け協議してきているほか、各国との長期的な協力枠組みを構築するため、金融技術協力に関する覚書締結・書簡交換を実施。

(2014 事務年度に実施した金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換の状況)

2014年 7月	タイ財務省（書簡交換）
同年 8月	タイ保険委員会（書簡交換）
同年 12月	フィリピン中央銀行（書簡交換）
2015年 6月	カンボジア国立銀行（書簡交換）
同年 6月	カンボジア証券取引委員会（書簡交換）

(参考：2013 事務年度に実施した金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換の状況)

2013年 10月	インドネシア金融庁（書簡交換）
2014年 1月	モンゴル金融規制委員会（書簡交換）
同年 1月	ミャンマー財務省（覚書締結）
同年 2月	タイ証券取引委員会（書簡交換）
同年 3月	ベトナム国家証券委員会（書簡交換）
同年 5月	タイ中央銀行との協力関係（書簡交換）
同年 6月	ベトナム財政省保険監督庁（書簡交換）
同年 6月	ベトナム国家銀行（書簡交換）
同年 6月	インドネシア金融庁（書簡交換）
同年 6月	モンゴル中央銀行（書簡交換）

上記の金融協議および覚書締結・書簡交換に基づき、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー及びモンゴルの金融当局を対象とする金融規制・監督等に関する現地セミナー及び本邦での調査ミッションの受入れを実施した。

(2014 事務年度に実施した金融庁によるセミナーの実施事例)

2014 年 7 月	タイ中銀・金融庁・ADB ジョイントワークショップ（現地）
同年 8 月	タイ中銀向け銀行破綻処理セミナー（東京）
同年 8 月	ミャンマー証券市場セミナー（現地）
同年 8 月	インドネシア金融当局との銀行監督ワークショップ（現地）
同年 11 月	ベトナム当局向け不良債権・取引所・保険行政セミナー（現地）
同年 11 月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 12 月	ベトナム首相府向けコーポレートガバナンスセミナー（東京）
同年 12 月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
2015 年 1 月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 1 月	ベトナム国家資本投資公社向けコーポレートガバナンスセミナー（東京）
同年 2 月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 3 月	ベトナム中銀向け検査実務セミナー（現地）
同年 3 月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 4 月	モンゴル金融規制委員会向け証券検査・監督セミナー（現地）
同年 4 月	ベトナム債権買取公社・資産管理公社向け不良債権処理セミナー（東京）
同年 4 月	インドネシア金融当局向け人材育成セミナー（東京）
同年 5 月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 6 月	インドネシア金融当局との郵便ネットワークを通じた金融サービスワークショップ（現地）
同年 6 月	ベトナム中銀向け検査実施セミナー（現地）
同年 6 月	ベトナム保険当局向け保険監督等実務セミナー（現地）

また、上記の取組みを効果的に推進するために、タイ及びベトナムの金融情勢の現状と課題の把握を目的とする調査を実施した。

さらに、日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展が日本を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、アジアの途上国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を下記のとおり実施した。

○銀行監督者セミナー（2014年10月開催）

アジアの新興市場国8か国から銀行監督当局の職員8名を招き、「第6回銀行監督者セミナー」を開催。日本の金融監督制度、危機管理、ストレステスト、邦銀のアジアビジネス戦略等について、金融庁職員等より講義を実施。

○証券監督者セミナー（2014年11月開催）

アジアの新興市場国15か国から証券監督当局の職員21名を招き、「第17回証券監督者セミナー」を開催。日本の証券市場規制や最近の国際的課題について、金融庁職員等より講義を行ったほか、日本取引所グループとも連携して施設見学を行うといった実地研修も実施。

○保険監督者セミナー（2015年3月開催）

アジアの新興市場国10か国から保険監督当局の職員10名を招き、「第11回保険監督者セミナー」を開催。我が国の保険市場・保険監督制度、業界のリスク管理・アジア戦略、国際規制の動向・クロスボーダー監督、料率算出機構の役割等について、金融庁職員等より講義を実施。

## II アジア金融連携センター（AFPAC）

### 1. 概要

アジア金融連携センター（AFPAC：Asian Financial Partnership Center）は、①アジアの金融・資本市場に係る諸課題や体系的な技術支援のあり方について検討を行い、アジアの金融インフラ整備支援に活用すること、②アジア諸国の金融当局との協力体制を強化することにより、本邦企業・金融機関のアジアにおける円滑な事業展開の確保に貢献すること、③アジア諸国の金融当局との連携を深め、国際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信することを主な目的として、平成26年4月に金融庁内に設置された。

### 2. 活動実績

平成26年7月以降、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの金融当局者を順次招聘し、平成27年6月末時点で計22名の研究員・インターン生がプログラムを修了した（平成27年7月末現在、8名の研究員が在籍中）。

長期滞在の研究員については、滞在期間中最初の1ヶ月程度で、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、庁内職員によるテーマ別研修や意見交換等を行った。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供した。

また、研究員は、母国の金融システムの現状や課題、AFPACのプログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行ったほか、2名の研究員が金融庁主催シンポジウム等においてパネリストとして参加した。具体的には、シンポジウム「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」（同年10月30日開

催、金融庁金融研究センター・アジア金融連携センター主催)において、ベトナム中銀職員により、ベトナムにおける中小企業金融の現状や課題等が紹介され、また、ADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」(平成27年1月23日開催、金融庁・ADB I・OECD・日本銀行共催)において、タイ証券当局職員により、タイ証券当局による資本市場へのアクセス促進に向けた取組等が紹介された。

### 3. 今後のあり方

平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015 - 未来への投資・生産性革命-において、日本企業等の海外進出を金融面から一層支援するとともに、日本の金融・資本市場の魅力在海外に一層強力に発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター(仮称)」に改組することとされた。また、それとともに、これまでアジア諸国のみに焦点をあてていた支援活動を、中東・アフリカ及びラテン・アメリカも対象区域に加え、技術支援体制の拡充を図ることとされたほか、日本の金融・資本市場の魅力をグローバルに発信する機能を「グローバル金融連携センター(仮称)」に与え、世界の主要金融・資本市場において海外IRを実施すること等とされた。これらを踏まえ、今後もより取組みを強化していく予定である。